

第二百八回国 参議院 法務委員会 會議録第十四号

令和四年五月二十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十九日

山下 雄平君

補欠選任 進藤金日子君

五月二十日

山本 博司君

補欠選任 石川 博崇君

五月二十三日

進藤金日子君

補欠選任 山下 雄平君

五月二十四日

山崎 正昭君

補欠選任 中西 哲君

辞任

中西 哲君

補欠選任 山崎 正昭君

出席者は左のとおり。

委員長 矢倉 克夫君
理事 清水 真人君
高橋 克法君
有田 芳生君
安江 伸夫君
川合 孝典君
岡田 広君
加田 裕之君
中川 雅治君
中西 哲君
福岡 資麿君
森まさこ君
山崎 正昭君
山下 雄平君

国務大臣

法務大臣

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務総局家庭局長

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

警察庁長官官房審議官
警察庁刑事局長
法務省大臣官房政策立案総括審議官

法務省民事局長
法務省刑事局長
法務省矯正局長
法務省保護局長
法務省人権擁護局長

出入国在留管理庁次長
外務省大臣官房審議官
外務省大臣官房参事官

真山 勇一君

石川 博崇君

東 徹君

山添 拓君

高良 鉄美君

嘉田由紀子君

古川 禎久君

手嶋あさみ君

久保田正志君

森元 良幸君

大賀 眞一君

吉川 崇君

金子 修君

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

松下 裕子君

西山 卓爾君

岡田 恵子君

股野 元貞君

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(矢倉克夫君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、山本博司君及び山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として石川博崇君及び中西哲君が選任されました。

○委員長(矢倉克夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。刑法等の一部を改正する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警察庁長官官房審議官森元良幸君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢倉克夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(矢倉克夫君) 刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。なお、刑法等の一部を改正する法律案は衆議院において修正議決されましたので、この修正部分につきましても併せて政府から説明を聴取いたします。古川法務大臣。

○国務大臣(古川禎久君) まず、刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

新たな被害者を生まない安全、安心な社会を実現するために、罪を犯した者の改善更生及び再犯防止を図ることが重要です。これまで国、地方公共団体、民間協力者が一体となって様々な取組を進めてきたこともあり、再犯者の人員は減少傾向にありますが、依然として刑法犯の検挙人員のうち五割近くを再犯者が占めています。

こうした状況を踏まえ、罪を犯した者について、その特性に応じたきめ細やかな指導、支援を行うことができるようにするなど、その改善更生及び再犯防止に向けた処遇の充実を更に推進することが必要であると考えられます。

また、近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識も高まっていることに鑑み、と、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止することが必要であると考えられます。そこで、この法律案は、罪を犯した者の施設内・社会内処遇をより一層充実させるため、刑法、刑事訴訟法、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、更生保護法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うとともに、刑法を改正して侮辱罪の法定刑を引き上げようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。第一は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとするともに、再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大し、あわせて、猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができるものとします。

第二は、資質及び環境の調査の結果に基づき受刑者ごとに定めるものとされている処遇要領について、入所後できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業、指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載して定めることとするほか、再び保護観察付全部執行猶予を言い渡された者については、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施することとするものであります。

第三は、刑事施設の長や保護観察所の長は、被害者等から申出があつたときは、その心情等を聴取することとし、これを矯正処遇や保護観察に生かすこととするほか、被害者等から申出があつたときに保護観察対象者に対して被害者等の心情等を伝達する現行法上の措置に加えて、受刑者に対しても被害者等の心情等を伝達することとするものであります。

第四は、侮辱罪の法定刑について、現行の拘留又は科料から、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に引き上げるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、刑法等の一部を改正する法律案は、衆議院において一部修正されており、その内容は、政府は、第一条の規定の施行後三年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第二百三十一条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものであります。

続いて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまし

て、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、爆発物取締罰則等の関係法律の懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(矢倉克夫君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○清水真人君 おはようございます。自由民主党の清水真人であります。

通告に従いまして、刑法等の一部を改正する法律案につきまして順次質疑をいたします。

ただいま趣旨説明があつたところでありますけれども、まず刑法の一部を改正する法律案についての、処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度を導入することとしておるところであります。今回の提案をするに至った背景及び経緯につきまして大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

新たな被害者を生まない安全、安心な社会を実現するためには、罪を犯した者の改善更生、再犯防止を図ることが重要であり、これまで官民を挙げて罪を犯した者の改善更生、再犯防止に取り組んでまいりました。こうした取組により再犯者の人員は減少傾向にございますが、それを上回るペースで初犯者の人員が減少しているため、刑法犯の検挙人員のうち約五割を再犯者が占めているところであります。

こうした状況を踏まえ、安全、安心な社会を実現するためには、罪を犯した者について、その特性に応じたきめ細やかな指導、支援を行うことができるようにするなど、その改善更生、再犯防止に向けた処遇の充実を更に推進することが

必要であると考えられます。

また、近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機としまして、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識も高まってきております。

こうしたことに鑑みますと、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対する厳正な対処を可能とすることが必要であると考えられます。

そこで、罪を犯した者の改善更生、再犯防止に向けた処遇をより一層充実させるための諸制度を導入するとともに、侮辱罪の法定刑を引き上げることと内容とする刑法等一部改正法案を提出したものでございます。

○清水真人君 ただいま背景及び経緯についてお伺いをさせていただきました。

それでは、順次、その内容等について質疑をしていきたいというふうに思います。

処遇の充実、立ち直りの後押しという点で、今回の改正では、大きな柱として拘禁刑の創設、そして刑の執行猶予制度の拡充等、社会内・施設内処遇の一層の充実強化を行うということとしておりますけれども、まず拘禁刑についてお伺いをいたしますが、懲役と禁錮を廃止し、これに代わるものとして拘禁刑を創設、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には改善更生のため必要な作業を行わせる、また必要な指導を行うことができるとするものであります。なぜ今までのままでなくこの拘禁刑を創設するのか、その創設の意義、また創設でもたらされる効果についてお伺いをいたします。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

近年、刑罰の目的の一つであります受刑者の改善更生、再犯防止の重要性についての認識が高まってきております。

そこで、個々の受刑者の特性に応じた処遇を可能として、一層の改善更生、再犯防止を図る観点から、現行法の懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置する、改善更生を図るため必要な作業を行わせ又は必要な指導を行うことができる規定することとするものであります。

これによりまして、例えば、教育を十分に行うべき若年者に対しては、作業を大幅に減らしたり作業を全くさせずに改善指導、教科指導を行うことが可能となったり、高齢者や障害者についても同様にその特性に応じた作業以外の改善指導を行うことが可能となるなど、より一層個々の受刑者の特性に応じたきめ細やかな処遇が可能になると考えております。

○清水真人君 ただいま答弁がありましたとおり、出所後の再犯防止という観点からは、作業、指導という面において、受刑者それぞれの特性に応じ、適した処遇を行うことが大切であることは言うまでもありません。改正案では、受刑者それぞれの問題特性に対応した作業、指導が認められる場合には、受刑者はこれを正当な理由なく拒否してはならないとされているところでもあります。

受刑者個々人の問題性、特性の判断については、それぞれの受刑者の生まれ育ちや生活の環境等が大きく関わってくることから、相応の専門性、分析力を持つ人や機関というのが行うことが重要であるというふうに考えております。

このことにつきまして、誰がどのように行っていくのか、また、この作業と指導についてであります。具体的にどのようなことを行うのか、今

までと違う点についてお伺いをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 刑施設におきましては、従来も個々の受刑者につきまして、医学、心理学、教育学その他の専門的知識及び技術等を有する職員による処遇調査を通じて、その特性の把握に努めてきておられるところでございます。拘禁刑受刑者に対しても、このような専門的知識及び技術等を有する職員による処遇調査を通じて作業や指導の必要性を判断することとなります。

今回の改正によりまして鑑別対象となる受刑者の年齢の上限が撤廃されますれば、必要に応じて二十歳以上の受刑者に少年鑑別所の鑑別を受けさせることで、専門的知識を用いた科学的調査の方法を用いて受刑者の特性をより精緻に把握することも可能となると考えてございます。

今回の法改正によりまして、個々の受刑者に対する処遇調査で把握した特性を踏まえ、例えば、先ほども答弁ございましたが、基礎的な学力の不足により社会生活に支障がある者など教科指導等を十分に行うべき若年の受刑者には学力向上のための指導を中心とした処遇を実施すること、あるいは高齢又は障害により受刑中の認知能力や身体機能の低下が懸念される受刑者につきましては、当該機能の維持向上に資する作業であったり、出所後の社会適応に必要な知識、能力を付与する改善指導あるいは福祉支援等の社会復帰支援を個々の受刑者の特性に応じバランスよく実施したり、あるいは依存症などの問題を抱える受刑者に対しては、出所後の生活を見据え、受刑者の特性や問題性に着目した指導と作業をバランスよく実施するなど、これまで以上に柔軟に処遇を組み合わせて実施することが可能になるものだと考えてございます。

○清水真人君 本日に特性に合わせて作業や指導を行っていたことは再犯の観点からも重要であると思えます。

そして、この受刑者個々人の問題性や特性の判断ということにつきましては、新たに入所する受刑者については入所後速やかに、かつ入念に行う

必要がありまじし、判断を行う人員等の負担が相応に増えていくだろうというふうにご考えているところでありまじし。現在の体制で十分にこの判断を行う人員等が対応できるのか、また、どのような専門的人材にて対処していくのか、お伺いをしたいと思います。

また、受刑者個々人の特性に合わせて作業や指導を行うためには、刑務官が適切にその内容というものを理解し、刑務官としての任をしっかりと全うしていただかなければ意味がないわけでありまじし、今後どのようにそういった職員教育等を行うのかについてもお伺いをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 今回の改正によりまして、受刑者の特性を把握し、処遇への動機付けを適切に行うとともに、個々の受刑者の問題性に応じた処遇を進め、受刑早期から円滑な社会復帰を見据えた指導や支援につきまして、これまで以上にきめ細かに対応していく必要がございます。

これまでも主に心理学を専門とする調査専門官などの配置を順次拡大してきておられ、専門スタッフの確保がますます重要になるものと認識してございます。法改正の趣旨を踏まえまして、受刑者の改善指導の実現に向けて、関係機関の理解を得ながら必要となる体制の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

また、刑務官に対する研修でございますが、刑務官に対する研修は、刑事収容施設法第十三条の三項に基づきまして、その専門性であったり処遇力の向上を図るため、矯正研修所あるいは各刑事施設において実施しているところでございます。今回の法改正の趣旨に沿いまして、個々の受刑者の能力向上が求められるものと考えてございまじし。受刑者の特性や問題性に応じた適切な処遇、対応力を向上させるための更なる研修の実施にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○清水真人君 研修をした上で、しっかりと刑務官の方たちに理解をしていただかなければ効果が出ないわけでありまじしので、丁寧にきめ細やかに

行っていた方がいいというふうにお伺いいたします。

また、現行法では、拘留は、懲役や禁錮と比べ、拘留については期間が一日以上から三十日未満ということで、短期の刑罰ということでありまじしので作業が課されておりまじし。今改正案では、拘留についても、改善更生につなげるために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるという規定が新たに追加されることとされておられるところでありまじし。

拘留につきましては、期間が短いため、速やかに拘留者の特性を把握し、分析し、よほど効率的に行わなければ成果が出づらいうふうに感じているところでありまじしけれども、どのような体制でその判断をし、また実際は、人数はどれぐらいい拘留されている方というのはいらぬのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。その前に、今答弁させていただいた中でちよつと誤りがございましたので、訂正させていただきます。個々の刑務官の能力向上と申すところは受刑者の方と申すつもりでございます。この点、訂正させていただきますと思ひます。

それから、ただいまの御質問でございますが、拘留受刑者につきましては収容期間が三十日未満とされておられまじし、また令和二年の新受刑者で五名と、極めて収容が少ない状態でございます。

今回の法改正によりまして、拘留受刑者につきましても、拘禁刑受刑者と同様、改善更生を図るために必要な作業や指導を行うこととなります。具体的には、刑が確定した施設におきまして、拘禁刑受刑者と同様、その年齢を考慮し、資質や環境に関する処遇調査を行った上で、拘留受刑者の短い収容期間内でも可能な範囲内で円滑な社会復帰を図るため、最低限必要な遵法精神を養うための指導であったり、勤労習慣を維持するための作業などの矯正処遇を行うことが考えられるところでございます。

○清水真人君 期間が短いわけでありまじしから、社会に戻ってから適応できるような、そうした指

導というのは本当によく分析して適切にやっていたら必要があると思ひますので、そういったことをしっかりと行っていたらと思ひます。

続いて、障害を持つ受刑者についてお伺いをいたします。

現在、障害、特に知的障害でありまじし、この障害を持つ受刑者についてどの程度いらつしやるのか、またその再犯の状況についてお伺いをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。令和二年における新受刑者の総数は一万六千六百二十名でございますが、そのうち知的障害を有する新受刑者というのは二百九十七人、約一・八％でございます。

知的障害を有する受刑者のみをその母数といたしました再犯、再入の状態というものを表した資料というのは持ち合わせてございませぬが、総じて、再入者全体と比べまして再犯に至るまでの期間が比較的短く、刑事施設への入所の回数も全体よりも多い傾向にあるものと承知してございませぬ。

○清水真人君 パーセンテージは一・八％程度ということですが、再犯を犯す期間が短い、回数も多いというようなお話だったというふうにお伺いしております。

障害を持つ受刑者、特に知的障害を持つ方につきましては、裁判でその責任能力に問題がないというふうな判断をされて刑の執行が行われるということになったわけですから、例えば懲役刑の宣告がなされた場合には、これまでの懲役刑であれば、ほかの受刑者と同じ何らかの作業をすることになるんだらうというふうにお伺いしております。

今回の改正案では、受刑者それぞれの問題特性に対応した作業、指導が認められる場合にはそれを行うということになるわけでありまじしけれども、先ほど答弁があったとおり、再犯の回数も短いというふうな、回数もあるということを受けまじし、障害を持つ受刑者にとって今回の改正がど

のように影響をするのか、どのような変化が起り得ると考えているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 今回の法改正によりまして、個々の受刑者の特性に応じて作業や指導が柔軟に実施できることとなるとともに、社会復帰支援が刑事施設の長の責務として規定されることとなります。それを踏まえまして、障害を有する受刑者に対しても、個々の特性を把握した上で障害に配慮した作業と改善指導を柔軟に組み合わせることでまいりたいと考えてございます。

さらに、障害によりまして出所後の自立が困難な受刑者に対しましては、出所後、直ちに福祉サービスを受けられるよう、関係機関と連携した調整が必要な作業や改善指導と並行して行うなどいたしました。障害を持つ受刑者の特性やニーズに応じた矯正処遇の充実に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

○清水真人君 特にこの障害を持つ受刑者につきましては、それぞれの特性というのがやはり重要になってくるんだろうというふうに思っておりますので、この辺についてもやはり刑務官がどのように対応するのかというのももちろん重要ですし、先ほどお話があった福祉との連携というのも重要であると思います。こうした点をしっかりと強化をしていっていただきたい、このように思うところであります。

続いて、PFI刑務所についてお伺いをいたします。PFI刑務所につきましては、申すまでもありませんけれども、民間の資金やノウハウを活用して官民協働で運営する刑務所でありまして、栃木県さくら市の喜連川社会復帰促進センターにおきましては、法務省が今年度から、持続可能な社会の実現への貢献というものが受刑者の更生へ役立つことから、受刑者に絶滅危惧種の保全活動をさせる新たな処遇を導入するということを決めたという、こういった新聞記事を拝見いたしました。

環境省のレッドリストにて絶滅危惧種に指定されているシルビアシジミというチョウでありまして、同じくレッドリストにあるカワラノギクを育てるということでありまして、そのほかにも循環型農業の導入等を行うことであります。法務省が目指す最終的な目標が、社会的な問題の解決と受刑者の改善更生を結び付けるという、刑務所と持続可能な開発目標、SDGsが融合したサステナブルプリズンということであるということですが、このことについては大変素晴らしい取組であるというふうに評価をしているところであります。

PFI刑務所は、もとより自由度の高い先進的な職業訓練などの作業を取り入れているところでありませぬけれども、こういった自由度のある取組が今回の改正によりましてどのようになるのか、影響がないのかにつきましてお伺いをさせていただきますか、と思っております。

○政府参考人(佐伯紀男君) 御紹介ございましたPFI手法を活用しております喜連川社会復帰促進センターにつきましては、官民協働での施設運営を行ってございまして、本年度から、御紹介いただいたような施設周辺の絶滅危惧種の保全活動、循環型農業などを矯正処遇の中に取り入れることとしておこなっております。

受刑者がこのような社会的な課題の解決に資する取組に参加することは大変意義があるものと考えてございまして、拘禁刑を創設する趣旨は、受刑者の改善更生及び再犯防止を図るため、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を可能とするものでありますので、この点を踏まえまして、引き続きこの種の活動にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○清水真人君 こういったサステナブルプリズンという考え方もありますけれども、こうしたものについては全体の刑務所等にも今後広がっていくというお考えなんでしょうか。ちょっと通告していませんが、お答えいただければと思うんですが、

ですが。

○政府参考人(佐伯紀男君) まずは喜連川センターにおきまして本年度始めたところでございまして、今後の見通しというのをちょっと軽々に申し上げることは難しいところではございますが、この趣旨につきましては十分考慮するに値するものと考えてございまして、そういった点を含めて検討してまいりたいと思っております。

○清水真人君 やはり社会的な問題の解決と受刑者の改善更生を結び付けるということは非常に素晴らしい取組であるというふうに思いますし、こういった取組が、それぞれどんな作業や指導と、それぞれの刑の重さ、低さによっても違いはあるとは思いますが、そういった考え方というのは非常に素晴らしいことであると思っておりますので、広げていっていただければと自身は思うところであります。

続いて、侮辱罪についてお伺いをいたします。SNSの普及は、我々に多くの情報に接する機会を与えてくれるとともに、他方、誹謗中傷の温床となり、多くの方々に深刻な被害を与えるものになっております。その結果として、被害者自らの命を絶つという事案も起るに至っております。刑法の中で最も軽い罰則しかなく、このことが問題視をされてきたところでもあります。

私も自民党におきましても、他者からの誹謗中傷を受け、自らの命を絶つに至った被害者の御家族等の声を聞きながら、侮辱罪の見直し、誹謗中傷対策について議論を進めてきたところであります。

今回の改正で、侮辱罪の法定刑を拘留又は科料から、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に引き上げることとしておこなうところでありまして、侮辱罪の現在の状況、また自ら命を絶つに至るような方が少しでも減っていく方向に向かわねばならないと考えておりますけれども、今回の改正による法定刑の引上げによる効果について、改めてお

伺いをいたします。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。一般に、刑罰には、犯罪を犯した者を処罰することによって社会の一般人を威嚇し警戒させて犯罪から遠ざからせる一般予防の機能があるとされております。

侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべき犯罪であるという評価を刑法として示すことにより、その威嚇力によってインターネット上のものを含めて侮辱罪に該当する行為を抑止する効果があると考えております。

また、今回の改正により、当罰性の高い悪質な事案に対してこれまでよりも厳正な対処をすることができるようになると考えております。

○清水真人君 ネットニュースを見ておりましたら、昨日、木村花さんのお母さんが、プロレス大会が命日に合わせて行われたということで、一日だけの復帰をしたというようなネット記事を見ました。そうした記事やイベントというのを見るたかねばいけない、こうしたものを改めて強く感じたいところでもあります。

さて、今質問した事項とともに、法定刑の引上げに伴い諸規定の適用関係が変わることとなりまして、公訴時効が一年から三年へと延びることとされておこなうところであります。今回の改正において、これは非常に私にはある意味では大きな点であるというふうに思っております。

他者による誹謗中傷においては、インターネット上、しかも匿名で行われるということが多くは知られておこなうところでありまして、誹謗中傷の被害者が発信者である加害相手の特定をする場合に、特にサーバー等が海外にあったりプロバイダー本社が海外である場合、特定に時間が掛かり、犯人を突き止めたときには公訴時効を過ぎ、訴えることができない、泣き寝入りをするしかないといったことが少なからずあったというふうにも聞いておこなうところであります。発信者の特定の迅速化を図るプロバイダー責任

制限法、これが今年十月までに施行されることと併せ、公訴時効の一年から三年への延長により、こうした事案を減らすことができるのではないのかというふうに考えているところでもあります。

一方で、そうしたデータがどのぐらいのタイミングで消されてしまうのかという課題もあるんだと思いますが、この延長の効果について法務省としてどのようにお考えなのか、お伺いをさせていただきます。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。公訴時効は一定の期間の経過により公訴権を消滅させるものであり、期間を経過した後は起訴することができなくなるものでございます。

侮辱罪の法定刑引上げに伴い、その公訴時効期間が一年から三年となることになりまして、御指摘のような事案がどの程度減少するかについて具体的に申し上げることは困難であります。一般論として申し上げますと、公訴時効期間が長くなるとしても、行為者の特定などに時間が掛かるとしても、必要な捜査を行って起訴するに足りる証拠を収集することができる場合はあると考えられるところでございます。

○清水真人君 少しでも今まで泣き寝入りをしていた方が少なくなるということが、こうした一年から三年に引き上がることでできれば非常にいいことかなというふうにも思っているところであります。

この侮辱罪の改正をめぐっては、自民党でも、「自由民主、いわゆる自民党の新聞、広報でありますけれども、こうしたところでも特集をしてきたところでもあります。そうした特集の記事を参考にしながらも質問させていただきたいと思っております。例えば、侮辱罪をめぐって、政治家が悪用するのではないかと、表現の自由が脅かされるのではないかという意見も聞かれています。

しかし、ただ相手を傷つけるだけの侮辱というものや批判や表現というものとは違うわけであり、また、どんな職業の方であれ、どんな立場の方であれ、侮辱をされてもいい方というのは一人もいない

ということであろうというふうに思っております。

この侮辱罪は、具体的な事実を伴わないで公然となされる暴言等を罰するものでありまして、例えば、〇〇のような政治姿勢、〇〇の政策はこうだというような、政策や政権運営等、こうしたものに對しての批判等、これの正当な表現行為についてはこれまでどおり処罰をされない、つまり言論弾圧を目的としていないのは明らかであるというふうな認識をしておりますし、我が党としてもそうした理解をしております。

そこで、さきに述べました政治家が悪用するのではないかと、また表現の自由が脅かされるのではないといった意見に對しての政府の見解を改めてお伺いをさせていただきます。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。表現の自由は憲法で保障された極めて重要な権利でありまして、これを不当に制限することがあってはならないということは、これはもう当然のことです。

今回の法改正は侮辱罪の法定刑を引き上げるのみでありまして、構成要件を変更するものではありません。したがって、処罰の対象となる行為の範囲が広がるわけではございません。侮辱罪が成立する行為の範囲が全く変わらない、つまり、これまで対象とならなかったものが今回によって新たに対象になるということはないわけでございます。また、拘留、科料を存置することとしておりますから、当罰性の低い行為を含めてこれは侮辱行為を一律に重く処罰するということ、そういう趣旨ではございません。さらに、公正な論評といった正当な表現行為につきましても、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であっても、刑法第三十五条の正当行為として違法性が阻却されて処罰されないと考えられます。

その上で、御懸念の点については、法制審議会の部会においても、捜査、訴追を行う警察、検察の委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであり、この点については今

般の法定刑の引上げにより変わることはないのと考え方が示されたところでございます。

したがって、今回の法改正は言論の弾圧につながるものでも表現の自由を脅かすものでもないと考えておりますけれども、この表現の自由に対する御懸念という御指摘があることはやはり真摯に受け止めたというふうな思っております。引き続き、法改正の趣旨等について丁寧な御説明に努めてまいりたいというふうに考えています。

○清水真人君 今、政府の見解を改めてお伺いをしたところであります。私も、しっかりと懸念を持っていらっしゃる方々にこの見解を正しく伝えてまいりたい、このように思っております。

そろそろ時間でありまして、私の質疑は以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。今、清水委員からの質問でも触れられましたけれども、インターネット上の暴力と言っているような表現に基づいて多くの人たちが今も傷ついております。木村花さんの件はもうとんでもない事件と言っていると思えますけれども、同時に、特にインターネット上では誹謗中傷、悪口雑言など、もう繰り返し、この時間にも恐らく続いているでしょう。

私が関わった、近くで見てきたケースでも、ヘイトスピーチに反対する在日コリアンの方や、やはりとんでもない誹謗中傷、攻撃を受けて、これはもう許せないということで弁護士と一緒に裁判に訴えました。しかし、それが誰の発言なのかというのを特定するために、これまでは二回裁判をやった、IPアドレスの開示から人物の特定に至って、そしてようやく本裁判をやった、結果的に侮辱罪ということで九千円の科料。

御存じのように、この侮辱罪というのは明治の法律ですから、貨幣価値がもう全く違うわけですよ。で、九千円。これはどうしようもないということで、結果的に、迷惑防止条例を使って、そ

して三十万円という科料になったというケースがあります。もう本当に時間と労力を使って、大変な目に遭った、それを何とかしようということ、当初九千円ということに驚いたんです、みんな。

だから、そういうことを何とか解決していかなければいけないということでは与野党も野党も政府も一致する今度の法律改正だと思っているんです。しかし、素朴な疑問が幾つもあるんです。ですから、今日、一回目の質疑ですから、本当に基礎知識のところから教えていただきたいというふうに思います。

まずお聞きをしたいのは、侮辱罪とは何かということなんですけれども、この法律において侮辱とはどういう意味なんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。侮辱罪における侮辱とは一般に他人に対する輕蔑の表示をいい、侮辱罪の保護法益は名誉毀損罪と同じく人の社会的名誉であると解されているものと承知しております。

○有田芳生君 私は国会議員になってから、特に二〇一三年をピークにして、ヘイトスピーチに今でも強い反対の行動をしております。非常に攻撃が激しいときには、国会の前に来てのぼり立てて、有田許さないというような叫ぶ人たちがおりました。来週の日曜日には神奈川県で有田粉砕デモというのがあるんです。二〇一三年にはインターネット上で有田死ねというようにしょっちゅう書かれて、今も書かれています。

これは表現の自由ですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。今委員から具体的な形で御指摘をいただきましたが、表現の自由に当たるとかどうかということ、私ども、刑事法の観点で申し上げますれば、もしそれが侮辱罪の構成要件に該当する場合は、刑罰法三十五条の正当行為として社会的相当性のあるものとして違法性が阻却されるかというところになるかと思っております。

どういった場合にその違法性が阻却されるかという点に關しましては、個々の事案の事実関係によって判断されるべき事柄でございますので、私どもとしてお答えを申し上げることは差し控えたいと存じます。

○有田芳生君 いや、有田死ねって書かれているわけですよ。私、当時、警察庁の方に来ていたんで、こういうのどうすればいいんですかと聞いたら、いや、何ともし難いですねという返事だったんですよ。

端的にお答えください。有田死ねというのは表現の自由ですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。大変申し訳ございません。委員、具体的な事案を前提としてお尋ねでございますが、個別事案における犯罪の成否は収集された証拠に基づき事案ごとにお答えを申し上げますので、私どもとしてお答えを申し上げることは差し控えたいと存じます。

○有田芳生君 今思い出したんですけども、その延長で、池袋などで、それこそそのぼりを立てて、有田に天誅を下すという人物がいたんです。天誅を下す、殺すということでも一緒なんだけれども、これに対しては警察が動いてくれたんです。取調べも行ったんです。それと死ねというのは違うんでしょうかね。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。再三のお答えになって申し訳ございません。委員のお尋ね、その具体的な事案を前提に犯罪の成否をお尋ねになつてお尋ねでございます。委員、それにつきましても、先ほど申し上げたとおり、私どもの立場として答弁を差し控えさせていただきます。

○有田芳生君 そうしたら、有田死ねというのは侮辱罪に当たることもあり得るんですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

個別の事案として当たる当たらないということをお答えすることは差し控えさせていただきます。

と存じますが、もし収集された証拠によりまして、今委員御指摘の文言が先ほど申し上げましたような他人に対する軽蔑の表示という形で侮辱罪の侮辱に当たるということになりましたら、その後、違法性の有無といった判断過程はございますが、そういった犯罪の成立要件を満たすことがあれば犯罪に当たることがあるかと存じます。

○有田芳生君 それでは、処罰範囲についてどうお考えなんでしょうか。衆議院の審議の中では処罰範囲は変わらないという答弁ですが、それで間違いはないですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。今回の法改正は侮辱罪の法定刑を引き上げるのみでありまして、もとより構成要件は変更しておらず、処罰対象となる行為の範囲は変わらないところでございます。

○有田芳生君 そうしますと、いかなる言動が侮辱罪の構成要件になるんでしょうか。その基準はあるんですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。先ほど申し上げましたが、侮辱罪における侮辱というのは一般に他人に対する軽蔑の表示をいうと解されておりまして、具体的な行為がこの侮辱に当たるとは侮辱罪の構成要件を満たすこととなります。

その上で、違法性の有無等といった犯罪成立要件に関する判断過程を経て、犯罪の成立要件があると認められる行為につきまして侮辱罪が成立するということになります。

○有田芳生君 私は、先ほども言いましたように、この問題で厳罰化というのは基本的に賛成なんでしょうけども、しかし、おかしいぞという大きな疑問は、なぜ懲役を入れたんでしょうか。その具体的な根拠をお示しください。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。

人の名誉を害する行為が行われた場合に適用される罰則といたしましては、名誉毀損罪と侮辱罪が考えられるところでございます。この二つの罪

はいずれも人の社会的名誉を保護するものであります。事実を摘示するか否かによりまして類型的に名誉侵害の程度が異なると考えられるために、名誉毀損罪の法定刑の上限は懲役三年とされておりまして、現行の侮辱罪とは法定刑に差が設けられているところでございます。

もつとも、近年における侮辱罪の実情等に鑑みますと、事実の摘示の有無をもってこれほど大きな法定刑の差を設けていくことははやや相当とは言いがたいと考えるところでございます。そのため、侮辱罪につきまして、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するとともに、当罰性の高い侮辱行為に対して厳正に対処するためには、その法定刑を名誉毀損罪に準じたものに引き上げることが相当であると考えられるところでございます。

法制審議会の部会におきましても、事務局から、今般の侮辱罪の法定刑の引上げは名誉毀損罪の法定刑に準じて懲役、禁錮の長期を一年とするものであることを説明した上で議論が進められまして、刑事法学者の委員、幹事からは、法定刑の上限が懲役一年とされている刑法上の他の犯罪と比較して侮辱罪による法益侵害の程度は低いとは言いがたい、侮辱罪の法定刑として一年以下の懲役を加えることは合理的であるなどの意見がありまして、議論が行われた結果、侮辱罪の法定刑に一年以下の懲役、禁錮を加えることが相当との意見が大勢を占め、答申に至ったところでございます。

今回の法改正におきましては、これらのことを踏まえて、侮辱罪の法定刑の上限を懲役一年に引き上げることとしたものでございます。

○有田芳生君 これまで侮辱罪の法定刑は拘留又は科料でしたよね。その場合の拘留というのは、具体的にどういう中身なんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。拘留といふのは、三十日未満の身柄拘束を内容とする刑でございます。

○有田芳生君 一日以上三十日未満、刑事施設に

拘留する、それでよろしいわけですね。

○政府参考人(川原隆司君) そのとおりでございます。

○有田芳生君 そうしますと、まあ明治からの法律ですから明治に遡るとは言いませんけれども、例えばこの五年間で侮辱罪で拘留されたケースというのはあるんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。平成二十八年から令和二年までの間に、侮辱罪のみによりまして処罰された事例で拘留に処せられたものは把握をしております。

そして、他の罪と併せて侮辱罪により処罰した事例で、侮辱罪により拘留に処せられたものは一件把握をしております。具体的には、駐車中の自動車に傘で傷を付け、さらに相手方の名前を示した上で、「バイキン」「ゴミネット」などと記載した紙を路上に置かれたごみネットに貼り付けた事案におきまして、器物損壊罪により懲役六月、執行猶予二年に、そして侮辱罪により拘留二十九日にそれぞれ処せられたものがあると承知しております。なお、この拘留につきましては、未決勾留日数が満つるまで算入されているところでございます。

○有田芳生君 それでは、インターネット上の侮辱によって侮辱罪に問われたケースというのはどれくらいあるんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。

私どもとして、お尋ねのような観点で統計として把握しておりませんのでお答えすることは困難でございますが、令和二年中に侮辱罪のみにより第一審判決、略式命令があった事例を調査いたしましたところ合計三十件でございますが、そのうちインターネット上の侮辱行為は二十一件でございます。

今申し上げたこの事例につきましては、侮辱罪の事例集として法制審議会の部会においてお配りしたところでございます。

○有田芳生君 侮辱罪に問われたのは今お示しい

いただいた数だと理解しておりますけれども、しかし、それ以外に、インターネット上では侮辱罪に問われても仕方がないようなケースというのはいくつかあるかというところは把握されているので、か。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

委員がお尋ねになったその数につきましては、法務省におきましては統計として把握はしていませんので、ご容赦願います。

その上で、参考として申し上げますが、一般社団法人セーフラインターネット協会においては、インターネット上で誹謗中傷にさらされている被害者からの連絡を受けて、事業者に対して削除を促す通知を行っておりますが、この誹謗中傷ホットラインにおきましては、令和三年中、二千八百五十九件の連絡を受け、そのうち、被害を受けた個人が特定可能であること、公共性がないことが明らかである又は公益目的の表現でないことが明らかであること、特定個人の社会的評価が低下させられるものであること又は社会生活上許される限度を超えた侮辱的表現を内容とするこのいずれにも該当する特定誹謗中傷情報は七百九十六件だったものと承知しております。

○有田芳生君 今、数をお示しいただきましたけれども、この法律が成立したとすれば、そうした言動というのは減ると理解されていますか。あるいは、その根拠はどうなんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。

一般に、刑罰には、犯罪を犯した者を処罰することによって社会の一般人を威嚇し警戒させて犯罪から遠ざからせる一般予防の効果があるとされております。

侮辱罪の法定刑の引上げにより、お尋ねのように、その数が減少するかや、あるいはそれがどの程度かについて定量的にお示しすることは事柄の

性質上困難でございますが、法定刑を引き上げ、厳正に対処すべき犯罪であるという評価を示すことにより、その威嚇力によって侮辱罪に該当する行為を抑止する効果があると考えております。

○有田芳生君 これまではインターネット上の言動についてお聞きをしてみましたけれども、インターネットだけでなくて、現実の問題が生じないのかということで、私は、二〇一九年七月に札幌で起きた、安倍総理が来られたときのやじ問題、国賠訴訟が今も続いておりますけれども、私はその当事者からも当時話を聞きましたし、現場にも行っているいろいろ調べました。

一体、二〇一九年七月に札幌でどういう事態が起きたんでしょうか。警察庁、お願いいたします。

○政府参考人(森元良幸君) お答えいたします。

お尋ねの事案は、令和元年七月十五日、札幌市におきまして参議院議員通常選挙の街頭演説が行われた際、北海道警察が警護警備を行う中で、現場の警察官がトラブル防止の観点から警察官職務執行法等に基づき一部の方々を移動させるなどした事案と承知しております。

具体的に申し上げますと、札幌駅前前の聴衆の中で突如男性が大声を上げ、周囲からは反発の声が上がって、聴衆の一人がその男性を手で押すなどの行為も発生したことから、トラブル防止の観点から当該男性を移動させ、その後、当該男性が次の街頭演説場所に現れ、大声を上げながら要人に近づこうとしたため制止を行った事案。

もう一つが、札幌駅前前の聴衆の中で突如女性が大声を上げ、聴衆が密集している場所に進んでいくようにしたことから、トラブル防止の観点から当該女性を移動させるなどした事案であると承知をしております。

○有田芳生君 言葉で言えば、大声を上げた人物に問題があるのかのように聞こえるけれども、いわゆるやじですよ。皆さんも経験されることあるか分からない、私も経験しますけれども、街頭で演説をやっていたらやじが飛ぶ。だけど、そ

れはもうやむを得ない、嫌なことだけれども、やむを得ないと私は判断しているんですけども。当時の札幌というのは、支援者の方々の中から叫んだから、それは支援者の方からすれば、おまえ、何だということになる。だけど、そこに警察官が物すごくやってきて強力で体を移動させたんですよ、何度も、女性に対しても。実は、裁判になつていないけど、それだけじゃないんです。ただ年を取った女性がブラカードを持っているだけで、消費税に関する政策変えてくれというブラカードを持っているだけでそのブラカードを下ろさせたり、これが現実なんです。

だから、適切な職務を執行されたら、警察の方々は、衆議院の、国家公安委員長も含めて、この間の山添委員の質問に対して本会議でもそういう発言ありましたけれども、言葉として言えば、何かとんでもない人がいて、それを問題あるから移動させたということなんだけど、現場を見たら異常な状況だったんです。

警察庁の方、改めてお聞きしますけれど、今説明していただきましたけれども、そのときの映像って見られましたか。

○政府参考人(森元良幸君) 委員御指摘の映像と一致するかどうか分かりませんが、私としても拝見したところがございます。

○有田芳生君 時間なくなってきたので急ぎます。

現行犯逮捕は、そういう場合、これは侮辱罪だぞということになればできるんでしょうか。統一見解が出ていますけれども。

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げます。

侮辱罪の現行犯逮捕についてお尋ねでございます。

侮辱罪による逮捕に関しましては、今般の法定刑の引上げにより住居不定であることなどの制限がなくなることとなりますが、それ以外の要件に変わりはないところでございます。

すなわち、現行犯逮捕は、現に罪を行い又は現に罪を行い終わった者が対象とされることが明白で、犯人による特定の犯罪であることが明白で、かつ犯人も明白である場合にしか行うことができないものでございます。

今回の改正後は、侮辱罪による現行犯逮捕は、ただいま申し上げた要件を満たす場合には、住居不定であることなどの要件がなくても法律上は可能となるものでございます。しかし、現行犯逮捕の要件である犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないことを明白ということでありまして、侮辱罪につきましては、表現行為という性質上、仮に構成要件に該当したとしても、違法性阻却事由の存否に関して、表現の自由などの憲法上の重要な権利との関係を慎重に考慮しなければ正当行為かどうかを判断できないため、現行犯逮捕時の状況だけで正当行為でないことが明白とまで言える場合は実際には想定されないと考えてございます。

政府統一見解としてさきにお示しいました考え方は、このようなものとして御理解をいただきたいと思います。

○委員長(矢倉克夫君) 質疑をおまとめください。

○有田芳生君 私人逮捕の問題もありますけれども、更なる疑問については、次回、国家公安委員長をお呼びしてお聞きしたいと思います。

○真山勇一君 立憲民主・社民の真山勇一です。今日は、刑法改正について質問させていただきます。今回のこの刑法の改正ですけれども、これ、刑法できたのは、明治四十年に制定されたということですから百十五年ぶりの私は大改正だと思います。そう言われています。刑罰が変わったということですね。

私は、この仕事の前にテレビの世界で働いておりましたので、ちょっと話を御紹介させていただきます。テレビの番組の中で刑事物とか

捜査物、とても人気があります。視聴率高いです。各局たくさんいろんな番組作っていますね、捜査一課長が主人公になったり、検察医師が主人公になったりして。

それで、最後はその事件が解決すれば当然裁判をやると。裁判をやると法廷が出てくるわけですね。そのとき裁判長が言渡しをする。被告を懲役〇〇年に処す、あるいは被告を禁錮〇〇年に処す、こういうふうに出てきますね。懲役とか禁錮という言葉は、一般の人たちなかなか裁判というのはなじみがないと思うんですけども、テレビドラマを見る限りは非常になじみが深く、こういう言葉が出てきます。

これが今度の改正で、ずうっと使われていたこの判決のときに使われる言葉が、被告を拘禁〇〇年に処すというふうに変わる、せりふが変わるというふうに理解しております。やはり、この刑法というのはなかなか普通の人たちにはなじみがないけれども、こうしたものを通して、テレビドラマなどを通して、ああ、懲役でなくなっちゃって拘禁という刑になったのかということが分かってもらえるんじゃないかなというふうに思っています。それほど今回大きな、私は、社会でもこういうふうに入られる大きな改革であるというふうに思っております。

それで、とてもこの大事な今回の改正について基本的なことをお伺いしたいんですが、明治四十年に刑法が制定されて以来、このときは現行法で懲役刑と禁錮刑というのが設けられているわけですね。このとき、この現行法でこれが決められた理由、意義、これについて、それから、これを今般拘禁刑に一本化しようとするその理由と意義、これについてお聞かせください。

○国務大臣(古川恒久君) ただいま委員から二点についてお尋ねがありました。

懲役、禁錮が設けられている理由、意義についてお答えいたします。

が、このような区別は、作業が過去の犯罪に対する報い、懲らしめとして課されるものであるという考え方を前提とした上で、そのような作業を行わせることがふさわしくない一定の犯罪による受刑者に対しては、拘置に純化した刑として禁錮を科すべきとする考え方によるものと承知をいたしております。

そこで、二点目のお尋ね、拘禁刑の創設の理由と意義ということでございますけれども、近年、刑罰の目的の一つであります受刑者の改善更生、再犯防止の重要性についての認識が高まってきております中で、作業というのは重要な処遇方法でありますから、それを行わせるか否かが刑の種類という形式的な区分によって定まるものとするのではなく、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができるようにすることが重要でございます。

そこで、個々の受刑者の特性に応じた処遇を可能として、一層の改善更生、再犯防止を図る観点から、現行法の懲役及び禁錮を廃止して、これらに代えて拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置する、改善更生を図るため必要な作業を行わせ又は必要な指導を行うことができることと規定することとするものでございます。

○真山勇一君 懲役刑は、作業を義務付けるという、報いとか懲らしめのためというふうにおっしゃいました。それを一本化するの最近のやっぱり認識の変化があつて、言われているように、基本的には新たな犯罪を生まないということその再犯防止ということから、今回のこの一本化の改正になったというふうな理解をしております。

それでは、その懲役刑は刑務作業が義務とおっしゃいました。義務ですけれども、拘禁刑は作業、これは義務化、義務では、つまり義務ではないわけですね。なぜ義務化されないのか、これが一点。それから、懲役刑と拘禁刑のその作業、つまり現行とそれからこれからの改正の拘禁刑で、作業、違いが何かあるんでしょうか。これを踏まえて、この二点、伺いたいと思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。懲役は、刑法におきまして、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせると定められておりまして、全ての懲役受刑者に必ず作業を行わせる、行わせなければならぬものでございます。

この作業は、過去の犯罪に対する報い、懲らしめとして課されるという性格を有するとされてきておりましたが、実際の行刑におきましては、罪を犯した者の改善更生、再犯防止や円滑な社会復帰を図る上で重要な機能を有する処遇方策として、基本的かつ重要な地位を占めていくところでございます。そして、近年では、作業に対し、出所後の就労の確保等に資する機能を求める要請が更に高まってきており、作業について、過去の犯罪に対する報い、懲らしめとして課されるという性格は希薄化しているところでございます。

そこで、拘禁刑におきましては、作業について、過去の犯罪に対する報い、懲らしめとして課されるという性格よりも、むしろ、罪を犯した者の改善更生、再犯防止という特別予防のために課すものとして位置付けることといたしまして、刑法において、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため必要な作業を行わせ又は必要な指導を行うことができることと規定することとしております。

このように、拘禁刑におきましては、全ての受刑者に必ず作業を行わせなければならないこととせず、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生を図るために必要な作業と指導をベストミックスして行うことができるようにしております。作業を行わせない場合もあり得るところでございます。

○真山勇一君 今ちょっと、済みません、刑事局長、ちょっと聞こえにくかったんですけども、これは拘禁刑になつてもその作業というのは必ずさせるのですか。

○政府参考人(川原隆司君) 済みません、私のあれが聞こえにくかったというのは先ほどの答弁の最後の部分だと思いますが、作業を行わせない場

合もあり得るところでございます。今懲役刑というのはこれ義務になつていて、それが新しいこの改正で拘禁刑になると義務じゃないということになると思います。なぜならば、拘禁刑では作業又は指導を行うことができるというところ、言われています。ですから、従わなければならないとかそういうことになつていない、できる、できるということではない可能性もあるんじゃないかと思うんですが。

ここでちょっと確認させていただきたいのは、受刑者に課せられるのは作業又は指導ということですが、どちらか一方ですか、それとも両方課せられることがあるんですか。それから、何を基準にしてそれを決めるということになるんでしょうか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 拘禁刑におきましては、受刑者の改善更生及び再犯防止を図る観点から、個々の特性に応じて作業や指導の内容等を決定することとなるため、理論的には、特性を踏まえた結果といたしまして、作業又は指導のいずれかのみを行うことが相当と判断される場合はあり得るものと考えてございます。しかしながら、刑事施設に収容されております受刑者の現状を踏まえ、多くの受刑者には作業と指導をバランスよく組み合わせる必要があるもの、現実的には想定されるところでございます。

また、個々の受刑者に対する作業や指導は、矯正処遇としてその内容や方法を定める処遇要領に基づき実施されるところでございますが、現行法の下においても、処遇要領の策定につきましては、法務大臣訓令、それから矯正局長依命通達等におきまして詳細が定められておりまして、本法案が成立した後は、拘禁刑創設の趣旨を踏まえて必要な改正を行うことを考えてございます。

○真山勇一君 そうすると、いろんなことを考えてやられるということなんですけれども、そうす

ると、拘禁刑で收容されている受刑者の中には、何も作業も指導も受けたいという受刑者も存在することにようになります。

○政府参考人(佐伯紀男君) 先ほどもお答えしたとおりでございますが、拘禁刑受刑者につきまして、個々の特性を踏まえて、その必要性に応じて作業あるいは指導といったものを個人ごとに、計画といえますか、策定していくことになりす。

ただ、刑事施設に收容されるに至った原因であるとか、そういった問題性ということも踏まえますと、何も指導をする必要がないという状態というのはいさよと考えにくいかなというふうに考えてございます。

○真山勇一君 ただ、一つのケースとして、いろいろ考えてみたけど、どうも適当なあれがないなということになって、義務じゃないんだから、そういうことができない場合というのはないんですか。必ず、やっぱり検討した結果、やっぱり受刑者にはこういうことが必要であるということが必ず出てくるわけですか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 法律上その可能性というのは排除されないだろうと思っておりますが、私がお答えしておるのは、受刑者の現状を踏まえた現実問題として、なかなかそういった状況というのは想定し難いという趣旨でございます。

○真山勇一君 つまり、やっぱり拘禁刑というのは、そうすると、実質的には強制ではないけれども、やはり受刑者を見て、それにふさわしいやり方対応を何か考えなくちゃいけないということ、必ず指導があるいは作業ということ、あるいは両方ということもあり得るわけですね。そういうことが課せられるというか、やるようなことになつてくるということだと思えますね。

ちよつと質問変えまして、そうすると、拘禁刑における作業、これ義務とか強制でないわけですね。これは基本的にそういうことですね。ですから、そうすると、受刑者の方に指導とか作業を拒否するその権利というのはあるんでしょうか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 本法案改正後におき

まして、改善更生、円滑な社会復帰を図るために必要と認められる場合には、作業であったり指導というものを行わせることとしております。

一方で、受刑者の遵守事項といたしまして、正当な理由なく作業等を拒否してはならない旨を定めまして、これに違反した場合には、各種の事情を考慮した上で懲罰を科すことができることとなります。その趣旨で、間接的に強制されているというところでございます。

したがって、必要と認められる作業あるいは指導といったものを拒否する権利があるとは考えてございません。

○真山勇一君 そうですね。例えば、当局側というか刑務所側から言わせればそういうふうに見えるかもしれないけど、受刑者側になったら、拒否すべき理由があつて拒否しているけれども、それが受け入れられなくて、今おっしゃったように、懲罰とかそういうものの対象になつてくることもあり得るといふことですけど、そうすると、受刑者としては自分の意思に反して作業とか指導をやらされたという、後でそういうことが発生するおそれという可能性はどうなんですか。何かあるような気もするんですけど。

○政府参考人(佐伯紀男君) 必要と認めて課しております作業であったり指導というものにつきましては、先ほどもお答えしたとおり、その懲罰をもって言わば矯正をしておるといふ状況でございます。これは、受刑に至りました原因その他を分析した本人の問題性といったものを解決する趣旨でそういったものを課しておるわけでございますから、個々の受刑者の問題性に依りて必要と認められる矯正処遇を専ら受刑者の意思に委ねるといふことは適当でないと考えてございます。

したがって、御本人の意図で、これは私にふさわしくないであるとかやりたくないということのみをもって拒否をするということについては懲罰の対象となり得ると考えてございます。

○真山勇一君 今回の拘禁刑というのは、そのいろんな認識が変わつてきたことによつて、大臣も

おっしゃつたように、現行法では懲役ということ、何というんですか、罪を犯したんだから、それに對する報いとか懲らしめという意味もあつて例えば作業をさせられるということがあるけれども、それが今回そうじゃなくなつてきているという御説明がありましたけれども、今の説明伺つてみると、結局、懲役刑が名前はなくつて拘禁刑となつたけれども、ほとんど今の御説明ですと、やっぱりその罪に對する懲らしめとか、そういう意味で作業とか指導を適宜採用してやはり受刑者に課すということになりませんか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 現行法における懲役刑におきましては懲らしめの趣旨が含まれていたというふうにご覧になって、新たな拘禁刑の下におきましては、改善更生、あるいは円滑な社会復帰に必要な指導の一環として行うということでございます。

ただ、その対象が受刑者ということでございますが、その必要な指導については受けていただく必要があるということになります。

○真山勇一君 分かりました。そういうことで、じゃ理解するとして、するとして、やっぱり強制的にはそういうことはさせていないんだというのが基本的には方針になつておるわけですね。

私、気になるのは、今回、法案のその提出理由を見ると、新たな被害者を生まない安全、安心な社会を実現するため、罪を犯した者について、その特性に応じた指導、支援を行うことができるようにする、つまり、受刑者の改善更生、それから再犯防止、こうした趣旨の処遇を充実させる、これは確かに充実されているような印象もあります。私も、保護司をやつていた関係で、これやっぱり再犯をどうやって防ぐかということ是非常に苦勞しているんなことをやつてきましたので、これ分かりました。

ですから、今回のこの改正は、受刑者のためを思つていろいろなんですが、対応が入つていいるのは分かるんですが、その一方で、ふと読み返してみると、被害者、犯罪被害者に、それからその家族や

関係者に対する対応というのはどこにあるのかなという気がするんですけど、これについてはどうなつておりますか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 現行の矯正処遇におきましては、被害者等やその支援団体の方による講話、あるいは被害者の命を奪う罪を犯すなど特定の受刑者を対象といたしまして、被害者の視点を取り入れた教育を行うなどいたしまして、被害者等の心情を理解させるため必要な働きかけを行つてございます。

もつとも、その受刑者の処遇におきまして、被害者等の心情を反映し、受刑者の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図るためには、受刑者に対しまして、被害者等の心情や状況等により、直接的な形で触れさせることが重要だと考えてございます。

そこで、今回の法改正におきましては、拘禁刑に処された者を含めた受刑者に関しまして、刑事施設の長がその被害者等から被害に関する心情等を聴取いたしまして、被害者等の方がその心情等の内容を伝達することを希望した場合には受刑者に伝達する枠組みを設けるとともに、刑事施設の長が受刑者への教育的な処遇を行うに当たつて被害者等の心情やその置かれた状況を考慮すべき旨を盛り込むこととして、被害者の方との関係というものを深めていくという趣旨でございます。

○委員長(矢倉克夫君) 時間になりましたので、おまとめください。

○真山勇一君 細々とした対応がされていることは分かるんですけども、被害者の反省をどうするのかとか、それからその起こした事件についての、何というんですかね、ざんげみたいなもの、つまり反省を深くするところがあるところも抜け落ちていいるような、被害者の立場をどういうふうに考えているんだというところがあるところにはどうしても見えないんですね。

やっぱりその辺をもう少し、ただ伝えたり、聞いたり、聞いたことを伝えるということじゃなく、そうしたものをやっぱりやるべきだ、この辺

の議論をもう少しすべきだということを主張しまして、私の質問を終わります。
ありがとうございます。

○委員長(大倉克夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、中西哲君が委員を辞任され、その補欠として山崎正昭君が選任されました。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。質問の機会をいただき、ありがとうございます。
先ほどの委員の皆様との若干趣旨、重複する部分がございますけれども、順次通告に従って飛ばさず伺ってまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今回の改正法の大きな柱の一つ、すなわち処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入という点でございますが、これ、私自身も弁護士として、弁護士として刑事司法に携わってきた一人として、大変評価をし、歓迎する法改正であるということをまず冒頭申し上げたいというふうに存じます。

弁護士としては、真実を発見し、適切な刑罰権を発動させていくという、こうした意義を持って弁護活動を行っておくことは言うまでもありません。他方で、事実関係に争いのない刑事事件にあっては、その刑罰の量定と併せて、やはり本人がもう二度と犯罪を起こさないように、二度と再犯をしては駄目だよということをやはり決意をさせていただくために刑事裁判を私自身も弁護士として行ってきたくもりであります。

しかし、他方で、数字上も明らかかとおり、再犯者というものが非常に多いというのが我が国の実情であり、私自身も弁護士として活動したその多くの事件が前科等を有する再犯者であったというのが実感としてございます。そうした事件に相対するたびに、その方にとって、その被疑者、被告人にとって、前の刑事裁判はどういった意味があったんだろうかと、刑務所等に行つて刑罰を

受けて何の意味があったんだろうかということと本当に深く、つくづく考えさせられる事案に多数接してきたところであります。

ある意味、刑事司法の限界ということを実感してきたところであります。これまでの従前の現行法の枠組みの中でも、そうした刑事司法の限界を乗り越える、あるいはその足らざる点を補うという観点から、地域との連携とか、あるいは関係機関との連携、再犯防止のための様々な諸施策を法務省が力を挙げてやっていたというところも十分承知をしております。そのことに本

当に感謝申し上げるとともに、そうした取組を一層加速化させ、強化させていくための今回の重要な法改正なんだというふうに思っております。そうした観点を踏まえて順次質問をしていきたいというふうに思っております。

さて、まず法案の内容そのものに入る前に、先ほど別の委員の方からも質問ありましたけれども、本法案の提出の背景について、犯罪動向について確認をさせていただきたいというふうに存じます。

刑法犯の認知件数、発生率、再犯者数、再犯者率等、最近の犯罪動向がどうなっているのかということを刑事局の方にお尋ねいたします。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。令和三年版の犯罪白書によりますと、刑法犯により検挙された再犯者の人員は、平成十八年に十四万九千六百六十四人であったのをピークとして、その後は減少傾向にありまして、令和二年は八万九千六百六十七人でございます。

一方、再犯者率は、再犯者数がピークに達した平成十八年には約三八・八%だったところ、その後増加し続けまして、令和二年には約四九・一%となり、刑法犯の検挙人員のうち五割近くを再犯者が占めているところでございます。

私どもといたしましては、こうした状況を踏まえまして、罪を犯した者について、その特性に応じたきめ細やかな指導、支援を行うことができるようにするなど、その改善更生及び再犯防止に向

けた処遇の充実を更に推進することが必要であると考えているところでございます。

○安江伸夫君 前提の背景を改めて確認をさせていただきます。

その上でもう一点、刑罰を科す意義、それは何なんだろうかということも法務省の御認識をお伺いしておきたいというふうに思います。

刑罰、これを何のために、誰のために科していくのか。一つには、趣旨説明にもございましたとおり、次なる被害者を生まないために本人の改善更生を図っていく、潜在的な被害者を守っていくという、こういう社会的な要素もあると思いま

す。他方で、考え方によっては、被害を受けられたその被害者の皆様のために、あるいは亡くなられた、事件に遭つた御遺族の皆様のために本人に帰報的な刑罰を与えていく、こういうような考え方もあろうかと思えます。

講学的には応報刑論とか目的刑論とか、様々なこの刑法の刑罰の目的論というのは大変奥の深い難しい論点でございますが、差し当たって、現在のこの刑罰を科す意義についてどのような御認識を有しておられるのか、確認をさせていただきます。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。刑罰を科す意義、刑罰の目的は、一般的に、過去の犯罪に対する報いとして科す応報とともに、犯人の処罰によつて一般社会に警鐘を鳴らして将来における犯罪を予防しようとする一般予防と、特定の犯人が将来再び犯罪に陥ることを予防しようとする特別予防であるとされております。

このことは、今回の改正により創設する拘禁刑においても変わらないところでございます。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

特に、私自身としても申し上げておきたいのは、やはりこの犯罪には当然原因と結果があつて、その犯罪に至るに当たっては、その個々の個人、個々に応じた原因があるんだろうなというふうに思っております。

その原因を取り除いて潜在的な被害者を救済し、社会を良くしていくと同時に、その犯罪を犯した本人にとつてもその後の人生がより良くなつていく、本人の利益のために改善更生を図っていくという観点も重要であり、であればこそ、こうした福祉的な要素を加味しての刑事処遇の在り方を推進しているんだなというふうに私自身は理解をさせていただいているところでございます。

ちょっと通告がないので大変恐縮なんですけど、もし、大臣、この刑罰の目的で本人の利益についてもしっかりと配慮をしていく、本人の改善更生というのは本人の人生にとつてもより資するんだという、こういう考え方について、もし御意見あればお伺いさせていただきたいと思ひます

が、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(古川禎久君) 刑罰の目的ということについては、先ほど刑事局長からも答弁を申し上げましたけれども、やはりこれ歴史的にもいろいろな考え方の推移があるのだと思ひます。

その中で、現在も諸説様々な、諸説あるのだろうとは思ひますけれども、やはり一度つまずいた人であっても、やはり立ち直つて再び社会の中で胸を張つて生きていくということは社会全体の利益に資することだというふうに思ひますから、先ほど局長が申しましたこの応報、それから一般予防、特別予防というふうに御説明しましたけれども、これは非常に大事な視点であるというふうに考えています。

○安江伸夫君 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

そして、本体の話題に、法案の話題に入つていきますけれども、改めて、今回、懲役、禁錮を廃止をし、拘禁刑という新たな刑罰を創設するというところでございます。改めて、その趣旨について刑事局にお尋ねをしたいと思ひます。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。近年、刑罰の目的の一つである受刑者の改善更生、再犯防止の重要性についての認識が高まつて

いるところでございます。

現行法におきましては、懲役か禁錮かという刑の種類によって作業を行わせるか否かが異なる点でありますが、作業は重要な処遇方法であり、そのことから、それを行わせるか否かが刑の種類という形式的な区分によって定まるものとするのではなく、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができようとするのが重要であります。

ここで、個々の受刑者の特性に応じた処遇を可能として、一層の改善更生、再犯防止を図る観点から、現行法の懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置する、改善更生を図るため必要な作業を行わせ又は必要な指導を行うことができる規定することとするものでございます。

○安江伸夫君 その拘禁刑の創設に伴いまして、本改正案では刑事収容施設法の改正もなされるということになっております。この刑事収容施設法の改正内容、その概要について矯正局にお尋ねをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 今回の刑事収容施設法の改正部分でございまして、拘禁刑の創設に伴いまして、拘禁刑の執行を受ける受刑者の処遇に関する規定を整備することとしてございまして。具体的には、懲役刑では全ての受刑者に作業を行わせることが前提であったのに対して、拘禁刑受刑者には、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合に限り作業及び指導を行わせること、それから、個々の受刑者の特性に応じた処遇を行うことを一層徹底するため、受刑者の矯正処遇の目標及びその内容を定める処遇要領につきましては、受刑者の処遇要領は刑の執行後である限り早期に策定するとともに、その策定前においても可能な範囲で矯正処遇を行うものとするなど、及び挙げられるところでございます。

○安江伸夫君 もう一問確認させていただきますが、拘禁刑に処せられた場合、その具体的処遇がどのようになっているのか、改めて確認をさせていただきます。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。現行法におきましては、受刑者の大部分を占める懲役受刑者につきましては、一定の時間を必ず作業に割かなければならないとされているところ、拘禁刑の創設によりまして、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇を目指すものでございます。

具体的には、例えば、学力の不足により社会生活に支障があるなど教科教育等を十分に行うべき若年の受刑者には学力向上のための指導を中心とした処遇を実施したり、依存症などの問題性を抱える受刑者に対しては、その問題性に着目した指導と、出所後の就労を見据えて作業を個々の特性に応じたバランスで実施するなど、柔軟な処遇を実施することを想定しているところでございまして。

○安江伸夫君 ありがとうございます。いずれにいたしましても、現行法の下以上によりきめ細やかなそれぞれの特性に応じた処遇を実現していくことと、ある意味、この刑事司法の福祉的な機能を強化していくという改正案のなかというふうな理解をされているところでございます。

先ほど清水委員の質疑の中でもございましてが、これは、きめ細やかな対応をするという以上は、刑事収容施設側も、今まで以上にスキル、ノウハウ、そしてまた教育のシステムを含めて、体制の強化が求められるところだなどというふうな思っております。

そうした関連で一問お伺いいたしますけれども、拘禁刑下における個々の受刑者に対する処遇内容を適切に決定するには、刑事施設の長が十分にその個々の受刑者の資質、これを把握することが一層重要であると考えております。そのための方策について矯正局にお伺いします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 刑事施設におきましては、処遇要領を策定するため、個々の受刑者につきまして、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用した処遇調査を行

いまして、その特性の把握に努めているところでございます。拘禁刑受刑者に対しましては、このような専門的知識及び技術を活用して処遇調査を行った上で作業や指導の必要性を判断することとなります。

その判断の適正さを担保するためには、一層的確に受刑者の特性を把握することが重要でございます。そのため、実務運用上、このような処遇調査の内容を更に充実させていくとともに、必要に応じまして、受刑者に対し、長年にわたり若年者を中心とする専門的知識を用いた科学的調査を行ったきた少年鑑別所の鑑別を受けさせることも可能とする法改正も含めていたところでございます。

○安江伸夫君 ありがとうございます。また、拘禁刑に処せられた者には改善更生のために必要な作業を行わせ、指導を行うことになるというふうな、先ほど御答弁の中にあつたとおりでございますが、そのうち、この指導と作業のうち、この作業について具体化をしている改正後の刑事収容施設法第九十三条、ここには、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要と認められる場合には受刑者に作業を行わせることができるというふうな規定をされているところでござい

ます。

かかる条文が想定するのは具体的にどのような場合であるのか、矯正局にお尋ねをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要と認められる場合とは、自己の犯罪の責任を自覚、反省させ、犯罪に至つた要因となつている悪因を改めるとともに、再び犯罪に及ぶことなく社会生活を送るために必要と認められる場合をいふものと理解してございまして。

具体的には、個々の受刑者の事情によるもの、例えば、就労意欲が乏しく困窮したことを一因として罪を犯した者につきまして、作業を通じて勤労意欲を養つたり職業的な技能及び知識を付与したりする必要性が認められる場合でありますとか、一定の就労経験があり、出所後、就労によ

り生計を維持して社会に定着していく必要性が高い者につきまして、その勤労習慣を維持させる必要が認められる場合などが想定されるところでございます。

○安江伸夫君 ありがとうございます。また、刑務所の高齢化の問題についても関連して伺つておきたいというふうな思いです。

高齢化社会の進展に伴つて受刑者の高齢化というところも進んでいるというふうな認識をしているところであります。若年の受刑者と異なつて、その身体的な状況に配慮をしたり、あるいは社会復帰に向けて留意すべき点、当然若年者と異なつて、出たとしてもなかなか就労まではもう行かないよという御年齢の方もいらっしゃるかとこのうに思います。そうした高齢の受刑者に対して取るべきアプローチ、個別具体的配慮も必要になってくるかと存じます。

そこで、矯正局にお尋ねをいたしますけれども、刑事施設の高齢受刑者の現状がまずどうなつているのか。あわせて、高齢受刑者に今現在行わせている作業の実情、そして拘禁刑下における高齢受刑者に対する今後の展望についてお尋ねをいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。令和二年における新受刑者の総数は一万六千六百二十人でございますが、そのうち六十五歳以上の高齢受刑者数は二千四百十三名でありまして、新受刑者に占める割合は約一三%となっております。

このような高齢受刑者に対しまして、現状におきましては、個々の体力や能力等に合わせ、様々な刑務作業を実施しているところでございます。拘禁刑下におきましては、円滑な社会復帰のため、社会適応に必要な知識、能力を付与する改善指導であるとか、認知機能や身体機能を維持向上させるための作業に加えまして、釈放後に円滑な社会復帰を図ることが、社会生活を送ることができるよう、関係機関と連携した社会復帰支援を実施するなどして柔軟な処遇の実施に努めてまいり

たいと考えてございます。

○安江伸夫君 以上、今、矯正局の方を中心に伺いをさせていただきましたが、次は保護局の方に中心にお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず、満期釈放者の再犯防止対策について伺いをしたいというふうに思います。

近時、満期の釈放者の二年以内の再入率、これ令和元年出所者の数字になりますけれども、二三・三％であります。仮釈放者の数字が一〇・二％ということで、満期釈放者はその二倍を超える実情にあるということで、その再犯防止対策の強化が喫緊の課題になっているというふうに認識をしております。安全な国を目指す上で、この再犯防止対策が最重要の課題の一つであると言っても過言ではありません。

この点に関連をいたしまして、公明党の再犯防止対策強化プロジェクトチームは、法務大臣に対し、令和二年、また令和三年と、満期釈放者対策についての提言を行ってまいりました。

今般の改正におきまして、更生緊急保護の期間が延長されることや、矯正施設収容中から更生緊急保護の申出ができるようにされたことが含まれておりますけれども、これらの趣旨を改めて御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(宮田祐良君) 満期釈放者についてですけれども、地域で適切な支援につながることでできないで孤独、孤立に陥り、結果として再犯に至ることも少なくないというふうに考えております。このような人々を息長く支援するためには、安全、安心な地域社会づくりのためにも極めて重要であると考えています。

そこで、統計的に再犯による再入所率を見ますと、刑務所からの釈放後二年以内がその再入所率の増加幅が大きいということに鑑みまして、現行の一年を超えて定期的な生活指導や相談、助言等の更生緊急保護の措置をとることができるよう、その期間を最長一年から二年、最長二年としたいというふうにございます。

また、現行におきまして、更生緊急保護の申出は身体拘束を解かれた後にその申出ができるということになって、限られているわけですが、刑務施設等から釈放後直ちに必要な措置が受けられることによつて円滑な社会復帰ができるように、その申出を矯正施設収容中から行うことができるようにしたいというふうにございます。

○安江伸夫君 ありがとうございます。我が党も強くお願いをしてきた点でございます。引き続きこの取組、法改正の後にも更なる強化をお願いしたいというふうに思います。

今回の改正に伴いまして、満期釈放者等への支援を充実化することができれば、行き場のないその満期釈放者等を支援している更生保護施設が果たす役割、これもまたこれまで以上に大きくなっていくものと考えております。今回の改正法の趣旨を十分に実現するためにも、更生保護施設の活動の拡充、そして支援が重要であるというふうに認識をしております。

現在、一部の更生保護施設は、施設を退所した者の元を定期的に訪問するなど支援をしてきておられて、こうした活動も強化をいかなければなりません。また、設備が老朽化を、その役割を果たしづらいつつある更生保護施設もあり、施設整備についての支援も重要であると考えております。実際にこうした更生保護施設の現場を私も自身も拝見させていただいておりますが、本当に限られた財政的な状況の中でも一生懸命取組をやつていただいております。まさに国が責任を持つてこうした取組を後押ししていかなければいけないというふうに考えております。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、現在、更生保護施設が行っている訪問支援の意義と、また更生保護施設が満期釈放者等を支援する上で抱えている課題等があればお話をいただきたいと思っております。

○政府参考人(宮田祐良君) 御紹介いただきました訪問支援事業、全国八の更生保護施設で今実施しておりますけれども、これは満期釈放者らが地域において孤独、孤立に陥ることを防止し、その人の問題性に依つて地域の適切な支援につなぐといったことで再犯の防止等に大きな意義を有しているというふうに考えております。

更生保護施設において満期釈放者らを支援する上での課題としましては、今の訪問支援事業の実施状況を踏まえまして各地域に必要な訪問支援が円滑に行われること、また満期釈放者らに対する支援、その基盤となる建物や設備の老朽化への対応等があるものと認識しております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。大臣にもお尋ねをさせていただきます。大臣は、国会の冒頭の所信の表明におきましても、「犯した罪を償い、立ち直ろうとする人たちを受け入れられる懐の深い、しなやかな社会づくりを推進します。国、地方公共団体、民間協力者が一体となった息の長い支援が可能となるよう、保護司、更生保護施設、協力雇用主等の民間の方々への活動に対する支援や、地域における支援ネットワークの一層の充実強化に取り組んでまいります。」というふうに、このように所信を表明していただいているところでございます。

今、保護局の方から御答弁もありました。更生保護施設のこれらの活動の支援と、また抱えておられる課題の解決を引き続き強力に御推進をいただきたいと考えています。古川法務大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(古川禎久君) 更生保護施設は、地域における息の長い支援を担う中心的な存在であり、委員御指摘のとおり、今回の法改正によつて、行き場のない満期釈放者等の再犯防止において更生保護施設の果たすべき役割というものはこれまで以上に大きくなってきているということを確認いたしております。

○安江伸夫君 是非ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、保護司と地方公共団体との連携についても伺いをいたします。

犯罪を犯した者の中には、複合的な課題あるいは二重を持つ者は少なくありません。満期釈放者等が再犯することなく、地域において安定した生活を送るためには地方公共団体による取組が不可欠であり、また、保護観察所が関係機関等と連携して地方公共団体による支援につないでいくということも重要であると考えております。

そこで、このような支援が広く、また着実に進むためには、国が地方公共団体に適切な財政支援を行っていくべきだと考えております。その上で、地域で罪を犯した者の支援の最前線に立っていただいているのは保護司の皆様でございます。保護司の活動に対する支援の強化が重要です。

そこで、御確認いたします。現在、保護司と地方公共団体とが連携して犯罪をした者の支援などを行つている実例や、保護司から求められる地方公共団体による保護司活動への支援の内容について保護局にお尋ねをいたします。

○政府参考人(宮田祐良君) お答えいたします。一部の地方公共団体では先進的な取組が見られます。例えば、静岡市ですけれども、保護司らと連携しまして、静岡市の財源で再犯防止相談支援事業を実施し、満期釈放者らに対して寄り添い型の支援が行われていると承知しております。

他方で、今申し上げたような取組を行う地方公共団体というのは一部にとどまっております。実際は保護司がその知見あるいはつてを頼りまして独自に地方公共団体の支援につないでいる例が多いものと認識しております。

保護司から地方公共団体への要望といたしましては、満期釈放者らに対する保護司と地方公共団体が連携した取組の推進、保護司が面接を行うための場所の提供、保護司の相談に応じてくださる窓口の設置などがあるものと承知しております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

今御紹介いただいた静岡の事例ですね、大変すばらしい取組でございまして、こうした好事例、既存のものを広く横展開していくということも重要ですし、また組上りが上がってきていない良い取組をしている事例なんかも潜在的にもあるのかと思っております、そうしたものの抽出も引き続きお願いしていきたいというふうに思っております。

改めて、また大臣にもお伺いさせていただきます。この保護司と地方公共団体の連携や自治体からの支援を一層推し進めていただきたいというふうに思っております。古川法務大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(古川禎久君) 保護司は、地域の安全、安心を支えていただいておりますまさに国の宝だというふうに思っております。

今回の法改正では、再犯率の高い満期釈放者等への支援の充実強化も求められておりますが、これらを踏まえますと、今後は特に保護司と地方公共団体との連携、これを一層緊密にする必要があると考えております。委員の御指摘は大変重要な御指摘だというふうに受け止めております。

法務省としては、地方公共団体に対し保護司活動に対する一層の理解と御協力を求めていますけれども、地域によってはまだ理解が得られていないというお声もお聞きするところでございます。地方公共団体の御理解、御協力どう得ていくかというのがこれは大事な課題だというふうに思っております。

一方、地方公共団体からは、再犯防止施策に関する国と地方公共団体との役割分担の整理や施策を実施するための財政支援などについて御要望をいただいているものと承知をいたしております。

こうした課題や要望をしっかりと受け止めていただいで、保護司と地方公共団体との連携がより一層推進されていくよう努めてまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 大臣、ありがとうございます。是非、保護司の皆様がこの御要望に応えていただけ

るよう御尽力を賜れば幸いです。

続きまして、一般の改正保護事業法改正によって新たに地域連携・助成事業とされた事業には、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備も含まれることが明確化されるというふうになっております。

更生保護事業者が民間の立場から各種の住民サービスを行っている地方公共団体、その他様々な支援を行っている関係者と円滑に連携ができるよう、ネットワークを構築して地域で必要な支援が行われるようにすることが重要であるというふうに考えており、そのような地域の連携協力体制が全国的に整備されていくべきと考えております。

そこで、更生保護事業法の一般の改正の趣旨と、現在そのような連携協力体制を広げるために国は何らかの取組を行っているか、また、現在明らかになっている課題があればお示しを願いたいと存じます。

○政府参考人(宮田祐良君) 今回の更生保護事業法の改正におきましては、更生保護事業の三類型のうち更生保護事業の啓発、助成を実施する連絡助成事業を、御紹介いただきました地域連携・助成事業とすることとしております。これは、国、地方公共団体、そして民間の地域連携がとりわけ重要性を増しているということに着目いたしまして、これを事業の一つとして法的に明確に位置付けるということ、更生保護事業の一層の充実を図りたいというものでございます。

地域における連携協力体制を構築するため、法務省では、今年の十月から、全国の三か所、全国三か所専任のコーディネーターを都道府県域に配置をいたします。更生保護地域連携拠点事業を開始することとしております。

今後、この事業を通じて得た知見やノウハウ、課題などを集積しまして、地域において息の長い支援が円滑に行われるよう適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

(委員長退席、理事高橋克法君着席)

○安江伸夫君 ありがとうございます。今御答弁いただいたような内容を引き続き強力に推進をし、また御答弁求めませんが、大臣の応援も、また大臣の強力なリーダーシップもお願いをしたいというふうに存じます。

続きまして、再度の刑の全部の執行猶予に関連して伺います。

再度の刑の全部執行猶予を言い渡すことができ、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すこと、これができる刑の上限は一年とされ、一年を超えないこととされております。

しかし、執行猶予の期間内に再犯に及んだ者について、一年を超える刑期とする場合であっても、改善更生、再犯防止を図る観点からは実刑に処するよりも再度の執行猶予を言い渡して社会内処遇を続けさせる方が適当な場合もございまして、そのため、裁判所の処分を選択肢の幅を広げてより適切な処遇ができるようにする観点から、猶予の期間内に再犯に及んだ者について、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる刑の上限を引き上げることが必要であると考えられます。

もつとも、執行猶予の言渡しを受けた者は言わば再犯に及んではならないとの警告を受けていたものであり、それにもかかわらずあえて猶予の期間内に再犯に及んだ以上、その行為責任は執行猶予の言渡しを受けていない者よりも重いのでありまして、再度の執行猶予に対する安易な期待を与え、刑期の上限を初度の、最初の、初めての刑の全部の執行猶予の場合と同じ三年にまで引き上げることが相当でないと考えられるところでございまして、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡す

ことができる刑の上限を一年から二年に引き上げ、刑期が二年以下の場合には再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるようにするものでございます。

(理事高橋克法君退席、委員長着席)

○安江伸夫君 確認をさせていただきます。ありがとうございます。

この再保護観察付執行猶予者は最初の、初度の保護観察中に再犯に及んだ者であります。再度の保護観察におきましては、再犯要因を的確に把握した上で、必要な指導監督が行われるよう特に留意すべきであるというふうに考えます。

この点についてはどのように対応していくのか、保護局にお尋ねをいたします。

○政府参考人(宮田祐良君) 今御指摘いただきましたとおり、今回の改正では、再度の保護観察付執行猶予を言い渡された者に関しまして、再犯に結び付いた要因の確かな把握に留意して保護観察を実施しなければならぬ旨を明記した上で、その要因を的確に把握するため、原則として少年鑑別所の長に対して鑑別を求めるとする規定を設けるなどの特則を設け、それまで処遇に携わった更生保護官署以外の視点を取り入れ、その問題性について多角的な分析を行って、より慎重かつ綿密な処遇方針を立てて保護観察を実施することとしております。

改正法施行後は、この特則も活用いたしまして、再保護観察付執行猶予者の特性に応じた指導、支援を適切に行い、再犯防止、改善更生を図ってまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 今の御答弁いただいた今回の改正によって、保護観察付執行猶予を選択しやすくなるということになるのかと思っております。ただ、他方で、この選択がしやすくなったとしても、肝腎の保護観察の処遇が充実していなければ意味がないというふうに思っております。

今般の改正によりまして、保護観察処遇はどのように充実強化されることになるのか、保護局にお尋ねいたします。

○政府参考人(宮田祐良君) 今回の法改正により、保護観察処遇につきましては、犯罪に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握して保護観察を実施すること、保護観察対象者に対しては、更生保護事業者が行う特定の犯罪の傾向を改善するための専門的援助の受講を義務付けることを可能とすること、また、当該専門的援助の受講状況など特定の行動の状況を示す事実であつて、指導監督を行うために把握すべきもの申告を義務付けることなどの規定を新設することとしております。

これら改正によりまして、保護観察対象者の犯罪の要因及び改善更生に資する事項を把握した上で、その特性に応じた働きかけを一層的確に行うことができるようになるものと考えてございませう。

○安江伸夫君 この専門的援助を受けるようこれを義務付けると、専門的援助を受けることを義務付けるということを御答弁いただいたところでありますが、この専門的援助を受けるよう指導したり義務付けたりする改正につきまして、再犯防止のためには、刑務所出所者等を支援する方策だけではなくて、犯罪的傾向に応じた指導を強化することも必要であり、かかる改正は大変重要であるというふうに認識をしております。

もつとも、現在、更生保護施設が行う処遇のうち、国が施設に対して対応する委託費を支払っているのは、薬物依存、依存性薬物の再乱用防止に向けた処遇に限られているものと承知をしております。そのほかの、例えば性犯罪の防止に向けた処遇などには委託費が措置されていないことでもあります。

法改正によって保護観察対象者への指導強化を図ろうとする以上は、更生保護施設に対する委託費をその処遇の内容に対応したものに整備すべきものと考えております。更生保護施設による処遇等の現状と課題を保護局にお伺いします。

○政府参考人(宮田祐良君) 更生保護施設におきましては、近時、保護観察所において実施してい

る専門的処遇プログラムと同様、認知行動療法に基づく処遇でありますとか、薬物以外の依存を抱える者に対する処遇、社会生活に適応するための生活技能訓練など、各施設において創意工夫を凝らした処遇が実施されるようになってきております。そのうち、薬物の再乱用防止に向けました処遇につきましては、これに特化した委託費が措置されているというところでございます。

今回の法改正を踏まえると、更生保護施設における処遇につきましては、薬物以外の依存を抱える者等に対する処遇につきましても的確に対応できるようにするための国から更生保護施設への支援の在り方、専門的援助の実施に伴う報告等の新たな負担が発生することへの対応などの課題があるものと認識をしております。

○安江伸夫君 古川法務大臣にお尋ねをいたします。この委託費を支払う処遇を一層拡充していただきまして、再犯防止を強化していただきたいと存じます。大臣の御所見をお伺いします。

○國務大臣(古川禎久君) 御指摘のとおり、再犯防止のためには、薬物の再乱用防止のみならず、犯罪傾向に応じた指導や援助を強化することが必要であり、更生保護施設における処遇の充実強化は重要な課題であると認識をしております。

更生保護施設における処遇の充実強化に向けて、専門的援助を含め、処遇の内容や負担に応じた委託の在り方の検討など、国として更生保護施設の人的、物的体制整備に向けた必要な支援を行い、再犯防止対策を強化してまいりたいと考えています。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

薬物は従前から依存性がある犯罪でございますので再犯防止の取組やられておりますけど、先ほど申し上げた性犯罪などもやはり再犯率が高い犯罪類型となっております。やはり単純にこの再犯の防止をするためには専門的なこうした処遇が必要になってきますので、今申し上げた委託費の対象の処遇、これを拡充をしていただきたい、これ

を重ねて強くお願い申し上げたいというふうに思っています。

最後の質問とさせていただきます。

保護司活動の手腕面での負担軽減、なり手不足の解消のため、保護司活動の一部をウェブ上で行うことができる保護司専用のホームページの運用が開始されたことと承知をしております、非常に有益な取組だというふうにご覧をしております。

こうした保護司活動のデジタル化はもとより、刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討も行われていると承知をしております。

刑事司法制度の一翼を担う更生保護官署におきましても、更生保護行政のデジタル化、これを推進すべきと考えますが、デジタル化によりどういう利点、また発展が見込めるのか、御見解をお答え願います。

○政府参考人(宮田祐良君) 保護司専用ホームページの運用を昨年開始しております、報告書の電子化、あるいは処遇に役立つ研さん資料への簡便なアクセスなど、保護司の負担軽減やその活動基盤の整備を図っているところでございませう。

更生保護行政のデジタル化の推進というお尋ねでございますけれども、これら事件に関するデータをデジタル化して関係機関等とのデータ連携を一層進めることなどによりまして、保護観察処遇に活用することができると情報の質、量の充実に加え、業務の効率化を図ることができるといいうふうにご覧をしております。

また、こうしたデータをAI技術も活用し詳細に分析することで、より実効性のある再犯防止策の立案にも資するものと考えております。AI技術導入に関する調査研究を本年度実施いたしますけれども、その成果も踏まえ、保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化及びこれに伴う処遇の一層の充実に取り組んでまいりたいというふうにご覧をしております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。時間が参りましたので、以上で質問を終わります。

○委員長(矢倉克夫君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時五十六分休憩

午後一時開会

○委員長(矢倉克夫君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。
○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

本日も、古川法務大臣にはよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

私の方からも、今回の法改正の主な目的である改善更生及び再犯防止に向けた取組について幾つか確認をさせていただきたいと思ひます。

先ほど来、いわゆる刑罰の趣旨、目的についての議論もありまして、その犯罪に対するいわゆる報の目的、そして社会に対する警鐘並びに再犯防止といった目的があるということ、先ほど刑事局長からの御答弁でもございましたが、とはいいつつ、長年、日本の刑罰は犯罪に対するいわゆる報の意味合いが強かったという意味では、今次法改正によって再犯防止の方向に大きく大きく切ったという意味では私自身はかなり革命的な法律改正ということだと考えておりますし、その趣旨について私自身は評価をいたしております。が、しかしながら、今回の法改正の目的を達成するために、再犯防止に向けていかに実効性のある制度を今後つくり上げていくのかということ、同時に、現場における具体的な取組についてどのように今後推進していくのかということが問われているというふうにご覧をしております。

そうした意味では、まず、その職員のサイドで

ありますが、今回創設されます拘禁刑では、更生改善に向けて受刑者ごとに合った処遇が必要となるということであり、受刑者に対する職員らのいわゆるスキル、それから、従来はいわゆる犯罪応報目的という刑罰であったものが意識を切り替えて対応していったかれないといけないという意味では、かなり意識改革の必要性というものが現場では問われているというふうに思っております。そうした取組を行っていく上で、私、少し懸念を持っておりますが、その点についてまず法務大臣にお伺いしたいと思います。

今回の法改正、刑法第十二条二項の刑の内容がいわゆる作業と指導という形に拡充をされるということになります。刑罰として実施される各種の指導等の有効性というものについて、私自身は、正直言って、現場の対応という意味では少し、本当に有効性が高いのかということについて疑問を少し持っております。と申しますのも、受刑者は、刑務所の中でいわゆる懲役、作業を行うというところでありますので、当然のことながら、指導者や評価者に迎合する、要は、いわゆる模範囚であるという姿勢をそもそも示さなければいけないという意味では、他者評価を意識した皮相的な対応になってしまうのではないのかという懸念を私は私自身は感じておりまして、そうした意味で、受刑者のいわゆる指導評価者のスキルアップがこうした面でも今後非常に必要になってくるのではないのかという問題認識を持っております。

○国務大臣(古川禎久君) 拘禁刑の下では、今委員が御指摘になりましたとおり、受刑者の表面的態度のみにとらわれることなく、その真の特性、真の特性をしっかり見極めた上で、その上で処遇の在り方や手法を判断、実施することがより一層重要になるといふふうに考えています。ですから、刑事施設の職員の意識あるいは向上のスキルアップというものは、これは必要不可欠である

と、まさに委員御指摘のとおりだというふうに考えております。

そこで、刑事施設の職員に對しましては、今回の法改正の趣旨を十分に理解をさせました上で、例えば個々の受刑者の特性等を的確に把握し、その特性に応じた効果的な指導を行うこと、受刑者が自発的に作業や指導に取り組むよう意欲を引き出し、動機付けを高めることができるように、必要な知識や技能を習得させるよう、これまで以上に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○川合孝典君 ありがとうございます。今大臣の御答弁の中に自発性を高めるという御発言がございましたが、私自身も自発性をいかに引き出していくのかということには物すごく大事なことでと認識しております。

と申しますのも、現在のいわゆる刑務所内での作業というのは強制ということであり、有識者、専門家の間でも、この刑務所内での作業自体は再犯防止効果としてほぼ機能していないと、こういう指摘もあるわけであり、その意味では、いわゆる自発性を高めるということについては、収容者の改善更生を促す上でいかにして、では自発性を高めていくのかということについて、大臣に何か御所見があればお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(古川禎久君) まさに委員御指摘のとおり、受刑者自身に自分が受ける処遇の意義を理解させて、これを自発的に受ける気持ちを持たせる、これはとても重要なことであるというふうに認識をいたしております。

そのため、これまで、実務上、受刑者が自発的に処遇を受ける意思がない場合には職員による面接を行ったりなど、本人に対する動機付けを高める働きかけ、必要な働きかけをこれまででも行ってきたところでございます。

今回の法改正によりまして、作業や指導を組み合わせた柔軟な施設内処遇が実施できるようになることを踏まえまして、刑事施設職員の意識の向

上やスキルアップを図った上で、受刑者に対しては、受刑期間を通じて、施設内処遇に対する本人の希望や意欲などを丁寧に聴取して、動機付けを高めるための働きかけを厚く行っていくということなど、これまで以上に効果的な施設内処遇の実施に努めていきたいというふうに考えています。

○川合孝典君 ありがとうございます。ちょっと通告をしていないんですが、矯正局長で結構ですので確認させていただきたいんですが、刑務所内作業を自発性を持って取り組んでいただくということになった場合に、その作業自体も一定の選択肢というものがあるかと思うんですが、私、事前に確認させていただきまして、その刑務所内作業について幾つか選択肢があるということは何とておりますが、そもそもこの刑務所内作業の種類とか作業内容についてはどういった形で決まっているのかということについて、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

○委員長(矢倉克夫君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(佐伯紀男君) 突然のことです。細かなところはちょっと御容赦いただきたいと思いますが、作業としては、木工であるとか印刷、洋裁、金属、革工業、農業、その他、あるいは構外での作業、こういったものを実施しているところでございます。

○川合孝典君 そうした種類の作業が実際にあるというところでありますが、そうした作業の、限られた作業の種類でいかにしていわゆる受刑者の方の自発性を高めるのかということが今後問われるというところになるわけでありまして、この刑務所内作業の内容です。このことについても今後検討する必要があることだと私は思っています。申すまでもありません。大臣に通告していただきませんが、今御答弁お聞きいただいて、どうお感

じになりますでしょうか。

○国務大臣(古川禎久君) 先ほど私からも答弁申し上げましたけれども、自発性を高めると、受刑者がですね、これは非常に大事な観点だと思っております。これは非常に大事な観点だと思っております。これは非常に大事な観点だと思っております。これは非常に大事な観点だと思っております。

○川合孝典君 突然の質問にもかかわらず、前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。ちょっと質問の順番を変えて、問いの六番の方から先にやらせていただきたいと思います。

作業報奨金に関する質問であります。刑務所内作業を行って受刑者に対して、いわゆる作業したことに對して、一定の見返りというか、報奨金という形で支給されているということについては、私も御存じかと思いますが、この金額が一体どうなっているのかということについて、昨日質問のレクで確認させていただきましたところ、一等工から十等工までのランクがあつて、一等工が一時間当たり五十五・五円で十等工が一時間当たり七・七円という金額が設定をされております。

一時間作業して七・七円ということでありまして、法律に基づいてこの作業報奨金が支給されているということ自体は分かっているんですけども、この金額というのはどういった経緯で設定されたのかということについて確認をさせていただきますかと思っております。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。作業報奨金、刑務作業の対価性のない報奨金という、こういう性質でございます。

それで、ただいま御紹介いただきました単価とありますが、時間当たりの単価につきましては大臣訓令でその基準を定めておるところでございます。その支給金額の考え方でございますが、釈放時の支給額が生活保護法に基づく一か月の生活扶助基準額を目安として設定しているところでござ

いまして、釈放時の支給額が生活保護法に基づく一か月の生活扶助基準額を目安として設定しているところでござ

ございます。

令和四年度における受刑者一人当たりの予算上の報奨金の釈放時の平均支給額、これは七万九千九百二十円となっております。

○川合孝典君 ありがとうございます。初めて聞かせていただいて、大変勉強になりました。

ちなみに、このいわゆる作業報奨金の予算というのは、これは法務省の予算ということでよろしいのでしょうか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 法務省予算でございます。

○川合孝典君 だとすると、限られた予算の中でこんなやりくりもしなければいけないということですから、当然、金額を大きく動かすということについては、そもそも対価性がないということでもありますので、なかなか現時点では難しいんだらうと思います。

その上でなんですけれども、いわゆる生活保護レベルの最低水準というところで設定していただいていることなんです、いわゆる再犯防止を行うというのを考えたときに、長年刑務所内で懲役に服し、罪に服し、そして日常社会に満期で出所をするということになったときに、新たな生活をリスタートさせるに当たってその金額というものがいわゆる十分なのか。

同時に、一定の時間を掛けて生活の再建を行っていくという上で、今おっしゃった七万九千九百二十円ですか、平均金額、この金額が果たして十分なのかというのを、私、これまでの刑法であればこういう議論は一切しないと思うんですが、いわゆる更生改善にかじを切るということにし、さらには、いわゆる再犯防止を行う、二度と刑務所に戻ってこないようにすることを考えたときには、出所後の生活というものを視野に入れた上でどういった刑務所内の生活を送っていたのかということに、ここにも視点を当てなければいけないと思うんですね。

そうなったときに、この金額が出所後、何年も刑務所にいた後、出所した後、社会生活を始める

に当たって、大臣としてはこれ十分な額だと思われませんか。

○国務大臣(古川禎久君) この作業報奨金、刑の執行としての作業ですから、一般の労働契約に基づく対価、報酬としての、賃金としてのですね、位置付けとはやっぱりこの報奨金というものはこれ内容が必ずしも一致するとは思いませんけれども、しかし、先ほど来委員との場で御議論させていただいておりますように、やはりその再犯防止、改善更生、ここに重点を置いて考えた場合に、やはりここはそういう観点、そして社会情勢ということもございいます。

そういうことも考えた上で、やはりこの適正な金額というのはどの程度のものであるのかということについては、私は、改めてそういうことを考えていく、検討していくと、それは大事なことだらうというふうに考えています。

○川合孝典君 刑務所内で作業を行う中で、先ほど木工なんかもやっているという話がありました、矯正展でしたっけ、年に一回、刑務所内で作業して作ったものを展示販売を行う企画をやっているという話で、今年も六月に入ったらそれが開催されるという話を伺っております。

そこで実際に作られたものを見てみますと、非常に手の掛かったものが破格の値段で当然置かれていたわけでありますけど、ああしたものを見ていたときに、いわゆる再犯防止という観点から考えたときに、刑務所内で作業をするということ、対価性の問題をどう捉えるのかということの問題として、刑務所内で作業をするということを通じて働くことの動機付けになるような仕組みに見直した方がより社会に出てから再犯防止の効果が高いんじゃないのかということを実は私はかねがね感じていたわけでありまして、したがって、働くことの動機付けとなるような、このいわゆる作業報奨金という考え方がいいのかどうかは分かりませんが、動機付けになるような、例えば何らかの手当といったようなものがいわゆる服役中の方に対して支給をされるといったよう

なことも、今すぐは無理にしても、考えてみる価値はあるんじゃないかというふうに考えておるんです。

今回こういった形で刑法が改正されるということと自身が、これまで、正直、の経緯を考えたときに、皆さん、我々も大きく意識を変えて物事にアプローチしなければいけないということだと思っておりますので、この機会にそういったことについても是非検討の一助にさせていただければと思います。はい、ありがとうございます。

それでは、質問戻って問いの三番の方に行かせていただきます。

今後、いわゆる服役中の受刑者が社会復帰を容易に行っていく上でどういう形で環境を整えていくのかということも考えたときに、欧米なんかのいわゆる例を拝見しております、刑務所から外部に対して通勤していわゆる仕事をしているといったような、社会との接点を増やすような取組をしている欧米諸国もあるというふう聞いており、そのことの結果、再犯防止効果が極めて高くなっているという指摘があります。

また、イタリヤやノルウェーなどでは、受刑者は刑務所内にいる間も日常生活に近い環境で市民サービスにも例えばアクセスができるといったような事例もあります。あわせて、ノルウェーでは、福祉的な支援が必要な受刑者を自治体担当者が途切れることなく支援をしている、こういった事例もあります。先ほどの高齢受刑者の御指摘が安江先生からありました、そうした点、問題についても、このような取組を行うことができれば問題解決につながっていくと思っております。

こうした欧米諸国の取組事例から、日本でも、社会との受刑者が接点を増やせるような仕組みをつくることで社会復帰を容易にできる環境を整えるということが、今後、再犯防止効果を高める上で効果が期待できるのではないかと考えられますが、この点についての御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。

この社会復帰のためには、御指摘のとおり、受刑中から社会と接点を持つということ、これは非常に大事な視点だということに考えています。

今回の法改正におきましては、これを改めて明記をいたしました。受刑者処遇の一層の充実を図るため、出所後の就労や帰住先の支援など受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として行うこと、これを明記をいたしております。

また、その効果的な実施を図るために、刑事施設の外の適当な場所で社会復帰支援を行うことが可能となり、例えば、出所後の就労先などの見学ですとか帰住予定の福祉施設の事前体験など、これまで以上に受刑中からの社会との接点を持つことができるようになるというふうに考えています。

そこで、今申し上げましたとおり、これまでもやっておりますところですが、明記をすることによって更にこの施策を充実していきたいということも考えておるわけですが、そこで、今委員の方から海外の事例を幾つか引用されて、そのような考え方でどうかという御質問がございましたけれども、この受刑中から民間企業を含む社会とのつながりを意識させながら作業を行うこと、これは社会復帰を図る上で重要なことだということは今申し上げたとおりなのですが、現在でも、実は現在でも、限られた受刑者に対してはありますけれども、民間企業において刑務作業を実施させておりまして、具体的には、職員の同行なしに民間企業に通勤させる外部通勤作業ですとか、受刑中に内定を得た職場での仕事を体験させる職場体験などを実施しているところ、外部通勤作業等は、刑事施設からの円滑な社会復帰を図る上で重要な処遇方策でありまして、法制審議会の答申においてもその促進が求められております。社会とのつながりを意識したこの矯正処遇の更なる充実を是非進めていきたいというふうにご考えています。

○川合孝典君 ありがとうございます。

外部にいわゆるトライアルというか、職場の経験を若干の対応をさせていただいているということについては、昨日も少しその辺りのところを法務省さんの方から御説明を受けましたが、ちなみに、そういったいわゆる外部の企業等に就学というか、経験、体験という形で実際に行かれている方というのは具体的にどのぐらいの人数いらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(佐伯紀男君) 外部通勤作業でございますが、令和三年十二月現在の数字でございますが、三施設六名が外部通勤作業を実施しているところでございます。

○川合孝典君 ありがとうございます。

大臣、お聞きのとおりということですが、細々と、一応制度はあるよということ程度の実は今現状だということでありまして、これ、私がこの問題を提起させていただきましては、これイタリヤの事例ということなんですが、自治体のトライアル雇用を利用して実際に刑務所から通っているということ、相当な人数の方が実際外部に通勤しているという事例があります。

逆に、ボランティアを含めて外部の人間がプログラムや余暇の活動の、刑務所内の受刑者に対する余暇の運営を行っているという、ボランティアがそういった取組を行っているというふうなこともあって、内部と外部が相互に協力をしながら受刑者の立ち直りを促すという作業をしていらっしゃるわけでありまして。

日本でも、これまでの従来の枠組みをうまく活用してということから更に一步を踏み出して、いわゆる本格的なトライアル雇用というものを一定の要件を満たしたいわゆる受刑者の方に対しては広げていくといったようなことを行うことが、いわゆる再犯防止に対して一定の効果があるのではないのかと私は考えているんですが、こうした考え方について大臣はどうお感じになりますか。

○国務大臣(古川禎久君) 今委員が引用されましたイタリヤにおける取組なんですけれども、い

ゆる社会内処遇をイタリヤでは取り組んでおられるということなんですが、これはその矯正というカテゴリーよりも保護観察措置としての取組であるというふうなことも聞いております。

それはお国柄、それぞれの国でいろいろまちまち微妙に異なるのだろうと思えますけれども、いずれにしても、委員が御指摘のその方向性、考え方というものは、私は、その改善更生、再犯防止につながるという観点からしますと、非常に大事な視点だというふうに思っております。

○川合孝典君 いわゆる受刑者の方は、一般の国民の皆さんからするとやっぱり怖いという感じもあり、さらには前科があるということで、社会もやはり受け入れにくいという意味では、満期出所した方がやっぱり新たに仕事と生活の基盤を得て生活を再建するというのは相当やっぱりハードルが高いのが事実だと思っております。

社会になかなか受け入れられないことが結果的に、行き場を失った人が改めてもう一度罪に手を染めてしまうという、犯罪に手を染めてしまうということにもつながるとい意味でいくと、これまでの日本の刑法の運用ということとは別に、今回改正を行うということでありまして、今問題提起させていただきまして、そして、この間大臣が御答弁いただいたことも含めて、これまでは発想を変えて、何をすることが再犯防止をより進める上で効果的なのかというこの新たな視線、切り口から検討することが必要だということをお指摘をさせていただきまして、時間が参りましたので私の質問は終わります。

ありがとうございます。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

前回、一般質疑だったんですけれども、ちよつと時間がなくて途中になったものもありますし、本来、今日は刑法の質疑なんですけど、その前に、成年後見制度と、それから子の連れ去りの問題について質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、成年後見制度ですが、前回、後見人の費

用、そのことについてお尋ねいたしました。成年後見人等の報酬額の目安、大体相場あるんですかということ、最高裁判所事務総局家庭局長からは、いや、それはお示しすることができませんという御答弁でありました。

ところが、今日、資料でお付けさせていただいていますが、成年後見人等の報酬額の目安ということ、これは家庭裁判所の方で、ホームページには出ております。

これを見ると、報酬額の目安が書かれておりまして、管理財産額が一千万を超え五千万円以下の場合には基本報酬額三万から四万、管理財産が五千万を超える場合には基本報酬額は月額五万から六万円としますというふうに書いてあります。

ですから、例えば報酬額が五万円としたら年間六十万円なんですけど、問題は、一旦後見人を決めてしまうと、一生ですね、一生それを外すことができない、やめることができない。だから、十年たつと六百万円、二十年たつと一千二百万円の報酬金額が掛かってくるということなんです。

今現在、認知症の方、七百万人おられるというふうな言われていますけれども、二〇二五年になれば八百万人になる。ところが、後見人というのは二十四万人にとどまっています、なかなか後見人を選ぶ方が増えないというふうな状況にあるわけなんです。

だからこそ、こういったきちんとした、大体報酬額の目安、こういったこともきちんとして皆さんにお示していくということも大変大事ではないかというふうな考えますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

東京家庭裁判所の資料を御共有いただきました、ありがとうございます。

この資料は、この資料の三段落目にもございますとおり、東京家庭裁判所が、これまでの東京家庭裁判所における審判例等、実務の算定実例を踏まえて、標準的な報酬額の目安を示しているものでございます。

委員御指摘のとおり、報酬の金額は制度を利用される方々にとって大変重要な事項でございますので、その予測可能性を可能な限り確保することが大変重要だという御指摘の趣旨はよく理解をしておりますのでございます。

もっともでございますが、報酬の性質というところに、この資料で申しまして最初のところでございまして、この報酬………発言する者(り)はい、申し訳ございません。成年後見人の報酬は、家庭裁判所が後見人及び被後見人の資力その他の事情によって被後見人の財産の中から相当な報酬を後見人に与えることができるという民法の定め、八百六十二条の定めに基づきまして審判という形で決定するものでございまして、けれども、この資料にもございまして、成年後見人に対する報酬は審判で決定されるということでございます。そして、裁判官が対象期間中の後見等の事務内容、それから、管理する、成年後見人等が管理する財産の内容等を総合考慮して、裁量によって定めるということになってございまして。

この御本人の状況等にもよりまして、成年後見人等が行う………

○委員長(大倉克夫君) 端的に答弁をお願いいたします。

○最高裁判所長官(代理者)(手嶋あさみ君) はい。

成年後見人等の行うべき事務も多様でありまして、裁判官の職権行使の独立の観点から、なかなか統一的な基準を置くということも現行法の下ではできないこととございまして、正確にこれを御説明するというのは難しいところがございます。

○東徹君 いやいや、これ、家庭裁判所のホームページに掲載されているじゃないですか。こうやって示してくれたら、皆さんが、ああ、大体の相場観はこういうものなのか、目安が分かるわけですよ。これ、家庭裁判所東京支部では、立川支部でやってきてくれている。だから、これを全国でもちゃんと示してくれたら、皆さん、大体、ああ、こんな金額なのかと、後見人頼んだらこんな

金額なのかということが分かるわけです。まずは、こういったことをするということが大事だということだと思います。

○ 今の後見人制度なんですけれども、これは途中でやめられないんですよ、やめられない。負担が重たいからもうやめようと思っても、これやめられない。また、中には、弁護士さんがおられて、弁護士さんの中にもいい人もおれば悪い人もおられて、結構、非常にとんでもないことを言われるケースもあるわけです。替えたいと思っても、これも替えられない。だから、こういう制度ではやっぱり使いづらいから、もっと使いやすいように制度を見直す必要があるんじゃないんですかというところで、親族などの負担軽減のためにどのような制度を見直すべきと考えているのか、これ大臣にお伺いしたいと思います。

○ 国務大臣(古川禎久君) 今年の三月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されましたが、その策定に向けた専門家会議での検討におきまして、現行制度の問題点として、本人の実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題等が解決した後も成年後見制度の利用が継続することが指摘されました。また、制度の見直しの方向性に関する指摘としましては、本人にとつて適切な時期に必要な範囲、期間で制度を利用できるようにすべき、後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどの指摘がなされたものでございます。

これ、委員の御関心と申しますか、問題意識に沿った指摘であるのかというふうに思うわけですが、けれども、今御紹介しましたこの計画では、このような指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うということとされたところでございます。

そして、このような中、今年の六月には、成年後見制度の見直しについて検討する研究会が立ち上げられることとなりまして、法務省からもこの研究会に担当者に参加させることといたしております。この研究会では、成年後見制度をより利用

しやすい制度とするための方策などについて幅広い検討がなされるものと承知しております。法務省としては、まずこの研究会における議論に積極的に参加をいたしまして、制度の見直しに向けた検討を深めていきたいというふうに考えています。

○ 東徹君 ありがとうございます。是非見直しを検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

家庭局長におかれましては、もう質問がございませんので、委員長の判断で決めていただいて結構でございます。

○ 委員長(矢倉克夫君) 手嶋家庭局長、御退席いただいて結構です。

○ 東徹君 次に、子の連れ去りのことについてお伺いさせていただきますと思います。

子供を一方の親に会わせない状態は欧米主要国などでは犯罪行為とみなされているということ、二〇二〇年七月八日ですけれども、EU議会が日本に非難決議を行いました。ということ、これはもう国際的にも非常に問題になってきているということでもあります。

共同親権、日本は単独親権で、やっぱり共同親権にすべきじゃないかという議論があります。その中で、結婚前にすね、結婚前に共同親権を婚前契約、婚前契約書みたいな形で結婚前に共同親権を結んだらどうかというような観点から質問させていただきます。

まず最初にお聞きいたしますが、民法七百五十四条がありまして、ここには、夫婦間でした契約というものは、婚姻中、いつでも夫婦の一方からこれを取り消すことができると、ただし、第三者の権利を害することはできないというふうになっておりますが、がんですか、これが時代の変化もあって、平成八年には法制審議会の総会でこの規定を削除するということが決定されております。ただ、平成八年に削除することが決定されたにもかかわらず、いまだにこの規定が残っている理由と、近い将来削除するかどうか、この点に

ついてまずお伺いをさせていただきたいと思っております。

○ 政府参考人(金子修君) 法制審議会の平成八年の答申におきまして、夫婦間の契約の取消し権に関する民法七百五十四条を削除する旨が含まれているということは御指摘のとおりです。

法務省は、その当時、この点も含め法制審議会の答申を踏まえた改正法案を準備していたところでございますが、この答申に含まれていた一部の論点、例えば夫婦の氏に関する改正部分等について国民の間に様々な意見があったほか、当時の政権内においても様々な意見があったこと等から、全体として改正法案の提出にまでは至らなかったものでございます。

もつとも、法務省としましては、法制審議会における審議及びその結果である答申については重く受け止めるべきものであると考えており、御指摘の民法七百五十四条の規定の取扱いについても可能な限り早期に対応してまいりたいと考えております。

○ 東徹君 もう二十五年以上たつているわけですから、もう四半世紀なわけですから、可能な限り早期にということですが、余り期待できないなというふうにも思っております。

そんな中で質問させていただきますが、民法第七百五十四条があることで、夫婦である期間に離婚後の子供の親権をどちらの親が持つかを夫婦間で決めたとしても、これを取り消すことができるため、決めても意味がなくなってしまうわけですね。今、結婚する前に離婚後のことを決めておく婚前契約書を結ぶよう勧められている団体もこれあるわけなんです。

我が国として、これ離婚後も共同親権を認めていけばこういったことが必要なくなるわけでありまして、共同親権の変更について現状どのように考えているのか、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○ 国務大臣(古川禎久君) 父母の離婚後の子の養育の在り方につきましては、これは子供の生活の

安定、それから心身の成長に直結する問題でありまして、子供の利益の観点から大変重要な課題だということに認識をしております。

父母の離婚後の親権制度につきましては、離婚後も父母の双方が子供の養育の責任を負うべきであるとして、いわゆる共同親権制度を導入すべきであるとの意見がある一方で、共同親権制度を導入することに対しては、父母の離婚後に子供の養育に関する様々な事項の決定を適時に行うことが困難となるといった慎重な意見もあるなど、様々な意見があるものと承知をいたしております。

父母の離婚後の子の養育の在り方や、それに関連する諸課題につきましては、現在、法制審議会において、これらの意見も踏まえながら様々な角度から幅広く調査審議中でございます。引き続き、子の最善の利益を確保する観点から、充実した調査審議が行われることを期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 東徹君 これはいつもの答弁でございますので、また質問をさせていただきます。

では、刑法について質問させていただきます。

今回、拘禁刑を創設するというところでありますが、その目的は再犯を防止することということ、再犯防止は当然これも大事な観点だということに思いますけれども、そもそも犯罪を抑止していくということも重要だということに考えております。

今回の法案では、懲役刑や禁錮刑を廃止して新しく拘禁刑をつくるということですが、一般的な国民の感覚として、懲役というところ、何か重く厳しい処罰というふうなことが現在私は浸透していると思っております。この間の代表質問でもお聞きしましたが、やっぱり懲役刑、無期懲役とか、そういう言葉というのは非常に重たいというふうな言葉だということに認識をいたしますし、大体そういうことは浸透していると思っておりますけれども、それが無期拘禁ということに変わるといふうにお聞きしております。

厳しい処罰と浸透しているわけですが、そのこと自体が犯罪を抑止する効果があったと思えますが、なぜ新しい刑の呼び名が拘禁刑、拘禁刑という言葉になったのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

刑事施設に収容する新たな刑の名称につきましては、その創設を内容とする法制審議会からの答申の後に、その調査審議を行った同審議会部会の委員であった刑事法研究者、弁護士、マスコミ、研究者、被害者の御遺族に御参加いただいて意見交換会を開催し、御議論いただいたところでございます。

新たな刑の名称につきましては、この意見交換会においても指摘されたところでございますが、まず、刑の内容を適切に反映した名称であり、刑罰の性格、目的に照らしてふさわしいものであること、そして簡潔かつ平易な名称であること、また他の法令上の用語との関係で問題を生じないことが求められると考えるところでございます。その上で、具体的な名称としては、意見交換会において拘禁刑との名称を支持する意見が多数を占め、これに対する異論はなかったものと承知をしております。

以上を踏まえて検討した結果、新たな刑の名称を拘禁刑とすることとしたものでございます。

なお、委員から懲役との比較という御指摘がございましたので、ちよつとこの点について具体的に申し上げますと、拘禁とは、一般的な用語といたしまして、捕らえてとどめておくことを意味するとされております。これと刑を組み合わせた拘禁刑との名称は、刑罰として刑事施設に拘置するという内容を適切に反映したものとすること、字句といたしまして、拘には捕らえること、捕まえておくことなどの意味が、禁には自由な行動をさせないこと、閉じ込めておくこと、戒めなどの意味がございまして、峻厳な意味内容を含むものでございますので、これと刑を組み合わせた拘禁刑との名称は、刑罰の性格、目的に照ら

してふさわしいものであると考えるところでございます。

以上でございます。

○東徹君 今の御答弁にちよつと関連でお聞きしますけれども、例えば、これ、拘禁刑にすることによって作業と指導の両方ができるようになるというふうなことをずつと答弁されておりますけれども、例えば懲役刑であっても、懲役刑という名称のままで作業とそれから指導、こういったことが両方できるような、そういった改正というのは、これは検討されなかったんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

まず、今回の議論は、先ほどのような刑の内容とするかということが決まっています、それからその名称ということで、その名称について検討したものでございます。

委員おっしゃるとおり、今私どもが御提案申し上げている内容の、拘禁刑の内容のまま懲役刑とすることも考えられないのかもしれないけれども、具体的な議論としては、そういった懲役刑のままで置くという議論はされておらず、現在、懲役刑ということで既に意味内容を持った刑がございまして、これと違う刑を定めるといふことから、懲役刑とは異なる、あるいは禁錮刑とは異なる刑の名称ということで、先ほど申し上げたような経緯で拘禁刑という名称としたものでございます。

○東徹君 だから、大事なことは、まずは犯罪を抑止していくということが大事だと思えますし、その次に再犯を防止していくという、そういった考え方が僕は大事だというふうに思うわけですね。

だから、まずは犯罪を抑止していくことであれば、懲役刑というものを残しておいて、そして懲役刑であったとしても、きちんと作業とそれから指導が、僕は余り好きな言葉じゃないですけども、ベストミックスとかつていつもおっしゃっていますけれども、ベストミックスでやつ

ていくというところの方が犯罪を抑止し、そして再犯も防止することができる、そういうふうな思うわけでありませう。

続いてお聞きしますけれども、懲役刑というのは、作業は法律上の義務であつて、その上で性犯罪者などには個別のプログラムが、これ受講などが現在も行われております。要するに指導と同じ形ですよ、こういうのは、拘禁刑では、その作業は、作業の時間を指導などのために使うことができるようになるわけですが、そうすることで刑務所を出た後の再犯を減らすことができるようになるのかどうか、この点についてもお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(古川禎久君) 刑事施設では、これまでも再犯防止のために、受刑者の特性に応じて可能な範囲で職業訓練を含む作業や改善指導を行うとともに、社会復帰に向けた就労支援などにも取り組んできたところでございます。近年、二年以内再入率も低下をきておまして、刑事施設における処遇は再犯防止に一定の効果も上げてい

るものというふうな認識をいたしております。もつとも、現行法の下では作業が刑の本質的要素とされておりまして、作業以外の指導や支援を重点的に行う必要があると認められる場合であつても、作業に優先してその指導や支援を行うことに一定の限界が生じてまいります。そのため、法改正によりまして、個々の受刑者の特性に応じて作業、指導、社会復帰支援を組み合わせた柔軟な処遇を可能とすることが重要であると、それを目指したいということなのでございます。

今後は、各種のこの改善指導を始めとした処遇の効果などを更に検証しながら、法改正の趣旨を踏まえて、受刑者に実施すべき改善指導を適切に実施するなど柔軟な対応を進めることによつて、再犯防止に効果的な矯正処遇の実施に一層努めてまいりたいというふうな考えています。

○東徹君 今の答弁でもう一つちよつとお聞きしたいのは作業が法律上の義務なわけですが、その上で性犯罪者などには個別のプログラム、こういったものが受講、まあこれは指導ですよ、行われているわけですが、でも、その指導には上限があるというふうにおっしゃいましたけれども、それは、例えば性犯罪の場合は、作業の時間と指導の時間と、これどつどの時間の割合になつてい

るわけですか。

○政府参考人(佐伯紀男君) お答えいたします。

作業と指導を合わせて八時間以内ということ、八時間を上限として現在定めがございまして、その作業と指導のそれぞれ何時間という具体的な定めはございませぬが、いずれにしても、その懲役刑の所定の作業ということ、これを中心とするべしということがその法律の要請でございまして、やはり作業が大部分を占めるというのが現状でございます。

○東徹君 じゃ、確認ですが、作業と指導で例えば八時間ということが決まつておれば、作業一時間、指導七時間、これもできるんですか。

○政府参考人(佐伯紀男君) ある日における一時的なものとしてはそういう在り方というものもあるかもしれませんが、実施の方法としてですね。総じて、作業が中心となるべしというのが法の要請だと理解してございます。

○東徹君 私が聞いていますのは、制度上、一時間と七時間は可能なんですかとお聞きしています。

○政府参考人(佐伯紀男君) ですから、ある日における指導の割り振りとしてはそういう割り振りというのは可能でございます。

○東徹君 だから、実際には、その個別の事案によつて、その人の特性に応じて作業と指導をその幅を変えているということだというふうな思います。

あと、質問しますけれども、拘禁刑に変更したことによる効果をこれ見極めていくためには、懲役刑と拘禁刑のそれぞれで服役した人の再犯率を私これ比較してどうかというふうな考えます。法務委員会に出ていて思うんですけども、やっぱりデータがないんですね、データというもの

が、もうやつぱり法務省もデータでしっかりと判断していくということが僕大事だと思います。

法改正によってこれ拘禁刑ができたとしても、これまでに懲役刑で服役している人が急に拘禁刑に変わるわけではなくて、評価にある程度時間は掛かるわけでありまして、懲役刑と拘禁刑とを区別して、再犯率を把握して公表することをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(古川禎久君) 拘禁刑導入の影響を客観的指標に基づいて見極めるということは大変重要なことだというふうに認識しています。

法務省としては、刑事施設を所管する立場から、刑事施設からの出所や再入所についてはデータとして把握することが可能でございます。したがって、再犯率の一つの指標として、ある年の刑事施設出所者のうち、出所後の一定期間内に新たな罪を犯して刑事施設に再入所した者がどの程度いるかを把握し、二年以内再入率や五年以内再入率を算出して公表をしているところでございます。今後、拘禁刑が導入された場合においても、懲役刑と拘禁刑を区別して、それぞれの再入率を公表していくことを予定しております。

拘禁刑導入後においても再入率という同一の客観的指標を用いることは、統計分析の継続性の観点から必要だというふうに考えておりますけれども、委員の御指摘の点も含めまして、拘禁刑導入の影響を見極めるための効果的な指標の在り方、そのためのデータの収集、分析などの在り方についてもこれは検討を進めていきたいと、進めなければならぬと思っております。

○委員長(矢倉克夫君) 時間になりましたので、おまとめください。

○東徹君 これまでもいろいろと聞く中で、そういった数字は把握しておりませんというふうな答弁が結構ありましたので、是非、懲役刑と拘禁刑、区別して再犯率を把握することができるデータをしっかりと取っていただきたいと思っております。

で、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

侮辱罪の法定刑引上げについて伺います。侮辱罪や名誉毀損罪は、一八七五年、政府批判を封じるために作られた讒謗律が由来とされます。讒謗というのは、名誉毀損を意味する讒毀と侮辱を意味する誹謗を組み合わせた言葉とされます。同じ日に布告された新聞紙条例とともに、自由権運動の弾圧に用いられました。この讒謗律によって最初に処罰されたとされるのは、ある新聞の編集長で、讒謗律の布告を批判する投書を新聞に掲載したということで二か月の禁錮刑となつたとされます。讒謗律は明治刑法の制定で廃止された。旧刑法では官吏、公務員侮辱罪が規定されました。これが現行法の侮辱罪にも引き継がれております。

大臣に伺います。現行刑法の侮辱罪も表現の自由を脅かす危険を否定できないものだと思います。どのような認識でしょうか。

○国務大臣(古川禎久君) お答えいたします。表現の自由は、現行憲法で保障されている極めて重要な権利であり、これを不当に制限することがあってはならないのは当然のことであるというふうに考えています。

今回の法改正は侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであり、構成要件を変更するものではなく、処罰の対象となる行為の範囲、すなわち侮辱罪が成立する行為の範囲は全く変わりません。したがって、これまで対象とならなかったものが新たに対象となるわけはありません。また、拘留、科料を存置することとしておりますから、当罰性の低い行為を含めて侮辱行為を一律に重く処罰する趣旨でもございません。さらに、公正な論評といった正当な表現行為については、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であっても、刑法第三十五条の正当行為として違法性が阻却され、処罰され

ないと考えられます。

その上で、御懸念の点については、法制審議会の部会におきましても、捜査、訴追を行う警察、検察の委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであり、この点については今般の法定刑の引上げにより変わることはないとの考え方が示されたところでございます。

したがって、今回の法改正は言論の弾圧につながるものでも表現の自由を脅かすものでもないと考えておりますが、この点を懸念する御指摘があることは真摯に受け止めていただきたいと思います。

引き続き、先ほども申し上げましたこの法改正の趣旨等について丁寧な説明に努めてまいりますと存じます。

○山添拓君 私、法改正のこと、まだ聞いていないんですよ。

現行法の侮辱罪についても、その侮辱の文言も解釈も明確とは言えません。表現の自由を脅かす懸念があるということを確認したままでなんですけれども、そしてこれは正確に通告もしているんですけども、その懸念については共有いただきたいと思います。思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(古川禎久君) 御懸念というのは、その表現の自由を脅かす危険を内包しているのではないかと懸念です。今回の侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであり、構成要件を変更するものではないので、懸念はございません。処罰の対象となる行為の範囲も変わりません。

○山添拓君 質問にはお答えいただいております。国連自由権規約委員会が二〇一一年に発表した一般的な意見三十四は、意見を持つ自由及び表現の自由は個人の完全な発展に欠かせない条件であるとした上で、その四十七項で、締約国は名誉毀損を犯罪の対象から外すよう検討しなければならぬ、刑法の適用が容認されるのは最も重大な事件

に限られなければならない、拘禁刑は決して適切な刑罰ではないとしています。

法務省に伺います。なぜこのような見解が示されたと認識していらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

このような見解が示された詳細なプロセス等につきましては必ずしもつまびらかではございませんが、いずれにしろ、このような意見が述べられたところでございます。

今おっしゃられたように、自由権規約委員会の一般的な意見におきまして、締約国は名誉毀損の非犯罪化を考慮すべきなどとされておりまして、このことは承知をしているところでございますが、これは法的拘束力を有するものではなく、それに含まれる勧告的な内容は各締約国にその実施を法的に義務付けているものでもない認識をしております。名誉毀損を抑止する手段としての刑罰の要否や内容については、各国の実情に応じて検討がなされるべきものであると考えられるところでございます。

そして、我が国における近時の名誉毀損及び侮辱の罪の実情等に鑑みれば、名誉毀損罪及び侮辱罪を非犯罪化することは相当ではなく、むしろ侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対する厳正な対処を可能とするためには、その法定刑を名誉毀損罪に準じたものに引き上げることが相当であると考えております。

○山添拓君 なぜ示されたかつまびらかでないという答弁だったのですが、表現の自由は透明性と説明責任の原則を実現するために必要な条件である、人権の促進及び保護に不可欠だと、こういう前提の上で自由権規約委員会は勧告をしたものではないのですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

私どもとして、勧告の内容、一般的な意見、先ほどの承知しております。

ただ、これがまとめられるに至った経緯につきまして詳細を承知しておりませんので、お答えは差し控えていただきます。

○山添拓君 外務省、違いますか。

○政府参考人(股野元貞君) お答え申し上げます。

自由権規約委員会でございますが、こちらの十八名の委員が締約国の国民の中から締約国により選出され、個人の資格で職務を遂行するものでございまして、同委員会は、締約国による報告に関する総括所見、あるいは自由権規約の解釈についての委員会としての見解を整理した一般的な意見を発出しますが、いずれの文書も法的拘束力はないものと承知しております。

○山添拓君 法的拘束力がないから、それと逆行するような法改正やつてよいということにはならないと思うんですね。

刑法の侮辱罪は、最も重大な事件に限らず刑罰の対象としています。今回、その法定刑を引き上げ、懲役刑まで科そうとするものです。国連の一般的な意見に反する方向となるのだと指摘しなければなりません。

アメリカやイギリス、フランスなどでは、名誉に対する罪を廃止し、あるいは法定刑から拘禁刑を削除する法改正が行われております。これは国際的な動向だと思っております。

こうしたことについて、法制審では、弁護士委員から指摘があって、しかし、それに対しては、そういう議論にはくみしないと、こういう意見が別の委員から出されて、なぜ国連でこのような方向が示されたのか、それを受けて日本はどうするべきなのか、そういう議論はされていないわけですね。これで本当によいのかということが私は問われると思います。

侮辱罪の法定刑引上げでインターネット上の誹謗中傷に対する抑止力となるのか、この点も質問

したいと思えます。

匿名で行うことができるインターネット上の書き込みは、加害者の特定が困難であることが最大のネックです。大量の投稿が短時間になされ、過激化し、炎上しがちです。これは、侮辱罪の法定刑引上げによって抑制できるという保証はないと思います。

衆議院で参考人としてお話しされた木村響子さんは、必ずしも実名でSNSをやる必要はないかもしれないけれども、問題のある発言をしたときには特定できるようなことを考えてほしいという御意見でした。

法務省に伺います。

SNSの運営者や管理者に発信者情報の保存を義務付ける、あるいは外国の会社には日本国内で代表者登記をきちんと行わせるなど、こうした投稿の削除と被害賠償を迅速にかつ実効性あるものとするのが求められていると思えますが、いかがですか。

○委員長(矢倉克夫君) どなたが答弁されます。

速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(矢倉克夫君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(松下裕子君) 失礼しました。

今御指摘のようなその民事上の手続につきましては、御指摘のような例えば新たな発信者情報開示手続の創設を内容とする改正プロバイダー責任制限法の円滑な施行に向けて私どもも関係省庁の一つとして協力を行っておりますほか、御指摘のような会社法が定める代表者登記義務の関係についても、法務省の中で、様々な制度の周知ですとか、そういった対応を行っていると思っております。

また、私ども法務省の人権擁護機関におきましては、様々な御相談に関しまして全国の法務局において人権相談に応じておりまして、人権相談では、人権侵害の疑いのある事件を認知した場合に

は人権侵害事件として調査を行っており、例えばインターネット上の誹謗中傷の投稿による被害に關しては、相談者の意向に応じまして、損害賠償を求める方には法テラスなどを御紹介する、あるいは投稿の削除を求める方には削除依頼の方法等を助言したり、違法性を判断した上でプロバイダーに対して投稿の削除依頼をするなどの対応を行っております。

○山添拓君 ちなみに、実際削除がなされた件数などについては情報がありますか。

○政府参考人(松下裕子君) 過去三年間、昨年の十二月までの過去三年間のトータルといたしましては五千三百件余り、五千四百件弱ぐらいでございます。人権侵害事件数としてはそのぐらいでございます。人権侵害事件数としてはそのぐらいでございます。その中の全部又は一部投稿が削除されたものは約七割というふうに把握しております。

○山添拓君 そういった対策を進めることが大事だと思うのですが、この名誉毀損あるいは侮辱罪などの対応でそれが十分な対策となるのかということについては、これは法制審で二度の議論しかなされていないということもあり、必ずしも実効的な対策となるものではないのではないかと、逆に、表現の自由との関係の十分な検討がされないままに法定刑の引上げが行われることへの懸念が広がっているという状況ではないかと思えます。

名誉毀損罪では公共の利害に関する特則があります。政治家や候補者に関する事実で、真実が証明できるか、そう信じる相당한理由があるような場合には違法性が否定されます。しかし、侮辱罪ではこれがありません。そのために、政治的な批判が侮辱と扱われ、法定刑の引上げで逮捕の対象にもされてしまうのではないかと、こういう懸念が広がっているわけですね。

これは大臣にお答えいただければと思えますが、大臣は本会議で、正当な表現行為は、刑法三十五條の正当行為として違法性が阻却され、処罰されないと思えます。先ほどもそういう答弁が

りました。処罰すべき侮辱と、正当行為として違法性が否定される政治的批判とはどのように区別されるのですか。

○国務大臣(古川慎久君) 具体的にいかなる行為が侮辱罪における侮辱に該当するかということについては、収集された証拠に基づき個別的に判断されるべき事柄でありますから、一概に基準としてお示しすることは困難でございますけれども、過去に侮辱罪で有罪が確定した裁判例において示された犯罪事実が参考になると考えられます。

法制審議会の部会では、過去に裁判所において侮辱罪の成立が認められた事案の概要などをまとめた事例集を資料として配付したほか、侮辱罪の成立が認められた複数の事例を口頭で紹介したところでありまして、それぞれ配付資料あるいは議事録として法務省のウェブサイトに掲載をしているところでございます。

○山添拓君 侮辱罪が正当行為に当たるとして違法性が否定されて無罪となった例というのはあるんですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをします。御指摘のような例は承知しておりません。

○山添拓君 ないんですね。ですから、大臣が言われるように、過去の事例の例があるからといって、それによって許される政治的批判と侮辱とは区別できないということになると思っております。

正当行為というのは、法令又は正当な業務による行為をいいます。法務省に伺います。

政治家に対する批判的な言葉は、どのような場合に正当行為になり得るんでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

侮辱罪というのは、事実を摘示せずに公然と人を侮辱した場合に構成要件に該当するものでございまして、仮に相手の社会的評価を低下させる内容でありまして、御指摘のように、刑法三十五

条の正当行為として違法性が阻却され、処罰されないものでございます。

具体的にどのような場合がこれに当たるといふことでございますが、犯罪の成否は収集された証拠に基づき事実ごとに判断されるべき事柄であることから、いかなる場合がこの正当行為に該当するかについてこの場で確定的なお答えをすることは困難でございますが、法制審議会の部会におきましては、例えば、民事上の不法行為についての公正な論評の法理を踏まえつつ、民事上の不法行為責任より広く侮辱罪の成立が認められることではないとする考え方が示されたところでございまして、このような考え方は、今委員のお尋ねのどういった場合に正当行為となり得るかという判断に当たっては参照されるものと考えております。

○山添拓君 じゃ、例えば政治家について、うそつきだとか裏切り者だとか、そういうツイートをすると、街頭演説で聴衆が叫ぶ。侮辱に当たると言えますか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

具体的にどのような場合がということについてはお答えを差し控えたいと存じますが、繰り返しになって恐縮でございますが、法制審議会の部会におきましては、民事上の不法行為につきましても公正な論評の法理というのが、これがございまして、これを踏まえつつ、こういった考え方が刑法の侮辱罪の成否においても参照されるものと考えております。

○山添拓君 法制審でも十分議論が尽くされたとは言えないと思うんですね。そもそも立件された数が少ないですから裁判例は乏しいわけです。萎縮効果がゼロかというところ、懸念があって否定できないという意見まで法制審で出されています。名誉毀損と同じように、違法性が否定される場合があり得ると思います。しかし、そのことは明文で規定しなければ表現の自由の観点から重大な疑

念が生じる、こういう指摘が法制審でもされてきたと思うんですね。

資料をお配りしています。衆議院で、法務省、警察庁連名で出された政府の統一見解です。侮辱罪による現行犯逮捕の可否について述べています。表現の自由の重要性に配慮しつつ慎重な運用がなされるとあります。国家公安委員長は本会議で、慎重な運用とは逮捕権の運用を慎重に行うという趣旨だと述べました。

警察庁に伺いますが、現行犯逮捕の要件との関係で、いかなる規定に基づいて慎重に行うと言っているんですか。

○政府参考人(大賀眞一君) 逮捕権の運用につきましては、身体の自由に直接関連することでもございまして、国家公安委員会規則であります犯罪捜査規範の第一百八条において、逮捕権は慎重適正に運用しなければならない旨が規定をされているところでございます。

その上で、侮辱罪による現行犯逮捕につきましては、身体の自由に加えて表現の自由への配慮も重要と考えられることから、先般、表現の自由の重要性に配慮しつつ逮捕権の運用を慎重に行う旨を政府統一見解としてお示しをしたところでございます。

○山添拓君 今答弁のあった犯罪捜査規範の百八条、確かに慎重適正に運用しなければならないと書かれています。要するに、ここで慎重に運用しなければならないと書いていますので、そのことをこの統一見解にも書いていただくと、こういうことになりませんか。

○政府参考人(大賀眞一君) 先ほども答弁したとおりでございますが、逮捕権というのはそもそも身体を拘束するものでございまして、慎重に運用しなければならないと考えております。その上で、侮辱罪におきましては表現の自由への配慮も重要と考えることから、このような政府統一見解としてお示しをしたところでございます。

○山添拓君 身体の自由に関わりますから慎重に運用しなければならないのは当然ですね、もとよりです。そして、今警察庁がおっしゃったのは、表現の自由に関わる行為であるのでなおさら慎重にと、そういう趣旨での答弁であったと思えます。

しかし、現実はどうかということをお尋ねしたいと思います。今のように、慎重な運用をしななければならないというのはまさに運用上の問題ですから、法的な規範に基づいて、要件に沿って慎重さが求められるということではありません。そのため、現場の判断で、現場の判断次第の運用となつていないと思えます。

例えば、二〇〇九年十一月三十日、最高裁は、東京都葛飾区のマンションでのピラ配布が住居侵入罪に問われた事件で罰金五万円の有罪判決を下しました。民間の分譲マンションのドアポストに日本共産党発行の都議会報告、区議団だより、区民アンケートを投函していたところ、マンションの住民の通報によって逮捕され、これ現行犯逮捕です、二十三日間身体拘束をされ、起訴されました。オートロックはありませんでした。ドアポストにはピラ屋や不動産業者のチラシ、ほかの政党のピラも日常的に入っておりましたが、ほかのポスターイング行為が逮捕、起訴された事実はありませんでした。それでも住居侵入罪に問われたんですね。

警察庁に伺います。こうした現行犯逮捕というのは、今私が説明したような現行犯逮捕は慎重な運用とは言えませんね。

○政府参考人(大賀眞一君) 個別具体的な事案についてのお尋ねでございますので、それは恐らく個別具体的な状況に応じて逮捕の必要性を判断したものでございます。お尋ねの事案は私人による現行犯逮捕で、警察はその引渡しを受けたものと承知をいたしております。

○山添拓君 その後、二十三日間も身体拘束しているんですよ。それは警察の判断ですよ。法務省にも伺います。

この事件、わざわざ起訴しました。慎重な運用ではありませんね。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。委員のお尋ねは検察官の公訴の提起及び裁判所の判決でございますので、個別具体的な事案における裁判所の判決あるいは検察当局の活動について法務省として所感を述べることは差し控えたいと思えます。

なお、委員は、さきに私ども示しました政府統一見解との関係でお尋ねでございます。

私ども、さきに示しました政府統一見解は、侮辱罪による現行犯逮捕につきまして、侮辱罪の成否が問題となるのは表現行為であることから、その性質上、仮に構成要件に該当したとしても、違法性阻却事由の存否に関して、表現の自由などの憲法上の重要な権利との関係を慎重に考慮しなければ正当行為かどうか判断できないので、実際上は逮捕時の状況だけで正当行為でないことが明白とまで言える事案は想定されないと考えているところでございます。

これに対しまして、御指摘の事件は侮辱罪ではなくて住居侵入罪による現行犯逮捕が行われているところでございます。一般論として申し上げます。住居侵入罪の構成要件に該当する行為は人の住居に侵入する行為であり、言語等による表現行為そのものが実行行為として問題となる侮辱罪とは異なるために、同列に論ずることはできないと考えております。

いずれにしても、捜査当局におきましては、侮辱罪による現行犯逮捕につきまして、再三申し上げておりますとおり、表現の自由に配慮しつつ慎重な運用がなされるものと承知しております。

○山添拓君 罪に問うわけですから、表現の自由に関わる問題であれば、どの罪状であっても慎重

な運用というのは当然求められると思うんですね。身体拘束までする、起訴する。違いますか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

表現の自由というのは、委員御指摘のとおり、憲法上重要な権利でありますので、これを尊重するということは当然でございます。犯罪の成否を判断するに当たりまして、正当な理由の存否を検討するに当たっては、そういった権利の性質に鑑みた検討が行われるところでございます。その上で、私ども、再三、先ほど申し上げたことの繰り返しでございますが、私どもの統一見解といたしまして、侮辱罪と現行犯逮捕の関係につきまして見解を示したところでございます。

委員御指摘の事案は、先ほど来申し上げておりますように、人の住居に侵入する行為の事案でありまして、侮辱罪の事案とは異なっているため、私ども、同列に論ずることはできないと考えているところでございます。

○山添拓君 表現の自由に関わることが明らかな事件を平気で逮捕し、起訴してきた事実があるわけです。それが表現の自由、政治活動の自由への弾圧であるということの自覚もなければ反省もないように私は今の答弁を伺って受け止めました。侮辱罪の法定刑引上げによって不当逮捕の懸念が広がるのは当然だと思います。この資料の中には、表現行為という性質上、逮捕時に正当行為でないことが明白と言える場合は実際には想定されないということがあります。

正当行為であるかどうか、いつ誰が判断するんですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。現行犯逮捕の場合ですと、その判断は逮捕者がすることになります。

○山添拓君 その段階で正当行為であるかどうかということ逮捕者自身が、これは正当行為などではないと、だから侮辱罪であって逮捕しなけれ

ばならない、そういうふうになることはあり得るということですね。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

再三申し上げますが、この私どもの政府統一見解におきまして、現行犯逮捕は、逮捕時に犯罪であることが明白で、かつ犯人も明白である場合にしか行うことができないということを前提に、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないことも明白ということでございます。侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に正当行為でないことが明白と言えているところでございます。このように考えているところでございまして、その考えに基づいてこの政府統一見解をまとめたところでございます。

○山添拓君 想定外があり得ることについては否定されていないと思うのですが、そして実際の事案になれば、個々の事案の問題なので答弁はできないとおっしゃる。

先ほどの葛飾のピラ配布事件の第一審東京地裁は、ピラをドアポストへ投函することを刑事処罰の対象と見るような社会通念は確立しておらず、立入り行為は正当な理由があつて、住居侵入罪は成立しない、無罪判決を言い渡していたんですね。

住居侵入と侮辱とは構成要件が異なつて、同列に論じることができない、それはそのとおりでしょう。しかし、表現の自由に基づく行為であっても、捜査機関は正当性を認めてこなかったわけです。この当時、ほかにも様々、類似の事件がありました。恣意的な捜査によって政治的な弾圧が加えられてきたわけです。慎重な運用、想定されない、それが歯止めになるなどは到底言えないと思います。

今日は国家公安委員長の出席を求めておりまして、実現しませんでしたので、この点は次回以降、直接確認をしたいと思ひます。

質問を終わります。

○高良鉄美君 沖繩の風の高良鉄美でございます。

先ほど山添委員の方から表現の自由の問題がありました。

これ、まず基本的なところでもう違つていないんですよ。表現の自由がなぜ重要かというのは、これは国家に対する権利です。で、今、インターネットの中傷誹謗の問題というのは、これはなぜまた制限される可能性があるのか、あるいは制限しなきゃならないのがあるかというのは、これは私人の関係で、相手の人格の問題ですよ。だから、表現の自由の重要性というのは、そういったインターネットの問題でやるのではなくて、国家に対する権利だということをおっしゃる。そして、最後にそれを触れませんが。

まず、一昨日、沖繩の方に行つてまいりましたら、外国人技能実習制度廃止全国キャラバンが沖繩とそれから北海道でスタートしました。私も沖繩でのタウンミーティングに参加しましたが、これは、移住連、つまり移住者と連帯する全国ネットワークが立ち上げたキャラバンです。移住連は、外国人技能実習生の長時間労働、賃金不払、実習実施機関等による人権侵害、保証金の徴収や強制帰国の問題など、外国人技能実習生に対する人権侵害行為を摘発し、技能実習生を保護、支援しています。

今起きている問題は、二〇一六年の外国人技能実習法案の審議のときから懸念されていた問題であり、国際貢献の名の下に外国人の技能実習生が安価な労働力として扱われるのではないかと、このことを多くの議員が指摘しましたが、強行採決の未、制度が開始されました。政府は技能実習制度の見直しを検討されていると承知していますが、外国人技能実習制度は一旦廃止をして、外国人の人権を保障した上で受入れを図る制度を新たに創設すべきだと考え、本日は、先に外国人技能実習制度から質問いたします。

まず、技能実習基本方針及び技能実習制度運用要綱において例外が認められています。この例外の中ですけれども、技能実習基本方針では、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについて、やむを得ない事情があると認められる場合には実習先変更の支援を行うとされています。技能実習制度運用要綱においては、実習実施者の経営上、事業上の都合、実習実施者における実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更が認められています。

これが、具体的にはどのようなケースが例外的に認められているのか、法務省に伺います。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員御指摘でございます。実習先の変更についてのやむを得ない事情があると認められるか否かにつきましては、現在の技能実習の下で技能実習を継続することが適正な技能実習という趣旨に沿わないと認められるような事情の有無、専ら本人の自分本位によるものではないか否かなどを個別の事案ごとに総合的に判断することとなります。

その上で、具体例といたしましては、実習実施者による暴行、パワハラ、セクハラなどの重大な人権侵害行為があつた場合、実習実施者の経営上、事業上の都合や実習実施者における実習認定の取消しにより実習の継続が困難になつた場合、労働契約の不履行や契約をめぐる争い、実習実施者との相性が悪いなどの事情により、客観的にも技能実習の継続を困難ならしめるほどの事情が認められる場合などが考えられるところでございます。

○高良鉄美君 やつぱり具体的にちよつと例を挙げたいと非常に分かりやすくなりました。理解しやすいというんでしょうかね。

この例外的に転職できることを、技能実習者はもちろん、支援団体、一般にも広く伝わるのが重要ですが、今言われたような転職できるというような内容も含めて、周知をどのようにされるのかを伺いたいと思います。

○政府参考人(西山卓爾君) 技能実習生に対しては、入国時に技能実習生全員に配付していただく技能実習生手帳におきまして、実習先の倒産、廃業や事業縮小など、やむを得ない事情で技能実習を行うことが困難な場合は転職が可能なこと、また、監理団体が転籍の責務を履行しないときは機構において実習先変更の支援を行うので機構又は母国語相談に相談してほしいことを明記して周知をしているところでございます。

また、監理団体や支援団体等、技能実習関係者に対しては、委員からも先ほど御指摘があった技能実習制度運用要領におきまして、実習先の変更に係る規定について記載することを通じ、周知をしております。

委員御指摘のとおり、技能実習生本人はもとより監理団体や支援団体等、技能実習関係者に対して、こうした取組について正確な理解、認識を徹底いただくことが重要でありますことから、制度を共管する厚生労働省や外国人技能実習機構と連携し、周知やその内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 やはり沖縄の方で質問もありました。そもそもが転職できるんですかというのがありましたので、今のような形で今後も周知していただきたいと思えます。ありがとうございます。

最近、この外国人技能実習生には、ベトナムから来日されるケースが多くなっています。地域によつては、中国からの技能実習生を抜いて一番多いというところもあります。

そこで次に、日本、ベトナムの合意内容について伺います。

先般、岸田総理がベトナムを訪問され、五月一日には共同記者発表をされています。外務省のウ

ェブサイトには幾つかの項目で合意をしたとあるんですが、第二に人的交流です、日本では技能実習生を含む多くのベトナム人に活躍していただいています。このシステムを悪用する関係者がいるのも事実です、今般、プロローカーを介さずに技能実習生が自ら送り出し機関や求人情報にアクセスできるサイトの構築で合意しました、問題ある慣行を抜本的に変え、技能実習生等の適切な日が実現するよう引き続きチン首相と協力していきたいと、と紹介されています。

悪質な仲介業者には言及があるものの、送り出し機関については言及がありません。送り出し機関についても様々な問題が指摘されてきたので、やはり送り出し機関も対象とすべきではないでしょうか。

○政府参考人(岡田恵子君) お答え申し上げます。五月一日の日越首脳会談におきまして、技能実習生等の送り出しに関する公的なプラットフォームの構築について合意いたしました。今後、両国の関係機関の間で具体的な制度設計を進めていく予定でございます。

プラットフォームの構築によりまして、日本での実習や就労を希望される方が送り出し機関の情報や求人情報に直接アクセスできるようになることを通じまして、悪質な仲介業者が排除されることが期待されるところでございます。

委員御指摘の悪質な送り出し機関の排除につきましても、技能実習制度の適切な運用におきまして重要な点と認識してございます。具体的に申し上げますと、このプラットフォームの構築に当たってまして、送り出し等実績、費用、行政処分歴といった送り出し機関に関する情報が客観的かつ正確にプラットフォームに掲載されるようにすること、及びベトナムに帰国された方からのフィードバックを適切に反映してプラットフォームに掲載される情報の質を高めていくことが重要と考えてございます。

今後、プラットフォーム構築の検討を具体化してまいりますが、検討に当たりましては、今申し上げました考えの下で、日越両国の関係機関の間で鋭意調整を進めてまいります。

○高良鉄美君 今、だんだん外国人技能実習生の多さ、ベトナム、特に増えておりますので、是非、せつかく二国間でいろんな合意をされたので、今のような形で送り出し機関も、そして両国の情報交換ということも非常に重要だと感じました。

今御説明されましたが、やはり重要なことは外国人技能実習生を取り巻く問題解決に向けた今後の取組だと思っております。そこで、今後の取組についてちよつと伺いたいんですが、よろしくお願ひします。

○政府参考人(股野元貞君) お答え申し上げます。ベトナムとの技能実習制度の今後の取組についてでございますけれども、外務省といたしましては、引き続き、在ベトナム日本大使館並びに主務省庁でございます法務省や厚生労働省と連携しつつ、たまたま答弁ありましたプラットフォーム構築に係るプロジェクトや二国間取決めに基づくベトナム側との情報連携をしっかりと行い、ベトナムとの間で技能実習制度のより一層の適切な運用に取り組んでまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 総理の訪問でいろいろ進歩があったということで、ほかの外国人技能実習生の入っている国々、そこも同じような改善を望みたいと思えます。

さて、本題の刑法等改正案について伺いたいと思えます。

処遇を一層充実させ立ち直りを後押しするため諸制度の導入ということと、侮辱罪の法定刑の引上げのための法改正と、これを同時に行うことについて質問いたします。

両案は別々の諮問であり、別々の部会で議論されてきたと承知していますが、なぜ同時に行うこと

にしたのか、その理由を改めて伺いたいと思えます。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。

今回の法改正は、罪を犯した者の改善更生、再犯防止に向けた施設内・社会内処遇をより一層充実させるため所要の法整備を行うとともに、インターネット上のものを始めとする侮辱行為を抑止し、また、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対する厳正な対処を可能とするため、侮辱罪の法定刑を引き上げるものでございます。これらはいずれも、刑事法に関する現下の課題に対処するため刑法を改正するという点で共通していることから、一つの法律案で改正しようとしたものでございます。

○高良鉄美君 まだきちんと答えになっていないから今お答えでしたけれども、刑事法の改正だからという今お答えでしたけれども。

実は、私は、前回の委員会で、民法改正案の審議においてもこのＩＴ化を推進する法案に法定審理期間訴訟手続が盛り込まれたことを指摘したところですが、本来行う法改正に、性質の異なる多くの問題点が指摘された内容を盛り込むことは問題ではないでしょうか。実際、このＩＴ化を推進するための質問よりこの法定審理期間訴訟手続に質問が多かった、集中しているということ、法案審議の在り方から見ても望ましくないと考えますけれども、法務省の見解を伺いたいと思えます。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。

二つ以上の法律改正を一つの法律案にまとめて一括して国会に提出いたしますことは過去にも例があるところでございまして、先ほど申し上げましたとおり、今回の法改正の内容はいずれも刑事法に関する現下の課題に対処するため刑法を改正するという点で共通していることから一つの法律案で改正するものでございまして、過去の例

に照らしましても一つの法律案として提出することが問題であるとは考えていないところでございます。

○高良鉄美君 それは、過去の例はちよつと分かりますが、問題はあつたものもあるんじゃないでしょうか。

例えば、今回、その前半の部分というんでしょかね、再犯防止の部分とか、そこはもう大体、いい処遇を考えていくと、再犯防止のために思うんです。それで、インターネットの誹謗中傷の問題もそれはそうかもしれないと、しかし、もう少し慎重なという中で、今委員の方々、やっぱり問題ありというところもあるわけですね。そうしたときに、例えばAの部分、A案の部分とB案の部分というふうに分かれるわけですね。同じ刑法の部分であつても。そうすると、A案に賛成だけれども、B案の部分に反対だったら私はどうすればいいんですか、反対すればいいんですか、賛成すればいいんですかという、こういう問題が起ると思うんです。

ですから、やはりこの性質、内容を、まあ刑事法であることは間違いないとは思いますが、けれども、やっぱりその考え方を今後も少し考えていただく、あるいはこれから慎重に考えていくということでありませうけれども、関連して、もう少し侮辱罪の法定刑の引上げと法制審の在り方について伺いたいと思います。

侮辱罪の法定刑を引き上げることがインターネット上の誹謗中傷への対処としての確なのか疑問があります。侮辱罪の法定刑の引上げについては法制審が異例の短期間で答申をしていますが、どの程度議論されたのでしょうか。法制審の審議時間とパブリックコメント、あるいは関係団体から意見聴取などをされたのか、実施状況を法務省に伺います。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。侮辱罪の法定刑の引上げにつきましては、法制

審議会の部会においては、この分野に精通した刑事法の専門家を立て、表現の自由との関係を中心に議論が行われたところでございます。

具体的には、第一回会議において、侮辱罪の法定刑の引上げの相当性に関連して正当な表現行為との関係について各委員、幹事から様々な御意見が述べられ、第二回会議においては、これらの御意見を踏まえ、論点を整理しつつ更なる議論が行われたところでございます。審議の時間といたしましては、第一回会議が二時間四十分、第二回会議が一時間四十五分でございます。合わせて四時間二十九分でございます。

これらの会議では、全体を通じて非常に活発な議論が行われ、第二回会議において本諮問に対する議論は尽くされたことと認められたことから、全ての委員、幹事が同意した上、部会としての意見の取りまとめが行われたところでございます。

それから、パブリックコメントについてお尋ねがございました。法制審議会におきましてはパブリックコメントは実施しておりませんが、部会での審議におきましては、インターネットの悪用に對する実効的な対策を立案、実行する民間団体の役員の方にも委員として御参加いただき、その専門的知見に基づく御意見を随時お示しいただいたものと認識しております。

また、総会におきましては、刑事法の専門家以外にも、憲法、会計学、政治学の研究者、経済界、労働界、マスコミといった各界各層の有識者が委員を務めておりまして、その諮問時と答申時の二回にわたる審議を経て答申がなされたものでございます。

○高良鉄美君 パブリックコメントは実施してないということですので、やはりこの大きな法改正があるときは従来実施していたと思うんですが、委員の中にそういう方々を、関連の方々を入れていくという今お話がありました。

この法制審議会で、侮辱罪の法定刑の部分ですが、けれども、この引上げについては日弁連の委員が

反対をし、労働組合の委員が保留をしています。反対や慎重な立場からどのような意見が出されたのでしょうか。また、その意見はどのように反映されたのか、法務省に伺いたいと思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

法制審議会の総会及び部会におきまして侮辱罪の法定刑の引上げに対して述べられた反対意見の内容は、表現の自由に対する萎縮効果が懸念される、法定刑を引き上げるとしても、懲役、禁錮ではなく罰金とすべきであるなどというものでございました。また、法制審議会の総会におきましては、現時点で賛成又は反対という明確な判断を下すことができないため意見を保留するという意見が述べられました。

法制審議会におきましては、これらの御意見において示された懸念を踏まえ、表現の自由との関係について論点を整理しつつ、集中的に審議が行われたところでございます。そして、侮辱罪の構成要件に該当する行為であっても、公正な論評といった正当な表現行為については、現行法の下での刑法第三十五条の正当行為として違法性が阻却され処罰されないと考えられ、この点は今回の法改正によって何ら変更されることが確認されたところであり、こうした議論の結果、諮問のところ侮辱罪の法定刑を引き上げるべきであるという意見が大勢を占め、最終的に、法務大臣に対し、今回の侮辱罪の法定刑の引上げと同じ内容の答申がなされるに至ったものでございます。

○高良鉄美君 労働組合の方は保留、慎重にしておいて、反対が言えないということでした。それから、日弁連の方は反対をしたということなので、これどちらも大きな組織ですね。そこが保留やあるいは反対の立場というように示されているわけですから、ここは慎重さの上に慎重さを、特に今、表現の自由との関係ですね、どのような関連性があるかというのをこの二回あるいは三回目で決めてしまうというのは余りにも短い

んじゃないかなと。要するに、このプロセスも非常に大事じゃないかなと私は思っています。一月だったと思いますけれども、そういう審議ではないんじゃないかなと思います。

そして、先ほど憲法の学者も入っているということでしたけれども、これは、表現の自由を基本的人権ということで非常に重要視しているというお話も大臣の方からありましたので、この権利が制限される懸念があると、まあ制限されるという確実なものじゃなくても、懸念があるということは何度も表明されているわけですね。だから、この中に、例えば憲法学会とかいろいろところから意見を聴取するなり、委員の一人だけではないです、そういうことが必要じゃないかなと私は思います。

そして、表現の自由は実は精神的自由なんですよ、表現はしているけれども。これは、心の中で思ったことを外に出すだけの話になるわけですから、精神的な内面で考えているものと同じなわけですね。それぐらい重要であるというのが国際的な認識なんですね。だから、これが表現になつて、例えば個人の人格、あるいはそれを侵害して侮辱をするということは、これ相手の人権だからです。人権と人権がぶつかるということが問題なんです。そこでしか制約は受けないんです。だから、国家の都合とかいろいろなもので人権が制約されるというのは大きな問題です、憲法学上はですね。

その上で、先ほど刑法三十五条が出て、正当行為であるか、そのときには違法性が阻却されるということですが、これは、表現の自由が侵される側はこの違法性が阻却されるかということとを心配するわけですね。判断するのはどこかといつたら裁判所が最終的なんじゃないかな、この間のバランスというのは、表現の自由が非常に重要だけれども、萎縮効果はここに出るんですよ。自分がやるのが、これ、その正当行為にちゃんと保護されるかどうかというのは分から

ないわけです。やってみなければ分からないというような、こういう法律の仕組みではこれ問題なんです。

やはり構成要件についても、これはその該当性があるというわけではない。過去の事例があつて、あるいは過去の裁判例をといては、表現する国民にとってはそれ簡単なことじゃないわけですよ。今から、今言わなきゃいけない。これを、過去のものを持ってきてどう判断していくというのは、これ自体がもう萎縮効果になるわけです。だから、この捉え方はきちんとしてから議論をしなければいけないだろうと。

私、もちろん、人格、個人の尊厳を侵害されたインターネットの誹謗中傷というのは、これは問題だろうと思います。しかし、表現の自由の中身というのをしっかりとこれ検討していかないと、いけないだろうと。刑法法定主義と言われているけれども、憲法の三十一条の適正手続というのは、特に刑事手続の場合は非常に慎重にやらなければいけない、こういうものを突き付けているんだらうと思います。

インターネットの問題と、それから今回の再犯防止ですね、これ、やはり慎重に、どちらも違う問題だということでも、根本的な法の支配というのを何度も何度も私に問うていますけれども、法の支配の中のこの適正手続の問題というの、法制審の在り方というものが問われていると思います。少なくとも、何年を掛けたという法制審もありますけれども、答申までですね。一か月というのには余りにも短い。まあ期間の問題ではないかあるいはそこで議論の深みというの、余りにも表現の自由というのに対して、まあこれは問題だから、批判だからおかしいというふうなことで片付けるのではないと。

それから、正当行為の問題もしつかりと今後も質問したいと思えますけれども、時間が来ました

ので終わりたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会

の嘉田由紀子です。私も、まず、今回の刑法等の一部を改正する法律案関係で、表現の自由と侮辱罪の重罰化についてお伺いしたいと思います。

実は、政治家、そして特に首長などとしておりますと、どちらかというところ、この侮辱罪、あるいはかなり批判を受ける側になります。それで、ちよつと個別の事例なんですけど、個別の事例で考えさせていただきます。

二〇〇六年に知事になって、二〇〇七年に新幹線の駅の新駅の中止について二つ言わば誹謗中傷をいただきました。一つは、二〇〇七年の四月二十三日ですが、ちょうど長崎市の市長がピストルで殺された、長崎市のようになりたくなかったら新幹線の駅造れと。これは電話で、まあ脅迫でしょうか。同じく七月、二〇〇七年の七月に、ああ、駅を止める、女の人は視野が狭いんだと、これはある有名な政党の元総理大臣でした。

それから、駅の街頭で私は公共事業の見直しでダムを止めると言っていたら、それは悪代官だと、命を守れないのかというような批判もいただきました。

今回は、ツイッターとかSNSの問題です。木村花さんの事例は心を大変打つ問題なんです、私自身も参議院に出るとき、二〇〇九年の七月八日でした、もう今もまだ記事が残っていますけど、参議院議員で共同親権を言っている嘉田由紀子は、共同親権、ここにまだ記事が残っています、共同親権は貧困対策になるというけど、貧困対策にはなりませんと、この人を、言わば嘉田を落選させるということがツイッターで広がりました。

それから、去年ですけど、二〇二二年の五月十四日、実はシェルター問題というのがありまして、滋賀県内にある、ある婦人相談所、これは厚

労省にも場所が書いてあるんですけど、その情報を出したということで参議院議員を辞めると、かなり盛り上がったという、バズりました。

こういう、私自身、どちらかというところ、この対象にされる、そういう立場から見ると、今回の改正で法定刑を引き上げる刑法二百三十一条では、事実を摘示しなくても公然と人を侮辱した者が罪に問われることとなつておりますが、SNSなどのネット上の書き込みがどの程度であれば公然とと判断されるのでしょうか。捜査当局によって判断が分かれる可能性は生じないのでしょうか。刑事局長さんにお伺いいたします。

○政府参考人(川原隆司君) お答えを申し上げます。

委員は、侮辱罪の構成要件のうち「公然」という場合は、具体的にどの程度ならばというお尋ねでございますが、犯罪の成否は収集された証拠に基づき事案ごとに判断されるべき事柄でございますので、どのような場合に侮辱罪の公然性要件を満たすかについては、この場で私ども法務省として確定的なお答えをすることは困難でございます。この点はまず御理解賜りたいと存じます。

その上で、一般論として申し上げますれば、侮辱罪の要件である「公然」とは、名誉毀損罪の要件である「公然」と同じ意味でありまして、不特定又は多数人が認識できる状態をいい、相手方が特定少数人であったとしても伝播して間接に不特定多数人が認識できるようになる場合も含まれると解されておりまして、公然性の要件を満たすか否かにつきましては、そのような状態にあると認められるか否かによることとなることと存じます。

〔委員長退席、理事高橋克法君着席〕

そして、公然性、「公然」との要件の意義につきましては、最高裁判例を始めとして裁判例の積み重ねがあるところでございまして、捜査機関におきましては、こういった判例等も踏まえて事案の内容等に依りて適切に対処しているものと承知し

ております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。いろいろ判例があるということでございますけれども、もう具体的にはお答え要りませんが、例えば、今のような私自身がネット上で大變誹謗中傷を受けている、侮辱と言えらるかどうか。これまた、ただ、六か月以上たつていますので、またこちらが訴えるつもりもございませぬけれども、ただし、一方で、私は表現の自由は必要だと思っております。自分が侮辱の対象にされたとしても、政治家というのはそこは耐えなきゃいけないということを思っております。

また、二点目ですけど、侮辱罪の法定刑の引上げによって当罰性の高い行為に対してはこれまでより重い刑が科されることになりまして、当罰性の高低をどのように判断することが想定されているのでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えをいたします。当罰性の程度につきましては、個別の事案ごとに具体的な事実関係を踏まえてどの程度の重さの処罰が適当であるかが判断されるべきものであります。そのため一概にお答えすることは困難でございますが、一般論として申し上げますれば、行為の結果、態様、動機等の様々な事情が考慮されるものと考

えられることと存じます。侮辱罪と保護法益が同じ名誉毀損罪について、有罪判決において量刑の理由として示されているところを調査した結果を御紹介いたしますと、おおむね、被害者の社会的評価を害した程度、犯行の手段、方法や公然性の程度、犯行の期間、回数、犯行の動機や公益目的の有無、被害者の精神的苦痛、処罰感情の程度、示談の有無、原状回復措置の有無などの事情が量刑上考慮されているよう

でございます。侮罪におきましてもこれらが参考になると考えられるところでございます。○嘉田由紀子君 この表現の自由の問題、大變難しいとかねがね思っております。

批判する側もされる側も、健全な民主制を維持するために、社会生活の中で公私にわたり活発な批判、批評が行われることは重要です。しかし、批判、批評を行う側も、批判、批評の対象となる側も、どのような表現に侮辱を感じるのか、その受け止め方は様々でございます。

また、ある表現が誹謗中傷であると非難する社会全体の意識も流動的です。個人のレベルでも社会のレベルでも、どの程度の表現活動なら刑罰が科されても仕方がないと判断されるべきか、客観的な基準を示すことは困難でございます。

そういう中で、従来より重い刑罰を科することが表現の自由の保障を従来よりも損なわないと言えるのでしょうか。これまでも皆さんの質問にお答えしていただいていますけれども、刑事局長の法務省の御見解、お聞かせください。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

今回の法定刑は侮辱罪の法定刑を引き上げるのみでございます。構成要件を変更するものではなく、処罰の対象となる行為の範囲、すなわち侮辱罪が成立する行為の範囲は全く変わらないところでございます。また、法定刑に拘留、科料を存置することとしておりまして、当罰性の低い行為を含めて侮辱行為を一律に重くする趣旨でもございません。さらに、公正な論評といった正当な表現行為については、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であっても、刑法第三十五条の正当行為として違法性が阻却され、処罰されないと考えられるところでございます。

その上で、法定刑が引き上げられた場合の運用につきましては、一般に、侮辱罪を含め、刑事事件における捜査機関や裁判所の判断は、刑事訴訟法等の規定に従い、証拠に基づいて個別の事案ごとになされるものでありまして、御懸念の点につきましては、法制審議会の部会においても、捜査、訴追を行う警察、検察の委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであり、この点については今般の法定刑の引上げに

より変わるところはないとの考え方が示されたところでございます。

したがって、今回の法改正は表現の自由の保障を不当に損なうものではないと考えております。

○嘉田由紀子君 御丁寧ありがとうございます。

公然と人を侮辱する行為に向けた社会の批判に応えるために、民事上の不法行為責任を追究しやすくするのはなく、つまり国民としての私的自治の観点ではなく、例えば、先ほど私がツイッターでいろいろ批判を受けております、参議院議員として不適切だ、議員辞職しろとか、あるいは言わば落選運動をされるか、そういうところを民事上の不法行為責任を追究しやすくするのはなく、刑法上の刑罰強化を行うこと、これは社会の在り方として望ましい方向であるのか、少し抽象度の高い質問ですけれども、法務大臣の御見解、お聞かせいただけますか。

(理事高橋克法君退席、委員長着席)

○国務大臣(古川禎久君) インターネット上で行われます悪質な侮辱行為は、時に人を死に追いやる、あつてはならない行為でありまして、その根絶を図る必要がございます。

こうした侮辱行為を含め、近時、社会問題となつております誹謗中傷に適切に対処するためには、行政的な諸施策を含めた様々な取組を進めることが必要でございます。

法務省においては、これまでも、被害に遭われた方からの人権相談への対応や、プロバイダー等に対する投稿の削除要請などを行ってきたところでございます。また、令和三年四月、発信者情報の開示に関する新たな裁判手続の創設、開示請求を行うことができる範囲の見直しなどを内容とするプロバイダー責任制限法の改正法が成立、公布されていると承知をいたしております。

その一方で、近時の侮辱の罪の実情等に鑑みれば、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に

対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、侮辱行為を抑止するとともに、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対してこれまでよりも厳正な対処を可能とすることが必要であり、そのような観点から侮辱罪の法定刑を引き上げる必要があるというふうに考えております。

○嘉田由紀子君 社会的価値観の違いなど、改めて法務大臣の答弁を聞いて思いました。

プロバイダー責任なり、あるいはネット上の様々な規制というのは既にやっていたらいい。それで十分ということではなく、逆に重罰化するというのは、社会の在り方としてまさに言語空間あるいは発言を大変萎縮させてしまう、そこを私は元々社会学者としても大変気にしております。ですから、自分が様々な落選運動の対象になり、また特にこの共同親権問題というのはネットですぐ、ある意味で燃え上がるんですね。その対象に自らがなりながらも、ここは重罰化ではないということを私自身は政治家として選んだ方がいいと思っております。ですから、今回のこの刑法改正については大変慎重な姿勢を取りたいと思っております。

次の質問は、再犯防止推進計画、これについては、今回の刑法改正、社会として望ましい方向に行つていこうと思っております。

知事時代からとも気にしていたんですけども、本当に検挙される方の約半数が再犯者である。しかも、その中には障害を持つていらしたり、あるいは高齢者で常習的に万引きをしてしまつとか、そういう方がとても多いんですね。この方たちをどうやって社会の中で、その方たちも幸せに、そして言わば社会として平和的な社会にできるかということ、それで今日資料としてお出ししました、滋賀県再犯防止推進計画というのを道府県で作つていられると思っております。二〇一九年に滋賀県では五年計画を策定しております。一つ

は、気持ちからつながる仕組みづくり。まさに、あつ、この人、万引きしてしまつたのは寂しいからかなとか、孤立していたからかなとかいうことを周囲の方が気付くことによつて社会関係を豊かにしていこう。それから、多職種、多分野によるネットワークづくり。これもいろいろ現場で警察情報をお願いした市役所の職員さんがそのサポートする仕組みをつくる、そういうようなこともやつていただいています。それから三点目は、一人一人の人格と個性を尊重して支援し続けるための基盤づくり。

この三点で、成果指標としては、刑事司法手続段階における支援事業を開始した対象者に二年後も何らかの形で地域の支援者が関与している割合、これ定着率と定義していただけますけれども、目標値はKPI九〇％以上なんですけれども、滋賀県の場合に、平成三十年九四・九％、令和元年九五・一％、令和二年はまだ途中経過なんですけれども、九〇・五％という形になっております。

それで、これは、このような滋賀県の取組をどのように評価させていただきますでしょうか。法務大臣に対して、感想で結構です、御意見いただけたらと思います。

○国務大臣(古川禎久君) 滋賀県では、県の再犯防止推進計画を策定いただくとともに、モデル事業を受託していただいて、これまでも先進的な取組を実施していただいているところでございます。また、このモデル事業終了後も県独自の事業としてこれらの取組を継続して実施していただくなど、再犯防止の分野における地方公共団体の先駆的な存在であるというふうな認識をいたしております。

実は、私も昨年、滋賀県更生保護ネットワークセンターを訪問をいたしました。罪を犯した人の立ち直りを地域で支えておられる方々のお話をまさにこれ膝詰めでお伺いする機会を得ました。いろんな具体例を含めて、やつぱり様々悩みつづ取り組んでおられる皆様の本心にこの思いといいま

すか、この事業に懸ける本当に高い志というようなものも私自身も肌で感じさせていただきまして大変感銘を受けた、そういう経験も私、持つております。

非常に、罪を犯した人の立ち直りという、大変地味なのですけれども、なかなか光が当たりづらい分野ではあるけれども、本当に尊いんだということを感じておりまして、先駆的にこの実践をし、かつ実績、成果を上げておられるこの滋賀県の取組については心から敬意を表したいと思っております。

また、さらに、令和元年には当時の山下貴司法務大臣が滋賀県を訪問されたそうでございます。その当時の、今の三日月知事との間で、三方よし宣言ですか、三方よし宣言という共同宣言を交わして、何といいますか、より高い理想を目指して取り組んでおられると、こういうお姿にも大変敬意を表したいというふうに思っております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。
何も身びいきでということではなくて、こういうモデル、もちろん他府県もいろいろやっておられると思いますけれども、身近なところで見てきたのでより具体的に、また、まさにこれは横串を刺す政策が必要なんです。というところで御紹介させていただきました。

私、知事になって、ある意味で権力行使というよりは工夫を入れ込むのに、例えば建設工事の入札資格にいろいろ点数入れますけど、そこに男女共同参画度であるとか、それから保護観察対象者の就労というようなことで点数化する、そうすると、そこをポジティブに受け止めていただくというので、地域社会もだんだん認識が変わってくるかなということを学ばせていただきましたので、紹介をさせていただきました。

もう時間もありませんので、法務省の矯正局長さんに、受刑者の社会復帰支援の効果を高めるために、刑の執行段階のうちに、刑事収容施設内等で就業あるいは修学支援などの社会復帰支援の機

会、種類を増やすことは検討されているでしょうか。お願いいたします。

○政府参考人(佐伯紀男君) 刑事施設におきまして、出所後の自立した生活を営む上で困難を有する受刑者に対して就労支援や福祉的支援等の社会復帰支援を行ってきたところでございますが、今回の法改正では、処遇の一層の充実を図るため、受刑者に対する社会復帰支援が刑事施設の長の責務とされてございます。

今後におきましては、受刑者の資質や環境、本人のニーズを見極めた上で、これまで以上に支援が必要な受刑者に対し適切に動機付けを行い、支援を希望する受刑者に対しましては、出所後の就労や福祉サービスなどを提供できるように調整する支援を想定してございます。さらに、就労内定先の見学であったり、利用が想定される福祉サービスの事前体験を実施するなどの取組、こういった社会復帰支援の一層の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。
予防的な措置を、また再犯に至らないように、これはもう、それこそ本人にもよし、また家族、周囲にもよし、社会にもよしという、私たちは三方よしといつも言っておりますけど、それが今回のこの刑法等の一部改正する法律案の中で前向きに対処していただけたらと思います。
私の方はこれで終わります。ありがとうございます。

○委員長(矢倉克夫君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後三時五分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、刑法等の一部を改正する法律案
一、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

刑法等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条中「拘留又は科料」を「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは二十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改める。

第二条 刑法の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項ただし書を削る。

第十二条の見出しを「(拘禁刑)」に改め、同条第一項中「懲役は、無期」を「拘禁刑は、無期」に改める。

第十三条の見出しを「(有期拘禁刑)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十四条は、刑事施設に拘置する。

第十五条に次の一項を加える。

第十六条に次の一項を加える。

第十七条に次の一項を加える。

第十八条に次の一項を加える。

第十九条に次の一項を加える。

第二十条に次の一項を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

ができる。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条の見出しを「(有期拘禁刑の加減の限度)」に改め、同条第一項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に、(有期の懲役又は禁錮)を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「(有期の懲役又は禁錮)」を「(有期拘禁刑)」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第二十五条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に、「一年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて」を加える。

第二十六条各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の二第三号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の三「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮以上の刑」を「拘禁刑(次条第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く、次条第六項第二十七條の六及び第二十七條の七第六項において同じ。)」に改める。

第二十七条に次の五項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消されることなくなくなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、引き続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の

言渡しは、効力を失っているものとみなす。

第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条第一項及び第三項、第二十七條の四(第二号に係る部分に限る。)、並びに第二十四條の二の規定

人の資格に関する法令の規定

4 第三項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなるときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

5 第三項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6 前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

第二十七条の二第二項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」及び「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の四各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の六中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の七中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の五項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、前項前段の規定による減輕は、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第一項前段の規定による減輕がされ、同項後段に規定する旨にその執行を受け終わったものとみなす。

す。

第二十五條第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二十七條の二第一項(第二号に係る部分に限る。)、及び第三項、第二十七條の四、第二十七條の九、第二十四條の二並びに第五十六條第一項の規定

一定 人の資格に関する法令の規定

4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないことを認めるときは、この限りでない。

5 第三項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6 前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

第二十八條中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二條第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二号中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二号及び第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四條第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四條の二第一項及び第四十五條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條第三項中、無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第四十七條の見出しを、「(有期拘禁刑の加重)」に改め、同条中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十一條第一項ただし書中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十六條第一項中「懲役に処せられた」を「拘禁刑に処せられた」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役に当たる罪と同一の罪により」を「同一」を配り、「により懲役」を「により拘禁刑」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項を削る。

第五十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八條第一号中「無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮」を「無期又は十年以上の拘禁刑」に改め、同条第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三号中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第七十條中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七條第一項第一号中「無期禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号及び第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十八條及び第七十九條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十二條、第八十八條及び第九十二條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十三條及び第九十四條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十五條第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十六條、第九十六條の二、第九十六條の三第一項、第九十六條の四、第九十六條の五、第九十六條の六第一項、第九十七條から第百一十條までの規定、第百一十條、第百四條及び第百五條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六條第一号及び第二号並びに第百七條中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十條、第百一十條、第百十三條及び第百十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十七條の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八條第一項、第百十九條、第百二十條第一項及び第百二十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十三條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十四條第一項中「閉塞して」を「閉塞して」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十五條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百二十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改

める。

第百二十九条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十条、第百三十二条、第百三十四条第一項、第百三十六條から第百四十一条までの規定及び第百四十二条から第百四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第百四十七條及び第百四十八條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十九條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百五十條、第百五十二条、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項及び第三項、第百五十七條第一項及び第二項並びに第百五十九條第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六十條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六十一条の第一項及び第二項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条の第二項、第百六十五条の三並びに第百六十七条の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六十四條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百六十五條第一項、第百六十六條第一項、第百六十七條第一項、第百六十八條の第一項、第百六十八條の三、第百六十九條、第百七十二條、第百七十四條、第百七十五條第一項及び第百七十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七十七條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百八十一条、第百八十二条、第百八十四条、第百八十六条並びに第百八十七條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十八條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十九條から第百九十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十二条、第百九十四条及び第百九十五条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七條の三第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」

に改める。

第百九十七條の四、第百九十八條、第百九十九条及び第百一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百一条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百五條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百六條、第百八條及び第百八條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十一條から第百十四條までの規定、第百十五條第一項、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十二條第一項、第百二十四條、第百二十五條及び第百二十六條の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十六條中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百二十七條の三第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百二十八條の三中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百二十七條第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百二十八條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三十條の見出しを、「(名譽毀損)」に改め、同条第一項中「毀損した」を「毀損した」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十一條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十二條、第百三十四條の第一項、第百三十五條及び第百三十五條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三十六條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百三十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十條中の「懲役」を「無期懲役」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

改める。

第二百四十六条第一項、第二百四十六条の二から第二百四十八条までの規定、第二百四十九条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十一条までの規定及び第二百六十二条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の五中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第八十九条第一号及び第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「畏怖させる」を「畏怖させる」に改める。

第一百六十一条及び第一百六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に、「充分な」を「十分な」に改める。

第二百五十条第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、「(死刑に当たるものを除く。)」を削り、同項第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改め、同項第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第六号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十一条の五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十五条第一項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十九条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

第二百九十一条の二ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百一条の二第一項第一号中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百四十二条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「あたらに」を「新たに」に改める。

第二百四十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「第六十条第一項但書」を「第六十条第一項ただし書」に改める。

第二百四十九条第一項中「言渡」を、「言渡し」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第四項若しくは第五項又は第二十七条の七第四項若しくは第五項の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第一項の請求は、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は同法第二十七条の七第二項前段に規定する刑の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これを行うことができない。

第二百五十条の二第二項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百五十条の十五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十条の十六第一項ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十条の十九中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十条の二中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第四百八十条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「在る」を「ある」に改める。

第四百八十二条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号及び第五号中「虞」を「おそれ」に改める。

第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第四条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「外出及び外泊」を「社会復帰支援等」に改める。

第二十条中「その者の」の下に「年齢、」を加える。

第四十一条第一項第四号及び第五十四条第一項第二号中「第六六条第一項」を「第六六条の二第二項」に改める。

第七十四条第一項第十号中「第六六条第二項」を「第六六条の二第二項」に改める。

第八十一条第二号中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第一項」に改める。

第八十四条第二項中「この条」の下に、及び次条第一項を加え、同条第二項中「受刑者の」の下に、年齢を考慮し、そのを加え、同条の次に次の一条を加える。

「被害者等の心情等の考慮」

第八十四条の二 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等（受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう、以下この節において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。処遇要領を変更しようとするときも、同様とする。

2 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

3 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見（以下この節において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第八十五条第一項及び第九十八条第五項第三号中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第一項」に改める。

第一百二条に次の二項を加える。

3 刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達することが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に

関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第二編第三章第四款の款名を次のように改める。

第四款 社会復帰支援等

第二編第三章第四款中第一百六条を第一百六条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（社会復帰支援）

第一百六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上で困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 就業又は修学を助けること。

四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2 前項の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適切な場で行うことができる。

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならない。

第八八条中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第一項」に改める。

第九九条第二項中、及び前款を「第一百六条第二項及び第一百六条の二から前条まで」に改める。

第一百五十条第一項中「第一百六条第二項」を「第一百六条の二第二項」に改める。

第八十六条中「第八十六条第一項及び第二項」を「第八十六条の二」並びに第九十二条を、及び第九十三条に改める。

第九十二条第二項第二号中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第一項」に改める。

第九十五条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部を次のように改正する。
自次中「第九十一条」を「第九十一条」に、「第九十二条」を「第九十二条」に改める。

第百零四号中「懲役受刑者、禁錮受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第九号中「懲役受刑者」を「拘禁刑受刑者」に、「懲役の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項第一号の」を「第十六条第一項の規定により執行する」に、「以下同じ」を「次条第一号及び第十九条第一項第一号において同じ」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第八号中「被勾留者」を「被勾留者」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを、号ずつ繰り上げる。

第三十号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十号第一号中「懲役受刑者、禁錮受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第二号中「第九十号又は」を削る。

第五十五号第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十八号第二号中「第八十六条第一項」を「第八十七条第一項」に改める。
第七十四号第二項第九号中「第九十二号若しくは」を削り、「第八十五号第一項各号」を「第八十六号第一項各号」に改める。

第八十四号第一項中「第九十二号又は」を削り、同条第三項中「基づき」の下に「できる限り速やかに」を加え、「する」を「し」、矯正処遇の目標並びに第九十二号に規定する作業並びに第九十号及び第九十号に規定する指導その内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとする。に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 刑務施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

第九十二号を削り、第二編第一章第十節第一款中第九十二号を第九十三号とし、第八十五号から第九十号までを、号ずつ繰り下げ、第八十四号の二を第八十五号とする。
第九十三号を次のように改める。

（受刑者の作業）

第九十三号 刑務施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び可能な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

第九十四号第三項中「受刑者」を「刑務施設の長は、」に、「必要がある場合において」を「ことが改善更生及び可能な社会復帰に資すると認められる受刑者に対し」に改める。

第九十五号第一項中「一日の作業時間及び作業を行わない日」を「作業を行う日及び時間」に改める。
第九十六号第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八号第一項」を「拘禁刑受刑者が、第八十九号第一項」に改める。

第九十三号第三項及び第四項並びに第九十六号第三項中「第八十四号の第三項」を「第八十五号第一項」に改める。
第九十六号の二第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八号第一項」を「拘禁刑受刑者が、第八十九号第二項」に改める。

第九十九号第一項中「及び第九十号」を「及び第九十号」に、「第八十九号第三号」を「第九十号第三号」に改め、同条第三項中「第八十六号から第八十八号」を「第八十七号から第八十九号」に改める。
第一百四十六号第一項中「第八十八号第一項」を「第八十九号第二項」に改める。
第一百五十一号第一項第三号を削り、同項中第三号を第二号とし、第四号から第六号までを、号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第九号まで」を「第四号まで」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第一百八十八号を次のように改める。
第一、百八十八号を次のように改める。
（労役場留置者の処遇）
第二百八十八号 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑務施設の長が指定する。

2 労役場が附置された刑務施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。
3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四号第二項第九号中「第九十二号」に規定する作業を怠り、又は第八十六号第一項各号、第九十号若しくは第九十四号に規定する指導を行わなければならないとあるのは、「第二百八十八号第一項に規定する作業を怠ってはならない」と読み替えるものとする。

第二百九十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百九十三条第一項中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第三項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（更生保護法の一部改正）

第六条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中 第六章 恩赦の申出（第八十九条・第九十条）を「第五章の二 更生保護に関するその他の第六章 恩赦の申出（第八十九条・第九十条）」に改める。

援助（第八十八条の二・第八十八条の三）

十條）を「」に改める。

第三条中「交友関係等」を「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況等に、その者を「当該措置を受ける者」に改める。

第十四条中「その他の者」の下に、「（以下「関係機関等」という。）」を加える。

第十六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三十条中「官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者」を「関係機関等」に改める。

第三十八条第一項中「被害者等（審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。）から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び」を「審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪に係る被害者等から、審理対象者の仮釈放、仮釈放中の保護観察及び第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見並びに」に改め、同条第三項中「地方委員会は、一の下に、前項の」を加え、「前項」を「同項」に改め、「同項の一の下に、」を加え、同条に次の二項を加える。

3 地方委員会は、第一項の規定により仮釈放中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、同項

の審理対象者について刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分をしたときは、当該審理対象者の仮釈放中の保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に対し、当該意見その他の仮釈放中の保護観察の実施に必要な事項を通知するものとする。

4 地方委員会は、第一項の規定により第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、第一項の審理対象者について同条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、当該意見その他の同項の規定による生活環境の調整の実施に必要な事項を通知するものとする。

第四十二条及び第四十七条の二中「若しくは」を「又は」に改める。

第四十八条第四号中「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」の下に「（平成二十五年法律第五十号）」を加える。

第四十九条第一項中「目的として、」の下に、「その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 保護観察所の長は、保護観察を適切に実施するため、保護観察対象者の改善更生に資する援助を行う関係機関等に対し、同条の規定により必要な情報の提供を求めるなどして、当該関係機関等との間の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第五十条第一項第二号に次のように加える。

ハ 保護観察官又は保護司から、健全な生活態度を保持するために実行し、又は継続している行動の状況、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることに関してつた行動の状況、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにつた行動の状況その他の状況を示す事実であつて指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに示し、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。

第五十一条第二項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けること。

第五十七条第一項第一号中「とること」の下に、「（第四号に定めるものを除く。）」を加え、同項に次

の二号を加える。

四 保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪の傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けよう、必要な指示その他の措置をとること。

五 保護観察対象者が、当該保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること。

第五十七条に次の四項を加える。

3 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとらうとするときは、あらかじめ、同号に規定する援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。ただし、第五十一条第二項第七号の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しない。

4 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとつたときは、同号に規定する援助の状況を把握するとともに、当該援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

5 第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第四号に規定する措置をとつたときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

6 保護観察所の長は、第一項第五号に規定する措置をとる場合において、第三十八条第二項の規定により同項に規定する事項が通知され又は第六十五条第一項の規定により同項に規定する心情等を聴取したときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を踏まえるものとする。

第六十一条第二項中「(平成七年法律第八十六号)一」を削る。

第六十二条第九項中「第七十五条第一項の規定又は第六十一条第五項の規定、を」又は第七十五条第一項の規定」に改める。

第六十五条の見出し中「心情等の」の下に「聴取及び」を加え、同条第二項中「保護観察所の長は、一の下に、第一項の一を加え、二項を、前二項に改め、一及び」の下に「第一項の規定による、を加

え、同項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「について、」の下に「前項の」を加え、「(当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この項において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見(以下この条において「心情等」という。))」を「同項の規定により聴取した心情等」に改め、「当該心情等を聴取し」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保護観察所の長は、法務令で定めるところにより、保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等から、被害に関する心情、当該被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見(以下この条において「心情等」という。))を述べたい旨の申出があつたときは、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第六十五条の二第二項を次のように改める。

2 第五十七条第二項及び第四項の規定は前項各号に規定する措置について、同条第五項の規定は前項第一号に規定する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第三項及び第四項中「援助」とあるのは「医療又は援助」と、同条第五項中「第五十一条第二項第四号に規定する処遇」とあるのは「規制薬物等の使用を回復する犯罪の傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇」と読み替へるものとする。

第六十五条の三第二項及び第四項を削る。

第七十条第三項中「第二号口及び」の下に「八並びに」を加える。

第八十一条第一項中「地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもつて、を」保護観察所の長が、保護観察執行猶予者について、遵守事項及び生活行動指針の遵守状況その他法務令で定める事項を考慮し、現に健全な生活態度を保持しており、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに」に改め、同条第二項中「第一号口及び」の下に「八並びに」を加え、同条第五項中「地方委員会」を「保護観察所の長」に改め、

保護観察所の長の申出があった場合において」及び「決定をもって」を削る。

第八十一条第一項中、「この条において」を削る。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(拘留中の被疑者に対する生活環境の調整)

第八十二条の二 保護観察所の長は、拘留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認められたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十一条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、同項の被疑者の刑事上の手続に關与しては、検察官の意見を聴かなければならない。

3 保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、第一項の規定による調整を行うことができない。

第八十四条中、「及び前条」を、「第八十一条及び前条第一項」に改める。

第八十五条第一項第六号を次のように改める。

六 検察官が直ちに訴追を必要としないと認めたる者

第八十五条第四項ただし書中「更に六月を」を「第一項の措置のうち、金品の給付又は貸与及び宿泊場所の供与については更に六月を、その他のものについては更に一年六月を、それぞれ」に改める。

第八十六条第一項に後段として次のように加える。

収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第八十八条の二）において、「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めるときも、同様とする。

第八十六条第二項に後段として次のように加える。

収容中の者について、必要があると認めるときも、同様とする。

第八十八条中、「第二号及び第三号を除く」を、「第一号に係る部分に限る」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 更生保護に關するその他の援助

(刑執行終了者等に對する援助)

第八十八条の二 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に關する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

(更生保護に關する地域援助)

第八十八条の三 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に關する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

第七条 更生保護法の一部を次のように改正する。

〔第五節 保護観察付執行猶予者

目次中「第五節 保護観察付執行猶予者（第七十八条の二、第八十一条）」を「第一款 通則（第七

第二款 再保護観察

執行猶予者

第八十一条）」

付執行猶予者に關する特則（第八十一条の二、第八十一条の五）」

第九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条及び第三十四条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三十章第五節中第七十八条の二の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第八十一条の次に次の一項を加える。

6 刑法第三十五条の二、第二項の規定により保護観察を假に解除されている保護観察付執行猶予者が、同条第一項の規定により保護観察に付された場合には、同条第一項の規定による処分は、その効力を失う。

第三十章第五節中第八十一条の次に次の一款を加える。

第一款 再保護観察付執行猶予者に関する特別

(保護観察の実施方法)

第八十一条の二 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者(以下「再保護観察付執行猶予者」という。)に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の確な把握に留意して実施しなければならない。

(鑑別の求め)

第八十一条の三 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、保護観察に付されている期間中に更に刑法第二十五条の二第一項の規定により付された保護観察(次条において、再度の保護観察という。)の開始に際し、前条に規定する要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

(特別遵守事項)

第八十一条の四 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察(刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この項及び次項において「元の保護観察」という。)において特別遵守事項が定められているときは、第五十一条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該元の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならない。ただし、当該元の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十一条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更するとき、又は第五十一条第一項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は取り消さなければならぬ。ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

3 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二十一条に規定する薬物使

用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第一項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第二十六条の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

(保護観察の仮解除)

第八十一条の五 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項中、「以下、「一般遵守事項」という。とあるのは、「第八号及び第九号に掲げる事項を除く。」と、同項第五号中、「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは、「守る。」と、同号口中「指導監督を行うための把握すべきもの」とあるのは、「その行状を把握するため必要なものと、同項第五号中「転居(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第三項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により解放された場合に前号の規定により居住することとされている居住に転居する場合を除く。」又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」とする。

第八十五条第一項第一号及び第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号から第五号までの規定中、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(更生保護事業法の一部改正)

第八条 更生保護事業法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二章第一項中「継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業」を「宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業」に改め、同条第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「収容して」を「宿泊させて」に改め、「収泊場所を供与し」を削り、「生活指導」の下に、「又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助」を加え、同項第七号中「訴訟を必要としないため公訴を提起しない処分を受け」を「直ちに訴訟を必要としない」と認められ」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律において「通所・訪問型保護事業」とは、前項に規定する者を更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への転住、教養訓練、医療又は

就職を助け、職業を指導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、食品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等の改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

4 この法律において、地域連携・助成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行う公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業

二 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する活動への地域住民の参加の促進を行う事業

三 宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に従事する者の確保、養成及び研修を行う事業

四 前二号に掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

第三十条第五項中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「一時保護事業」を「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

第三十三条の二（見出しを含む。）中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第三十四条第一項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改め、同条第三項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」に、「第四十七条の二第一号」を「前条第一号」に改める。

第三十九条中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十条中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十六条の二第二項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・

助成事業」に改める。

第九条 更生保護事業法の二部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号及び第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第十号中「第十六条第一項第一号若しくは第二号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。

第二十一条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十六条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年院法の一部改正）

第十条 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の二部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第十二条・第二十三条の二」に改める。

第一条第三号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項各号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。

第三条第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項各号の」を「第十六条第一項の規定により執行する」に、「以下単に「刑」という」を「一次条第一項第四号及び第四百四十一条第一項ただし書において同じ」に改める。

第四条第一項第四号中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条に見出しとして、「矯正教育の目的及び体系的実施」を付し、第五章第一節中同条の次に次の二条を加える。

（被害者等の心情等の考慮）

第二十一条の二 少年院の長は、矯正教育を行うに当たっては、被害者等（在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に抵触る行為により被害を受けた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この項及び第四十四条第三項において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び次項の規定により聴取した心証等を考慮するものとする。

2 少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又

は当該在院者の生活及び行動に関する意見（以下この章及び第四十四条第三項において、心情等という。）を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でない認めるときは、この限りでない。

第二十四条に次の二項を加える。

4 少年院の長は、第一項の生活指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況及び前条第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

5 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、前条第二項の規定により聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとする。ただし、その伝達することが当該在院者の改悔更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でない認めるときは、この限りでない。

第二十四条第七項中、第五項を、第六項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中、前項を、第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況及び第二十一条の第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

第三十六条第一項中「同条第六項」を、同条第七項に改める。

第四十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 少年院の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況、第二十一条の第二項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

第四十一条第一項ただし書中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十七條第一項中、懲役を「拘禁刑」に改める。

（少年鑑別所法の一部改正）

第十一条 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「非行の状況」を「非行又は犯罪の状況」に改める。

第十七条第一項第三号中「であつて、二十歳未満のもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四 更生保護法第四十条の規定（實際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第二項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されている者

第一百二十二条中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第十二条 少年鑑別所法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。）」に改め、同項第四号中、「平成十四年法律第六十六号）」を削る。

第一百二十二条中、懲役を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第一百四十条第一項ただし書及び第一百四十七條第一項の改正規定を除く。）及び第十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

刑法等の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 （発効期日） 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第百四十一条第一項ただし書及び第百四十七条第一項の改正規定を除く。）及び第十二条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

(衆議院修正に係る条文のみを掲載 小字は修正)

3 政府は、第一号の規定の施行後二年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第百四十一条の規定の施行の日を以て、同条の規定がインターネット上の法律情報に提供されることとなるかどうか、表現の自由その他の権利の自由とするべきかどうかを勘案して、同条の規定がインターネット上の法律情報に提供されることとなるかどうかを勘案して、必要な措置を講ずるものとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係（第一条 第六十七條）

第二章 会審検査院関係（第六十八條）

第三章 内閣官房関係（第六十九條 第七十九條）

第四章 内閣府関係

第一節 本府関係（第八十條―第九十二條）

第二節 公正取引委員会関係（第九十四條・第九十五條）

第三節 国家公安委員会関係（第九十六條―第一百八條）

第四節 個人情報保護委員会関係（第九十九條・第一百十條）

第五節 金融庁関係（第一百十一條―第一百二十七條）

第六節 消費者庁関係（第一百二十八條 第一百四十二條）

第五章 デジタル庁関係（第一百四十三條）

第六章 復興庁関係（第一百四十四條）

第七章 総務省関係（第一百四十五條 第一百七十五條）

第八章 外務省関係（第一百七十六條・第一百八十條）

第九章 財務省関係（第一百八十一條―第一百八條）

第十章 文部科学省関係（第一百九條―第一百十九條）

第十一章 厚生労働省関係（第二百十條―第二百七十四條）

第十二章 農林水産省関係（第二百七十五條―第二百九十九條）

第十三章 経済産業省関係（第二百條 第二百四十條）

第十四章 国土交通省関係（第二百四十一條 第四百二十一條）

第十五章 環境省関係（第四百十二條 第四百十五條）

第十六章 防衛省関係（第四百二十六條―第四百四十條）

第二編 経過措置

第一章 通則（第四百四十一條―第四百四十二條）

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置（第四百四十四條 第四百五十七條）

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置（第四百五十八條）

第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第四百五十九條 第四百六十二條）

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十四條―第四百六十八條）

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十九條・第四百七十一條）

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十二條）

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十二條）

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置（第四百七十四條―第四百八條）

第四章 その他（第四百九條）

附則

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係

（爆発物取締罰則の一部改正）

第一条 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の、部を次のように改正する。

第一条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三条から第五条までの規定中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条及び第九条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（決闘罪に関する件の一部改正）

第一条 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）の、部を次のように改正する。

第一条中「重禁錮ニ処シト出テ」以上「百以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

第二條中「重禁錮二処シ二十日以上二百日以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑二処ス」に改める。

第四條第一項中「一月以上」を削り、「重禁錮二処シ五日以上五十日以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑二処ス」に改める。

(工場抵当法等の一部改正)

第三條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第四十九條第一項

二 法人の役員処罰に関する法律(大正四年法律第十八号)本則

三 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第三百三十一條から第三百三十四條まで

四 国籍法(昭和二十五年法律第四百十七号)第二十条第一項

五 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第三十八條

六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和十九年法律第九十五号)第五條、

第五條の二第一項、第五條の三及び第八條第一項から第三項まで

七 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の掛壊行為の処罰に関する法律(昭和四十二年法律第二百一

号)第一條第一項及び第二條第一項

八 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百二十二條及び第二百二十三條第一項

九 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第六十六條及び第六十七條

十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬

取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第五條、第六條第一項及び第三項並びに第

七條から第九條まで

十一 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十一年法律第二百十号)第

一、二條第一項、第二條第一項及び第四條

十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七

号)第二條第一項、第三條第一項から第三項まで、第四條第一項及び第五條第一項

十三 民事訴訟法(平成十五年法律第九十九号)第十一條

十四 弁護士法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)附則第四條第一項

十五 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第三十四條

十六 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第五十二條

十七 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第二十六條及び第二十七條

十八 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)第五十條

及び附則第三條第二項

十九 国籍法の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十八号)附則第十一條第一項

二十 家事事件手続法(平成二十二年法律第五十二号)第二百九十二條

二十一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第二百十六号)第

二、三條第一項及び第三項

二十二 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和三年法律第二十五号)第十

七條第一項

(刑法施行法の一部改正)

第四條 刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「罰」を「罰七刑法等」部改正法ト称スルハ令和四年法律第一号刑法等の一部を改正す

る法律ヲ謂フ」に改め、同條に次の一項を加える。

本法ニ於テ懲役(旧刑法ノ懲役ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十二條ニ定

メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮(旧刑法ノ禁錮ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十

三條ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留(旧刑法ノ拘留ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法

第十六條ニ定メタル拘留ヲ謂フ

第三十二條中「懲役若クハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(公証人法等の一部改正)

第五條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十四條第一号

二 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十条第一項第一号

三 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)第四條第一号

(暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)

第六条 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条 第一条ノ第二項、第一条ノ第三項及び第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正）

第七条 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二条及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（恩赦法の一部改正）

第八条 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。

第七条第四項に次のただし書を加える。

ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。

（裁判所法の一部改正）

第九条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「外、左の各号の」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条中「これを」を削り、「懲役若しくは禁錮又は千円」を「拘禁刑又は、万円」に改める。

（国会職員法の一部改正）

第十条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（裁判官弾劾法の一部改正）

第十一条 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第十二条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「終る」を「終わる」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（檢察審査会法の一部改正）

第十三条 檢察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「拘留されている」を「拘留されている」に改める。

第四十四条第一項、第四十四条の二及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年法の一部改正）

第十四条 少年法（昭和二十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第一項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第四項ただし書中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

第二十条第一項中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

第二十一条の二第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第三項中「同条第八号」を「同条第七号」に改める。

第五十一条の見出しを「（死刑と無期拘禁刑の緩和）」に改め、同条第一項中「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十一条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「言渡」を「言渡

し」に改める。

第五十六条の見出しを、「拘禁刑の執行」に改め、同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、「又は第十三条第二項」を削る。

第五十七条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改め、同項第三号中「刑」を「拘禁刑」に改め、「刑の」を削り、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十二条第二項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第五条中「無期刑」を「無期の刑法等の」部を改正する法律（令和四年法律第 号）第二十一条の規定による改正前の刑法（以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮」に改める。

（人身保護法の一部改正）

第十五条 人身保護法（昭和二十三年法律第九十九号）の 部を次のように改正する。

第二十六条中「ことさら」を「殊更」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人権擁護委員法の一部改正）

第十六条 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第九十九号）の 部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の一」を「次」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「又は」を「又は」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十七条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の 部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条の三第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（刑事補償法の一部改正）

第十八条 刑事補償法（昭和十五年法律第一号）の 部を次のように改正する。

第四条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第十九条 司法書士法（昭和十五年法律第九十七号）の 部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条、第七十六条第一項、第七十七条及び第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第二十条 土地家屋調査士法（昭和十五年法律第二百十八号）の 部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条、第七十一条、第七十二条の二第一項、第七十二条及び第七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第二十一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の 部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「懲役若しくは禁錮又はこれら」を「拘禁刑又はこれ」に改め、同項第九号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の二第六項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第四号へ中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同号下中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号下中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の三第三号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条の二第二項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条の二第二項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十条第一項中「以下の懲役若しくは禁錮」を、「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金を「これ」に改める。

第七十一条中「以下の懲役若しくは禁錮」を、「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金を「これ」に改める。

第七十二条の二、第七十二条の三及び第七十二条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金を「これ」に改める。

第七十二条の二第一項、第七十二条の三第一項、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十二条の六第一項、第七十二条の七第一項及び第二項、第七十二条の八第一項及び第二項並びに第七十二条の九中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第一一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役又は二万円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし、一に改める。

第三条第一項中「懲役又は二万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五条中「且つ」を「かつ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項中「若しくは」を「又は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

第一一条第一項中「基づいて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」にあたるを「拘禁刑に当たる」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第十二条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「質入」を「質入れ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

（破壊活動防止法の一部改正）

第十四条 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「未だ」を「いまだ」に改める。

第二十九条中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「左の各号の」を「次に掲げる」に、「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（公安審査委員会設置法及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正）

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）第七條第一項

二 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三條第一項第五号イ

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正）

第二十六条 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（引渡しに関する制限）」に改め、同条中「左の各号の」を「一次の各号のいずれかに改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定か」を「定めが」に改め、同条第三号中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第四号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第四号中「行なわれた」を「行われた」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、「あたる」を「当たる」に改め、同条第八号中「終らず」を「終わらず」に改める。

（日本国における陸軍連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

部改正)

第二十七條 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「基いて」を「基ついて」に改め、同條第二項中「懲役若しくは禁錮に当たる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第二十八條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「基いて」を「基ついて」に改め、同條第二項中「懲役若しくは禁錮に当たる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第十九條 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第四項中「この場合において」の下に、「同法第二條中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害者に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」とを加える。

第二十六條第一項中「第四十九條第一項の下に」及び第三項「を」を加え、「第五十五條から第五十八條まで」を「第五十五條、第五十六條、第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。))及び第二項から第五項まで、第五十八條」に、「同法第五十條第一項第二号」を、「同法第三條中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害者に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九條第一項中「第五十七條及び」があるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。))及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十條第一項第二号中「被害者等の被害を回復し、又は軽減するた

めにとつた行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号に、「第七十五條第一項の決定

又は第八十條第五項」を、「又は第七十五條第一項に改め、「第二十七條第一項の決定」との下に「同法第六十五條第三項中「第五十七條第一項」とあるのは「売春防止法第二十六條第二項において準用する第五十七條第一項(第五号に係る部分を除く。))」を加える。

第十七條第一項中「同條第一項」を「同法第三條中「交友関係、被害者等(犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この条において「被害者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。))の被害者に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三條第一項「に改める。

第二十一條の見出しを、「(更生緊急保護等)」に改め、同條中「及び同法」を「並びに同法第八十八條の二及び」に改め、「輔導処分」との下に、「同條第一項及び第二項中「収容中の者」とあるのは「婦人輔導院に収容中の者」とを加える。

第二十二條 売春防止法の一部を次のように改正する。
第五條中「」に「を」を、いすれかに「に」に、「懲役又は」を「拘留刑又は」に改め、同條第一号及び第二号中「ふれる」を「触れる」に改める。

第六條第一項中「懲役」を「拘留刑」に改め、同條第二項中「」に「を」を、いすれかに「に改める。
第七條第一項及び第二項、第八條、第九條、第十條第一項、第十一條から第十三條までの規定並びに第十五條中「懲役」を「拘留刑」に改める。

第十六條中「懲役の言渡」を「拘留刑の言渡し」に改める。
第十七條第一項中「懲役又は禁錮」を「拘留刑」に改める。
第十八條第一項中「懲役若しくは禁錮の刑、及び」懲役又は禁錮の刑を「拘留刑」に改める。

第二十二條第一項中「受け終つた」を「受け終わった」に改め、同條第二項中「懲役又は禁錮」を「拘留刑」に改める。

(旧国會議員互助年金法の一部改正)
第三十一條 国會議員互助年金法を廢止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七條の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の普通退職年金及び公務傷病年金には適用しない。

（企業担保法の一部改正）

第三十二条 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十二条 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第三条及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の一部改正）
第十四条 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（火災びんの使用等の処罰に関する法律の一部改正）

第二十五条 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ガラスびん」を「ガラス瓶」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第二十六条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第一百条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第二十七条 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項、第二条及び第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第二十八条 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条第一項中「第八十五条第一項」を「第八十六条第一項」に改める。

（第二十条第一項中「懲役若しくは禁錮又はこれらに」を「拘禁刑又はこれら」に改める。）
（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律の一部改正）
第十九条 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

第一百五条、第一百六条第一項、第一百七条、第一百八条及び第一百九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十条 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の二部を次のように改正する。

別表（第一、関係）
別表を次のように改める。

保 管 記 録 の 区 分	保 管 期 間
裁判書	
1 死刑又は無期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	百年
2 有期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	五十年
3 罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	二十年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）
4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違ひの確定裁判の裁判書	十五年
5 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	五年
6 有期拘禁刑に当たる罪に係るもの	二年
7 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	二年
8 控訴又は上告の申立てについての確定裁判（一から四までの確定裁判を除く。）の裁判書	控訴又は上告に係る被告事件についての一から四までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間と同じ期間
9 その他の裁判の裁判書	法務省令で定める期間
裁判書以外の保管記録	
1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	五十年
2 死刑又は無期拘禁刑に処する裁判に係るもの	三十年
3 二十年を超える有期拘禁刑に処する裁判に係るもの	二十年
4 十年以上二十年以下の拘禁刑に処する裁判に係るもの	十年
5 五年以上十年未満の拘禁刑に処する裁判に係るもの	八年
6 刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	

五年未満の拘禁刑に処する裁判（五の裁判を除く。）に二五年係るもの

罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの

二年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）

刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違ひの裁判により終結した被告事件の保管記録

死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの

有期拘禁刑に当たる罪に係るもの

罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの

その他の保管記録

法務省令で定める期間

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第四十一条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の二部改正）

第四十二条 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条及び第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正）

第四十三条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十

二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定並びに第七條第一項、第二項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

(法務省設置法の「部改正」)

第四十四條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四十五條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項第一号から第十号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第十三号及び第十四号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同項第十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条の二第一項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「二年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改める。

第七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七条の二第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑又は禁錮」に改め、同項第三号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第一第十号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第四十六條 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百二十七号)の一部を次のように

改正する。

第三条第一項第二号及び第十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の一部改正)

第四十七條 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十二年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條及び第三十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二條中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三條中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第四十八條 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第一項、第二百五十六條、第二百五十七條第一項、第二百五十八條第一項、第二百五十九條及び第二百六十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十一條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十二條及び第二百六十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正)

第四十九條 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第十九條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十條第一項、第四十二條及び第四十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)

第五十條 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項及び第六十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項まで

の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八条及び第六十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第五十一条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の、部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十八条第一項、第二百八十九条から第二百九十一条までの規定及び附則第五十二、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第五十一条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第四十九条第一項」を「第四十九條第一項及び第三項」に、「第八十八条」を「第八十条の二」に改める。

第五十二条 国際受刑者移送法の、部を次のように改正する。

第一条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一号、第六号、第十号及び第十二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十六条第一項中「次の各号に掲げる受入移送犯罪に係る確定裁判において言渡された外国との区分に応じ、当該各号に掲げる種類の共助刑を執行する」を「当該受入受刑者を刑務施設に拘置する」に改め、「とする」の下に「この場合において、当該受入受刑者には、改換更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項後段を削る。

第二十一条中「第十六条第一項第一号の」を「第十六条第一項の規定による」に、「懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮」を「拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑」に、「刑の言渡しを」を「刑の言渡しを」に、「共助刑の種類」を「刑名(共助刑である場合はその旨)」に、「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

刑」に改める。

第二十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「当該外国刑の種類又は」、「第十六条及び」及び「種類及び」を削る。

第二十八条第四号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条及び第二十七条(見出しを含む)中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、「刑の種類若しくは」を削り、同条第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第五十四条 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二百四十一条第四号、第二百六十六条第一項、第二百六十七条、第二百六十八条第一項、第二百六十九條第一項、第二百七十条及び第二百七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十二條第一項中「罰鍰」を「罰鍰」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第五十五条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条第一項及び第七十六条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第一百七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(如歳法の一部改正)

第五十六条 如歳法(平成十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「罰鍰」を「罰鍰」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

禁刑」に改める。

第五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正〕

第五十七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「勾留されている」を「勾留されている」に改める。

第一百六条第一項、第一百七条第一項、第一百八条第一項及び第一百九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（破産法の一部改正）

第五十八条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一百六十五条第一項、第一百六十六条、第一百六十七条第一項、第一百六十八条第一項及び第二百六十九条から第二百七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十四条及び第二百七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第五十九条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十八条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十九条、第六十条及び第六十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第六十条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第七条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（会社法の一部改正）

第六十一条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十一条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十条第一項及び第九百六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十二条第一項中「隠へいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「隠へいした」を「隠蔽した」に改める。

第九百六十四条第一項、第九百六十五条から第九百六十七条までの規定、第九百六十八条第一項、第九百七十条第一項、第四項及び第五項並びに第九百七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第六十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十四条第一項、第二百五十五条、第二百五十六条並びに第二百五十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（信託法の一部改正）

第六十一条 信託法（平成十八年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二百六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第六十四条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第二項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項、第五十四条、第五十五条、第五十六条第一項及び第五十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条及び第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

〔出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正〕

第六十五条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第二十二条中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十四条第一項、第三十七条及び第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正〕

第六十六条 自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三條第一項及び第四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五條中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第一項中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正〕

第六十七条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第一号及び第七十四條第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百八條から第二十條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三章 会計検査院関係

〔会計検査院法の一部改正〕

第六十八條 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九條の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三章 内閣官房関係

〔国家公務員法の一部改正〕

第六十九條 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項第一号及び第三十八條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六條の十第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「此の」を「この」に改め、同条第十二号中「ついた」を「就いた」に改める。

第十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第四号中「又はその写し」を「若しくはその写し」に改め、同号

を同項第五号とし、同項第五号中「写し」を「写し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の二を同項第五号とし、同項第十六号及び第十七号を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 何人たるを問わず第九十八條第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくは

あおり、又はこれらの行為を企てた者

第一百八條第一項第十八号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 第一百八條第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

第一百八條第一項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とする。

第百十一條中「より」を「から」に、「まで及び」を「まで若しくは」に改め、「」第三号を削り、
第百十八号及び第二十号」を「第十七号若しくは第十九号」に、「そのかし」を「唆し」に、「はら
助を、補助」に改める。

第百十一條の二を削る。

第百十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(二) 般職の職員に關する法律の一部改正

第七十條 般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の二部を次のように改正す
る。

第十九條の五第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九條の六第一項第一号及び第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(國家公務員災害補償法の一部改正)

第七十一條 國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の二部を次のように改正する。

第二十四條中「」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(國家公務員退職手当法の一部改正)

第七十二條 國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の二部を次のように改正する。

第十三條第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四條の見出し、同條第一項第一号、第十五條第一項第一号及び第十七條第四項中「禁錮」を「拘禁
刑」に改める。

(國家公務員倫理法の一部改正)

第七十二條 國家公務員倫理法(平成十一年法律第百三十九号)の二部を次のように改正する。

第十六條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等の一部改正)

第七十四條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百八

十八條から第百九十條まで

二 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号)第二十條

三 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百九十條から第百九十三條まで

四 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一
号)第三十七條

五 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第百十
五條第二項及び第二項

六 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第二十号)第七十六條

七 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第三十八條

八 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和
三年法律第八十四号)第二十五條及び第二十六條

九 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第
九号)第九十二條第一項、第九十三條、第九十四條第一項及び第九十五條第一項

(日本郵政株式会社法の一部改正)

第七十五條 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)の二部を次のように改正する。

第十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本郵便株式会社法の一部改正)

第七十六條 日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)の二部を次のように改正する。

第十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(特定秘密の保護に関する法律の一部改正)

第七十七條 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)の二部を次のように改正する。

第二十三條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第四項及び第五項中「禁錮」を「拘
禁刑」に改める。

第二十四條第一項及び第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)

第七十八條 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第三号及び第二十七條第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六條第一項、第二百二十七條第一項及び第二項、第二百二十八條から第二百四十條までの規定、第二百四十四條、第二百四十五條第一項、第二百四十七條第一項、第二百四十九條、第二百五十條第一項から第四項までの規定並びに第二百五十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正)

第七十九條 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四章 内閣府関係

第一節 本府関係

(災害救助法等の一部改正)

第八十條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第三十二條及び第三十三條

二 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第三十一條及び附則第二條第八項

三 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第三十六條及び第三十七條

四 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二十三條

五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第二十九條

六 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第三十八條及び第三十九條

七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四百四十四條

八 子ども・若者育成支援推進法(平成二十二年法律第七十一号)第二十四條

九 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第七十七條

十 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二條の二第十五項

十一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第七十五條

十二 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第二十二條

十三 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)第六十條及び第六十一條

十四 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成二十八年法律第七十七号)第三十三條及び第三十四條

十五 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第四十四條から第四十六條の二まで

十六 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第二十一條、第三十二條第一項及び第三十三條

(災害対策基本法の一部改正)

第八十一條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十九條第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百十三條及び第一百十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第八十二條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第三項第六号中「賄賂」に改め、同条第四項中「禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九條に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収を改正する法律(令和四年法律第 号)第二條の規定による改正前の刑法(以下この項において「旧刑法」という。))第十二條に定める懲役とし、当該罰則に定める禁錮は旧刑法第十三條に定める禁錮とし、当該罰則に定める罰金は刑法第十五條に定める罰金とし、当該罰則に定める拘留は旧刑法第十六條に定める拘留とし、当該罰則に定める科料は刑法第十七條に定める科料とし、当該罰則に定める没収は刑法第十九條に定める没収に改める。

第九十條第八項中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円」を「二万円」に改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第九十條第八項中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円」を「二万円」に改める。

第八十二条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号及び第四十七号第一号口中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第八十四条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号口中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第八十八条第一項、第八十九条第一項及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社産業界再生機構法の一部改正）

第八十五条 株式会社産業界再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条第一項及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第八十六条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一号八中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第八十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第五項第四号イ及び第十七条第二項第七号イ中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役若しくは禁罰」を「拘禁刑」に改める。

（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正）

第八十八条 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十条第一項中「の懲役」を「の拘禁刑」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第八十九条 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条第一項及び第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

第九十条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第九十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第九十二条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二条の五第四項第一号中「禁罰」を「拘禁刑」に改め、同条第十五項及び第十七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十三条第四項第四号中「禁罰」を「拘禁刑」に改め、同条第十四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に関する法律の一部改正）

第九十三条 民間公益活動を促進するための休眠預金等に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十五條第一項、第九十六條第一項及び第三項、第九十七條並びに第五十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二節 公正取引委員会関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第九十四條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九條第一項、第九十條、第九十一條、第九十二條から第九十四條までの規定及び第九十四條の第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正)

第九十五條 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三節 国家公安委員会関係

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九十六條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第四十九條、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(警察官職務執行法の一部改正)

第九十七條 警察官職務執行法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な」を「拘禁刑に当たる凶悪な」に、「場合」を「場合に」改め、同条第二号中「場合」を「場合に」改める。

(古物営業法の一部改正)

第九十八條 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一條から第三十三條までの規定及び第三十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第九十九條 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「附した」を「付した」に改める。

第二十五條第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十條及び第三十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二條中「懲役若しくは一万円」を「拘禁刑若しくは二万円」に改める。

第三十三條中「一万円」を「二万円」に改める。

(警察法の一部改正)

第一百條 警察法(昭和十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「推せんした」を「推薦した」に改め、同条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一百條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五條の二第二項第一号及び第三号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一條第一項及び第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條の二第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一條の二第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号及び第三号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

拘禁刑に改める。

第二十一条の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一条の六、第三十一条の七第一項及び第二項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項及び第二項、第三十一条の十一第一項及び第三項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項及び第三項並びに第三十一条の十七から第三十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第一百一条 道路交通法(昭和二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第一号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第九十九条の二第四項第二号二及び第百八条の四第三項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十七条から第百十七条の五までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条の二、第百十八条の三並びに第百十九条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正)

第百一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十七条第一項

二 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)第四十二条

三 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第七条

四 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条第一項及び第二項

第六条第一項、第二項及び第四項並びに第七条

五 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第十一条及び第十二条
六 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十号)第十八条、第十九条第一項及び第二十条

七 特殊用途用具の所持の禁止等に関する法律(平成十五年法律第六十五号)第十五条及び第十六条

八 遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四十一条

九 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十五条から第二十七条まで

で、第二十八条第一項及び第三項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、

第二十九条の二第一項及び第三項、第二十九条の三第一項及び第三項並びに第三十条第一項及び第二項

十 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第十五条

十一 国際連合安全保障理事会決議第二千六百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第二十九条から第三十一条まで

十二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第十二条

(警備業法の一部改正)

第百四条 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第百五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ、ハ及びホ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第百六条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第七十七条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八十二条及び第十八条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条及び第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第八十条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条及び第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四節 個人情報保護委員会関係

(個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第九十条 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一号イ、第九十一条第四号及び第九十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七六条から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第九十条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項から第十一項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五節 金融庁関係

(担保付社債信託法等の一部改正)

第九十一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第六十八号

二 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十一条第一項、第七十二

条及び第七十二条第一項

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第九十六条、第五十七号第一項、第五十八条及び第五十九条

四 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第十八条から第二十条まで

五 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百二十三号)第四十三号第一項

(無尽業法の一部改正)

第九十一条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条から第三十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第九十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条の二から第十八条までの規定及び第十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第九十四条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第二号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条の二第二項第三号イ、第七十八条の八第三項第三号イ及び第七十九条の八第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条の三十九第一項第四号ハ及び第九十六条の六十七第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十七条から第九十八条までの規定、第九十八条の三から第九十九条までの規定、第一百零一条の二第一項、第一百零二条及び第一百零一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百零三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を

「拘禁刑」に改める。

第二百四十四条及び第二百五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第百一十五条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第三号並びに第三十四条の十の十第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十二条の二、第五十一条の二第一項及び第五十一条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第百一十六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第五号及び第六条の五の十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八条の二から第十条の二の二までの規定、第十条の二の四及び第十条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第百一十七条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)
第百一十八条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十八条第一項及び第二百一十八条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第二百二十条第一項、第二百三十一条から第二百三十三条までの規定、第二百三十四条第一項、第二百三十六条第一項、第四項及び第五項、第二百三十九条から第二百四十二条までの規定、第二百四十五条並びに第二百四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第百一十九条 信用金庫法(昭和二十六年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第五号及び第八十五条の十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条の四から第九十条の四の二までの規定、第九十条の四の四及び第九十条の四の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十号 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の八第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三号の二から第二十五号の二の二までの規定及び第二十五号の二の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第百一十一条 労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第五号及び第八十九条の十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条第一項及び第二項、第九十九条の二から第一百条の四の二までの規定、第一百条の四の四並びに第一百条の四の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)

第百一十二条 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十三年法律第百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「免かれる」を「免れる」に改める。

第五条第一項中「に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「免かれる」を「免れる」に改め、同条第三項中「免かれる」を「免れる」に改める。
(預金保険法の一部改正)

第二百二十二条 預金保険法（昭和四十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四百十一条第一項及び第二項、第四百十一条の二第一項及び第二項、第四百十一条、第四百十一条の二、第四百十三條第一項、第四百十四條並びに第四百十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（銀行法の一部改正）

第十四条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の六の六第一項第九号ハ、第五十二条の六の五第一項第一号ロ及び第五十二条の六の二第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条から第六十二条の二の二までの規定、第六十二条の四及び第六十二条の五の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第二百二十五条 貸金業法（昭和五十八年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号、第二十四條の二十七第一項第四号、第四十一条の十二第二項第四号ハ及び第四十一条の二十九第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条から第四十八条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十条の二第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（保険業法の一部改正）

第二百二十六条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条の十六第三号、第二百七十二條の四第一項第十号ロ、第二百七十九條第一項第一号、第二百八十九條第一項第一号及び第二百八条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百十五條から第二百七條の二までの規定、第二百八條から第二百十九條までの規定、第二百二十二條第一項及び第二百二十二條第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十四條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び同条第二項第一号中「隠へいたす」を「隠蔽した」に改め、同条第二項中「隠へいたす」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五條第一項、第二百二十六條第一項、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條第一項並びに第二百三十一條第一項、第四項及び第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二百七條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五條第一項第四号、第二百九十五條第一項第四号、第五百四十九條第一項、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項、第五百五十二條第一項、第五百五十三條第一項、第五百五十四條第一項及び第五百五十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百五十六條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百五十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二百二十八條 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五七号）の一部を次のように改正する。

第七一條第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百九十四條から第二百九十八條までの規定、第二百二條第一項及び第二百三條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四條第一項中「隠へいたす」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項、第三項及び第四項第一号中「隠へいたす」を「隠蔽した」に改める。

第二百五條第一項、第二百六條から第二百八條までの規定、第二百九條第一項並びに第二百一十條第一項、第六項及び第七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二百九條 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第百二十条 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一〇号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号八及び第九十一条第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条から第八十八条までの規定、第九十条及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百三十一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認会計士法の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十二条 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、に処せられた者は」を、又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「刑法等」という。）第二十条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは罰金等、部改正法第二十条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する禁錮に処せられた者は」に、「第百四十七条」を「第百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）」に改める。

（信託業法の一部改正）

第百三十三条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号八及び第八十五条の二第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十一条から第九十四条までの規定及び第九十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十四条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項第一号ホ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百二十五条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第一項中「に違反し、禁錮以上の刑」を「に違反し、拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「刑法等」という。）第二十条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（次項において「懲役」という。）若しくは刑法等一部改正法第二十条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する禁錮（以下この条において「禁錮」という。）」に、「規定に違反し、禁錮」を「規定に違反し、禁錮」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、に処せられた者を「又は懲役若しくは禁錮に処せられた者」に改める。

（電子記録債権法の一部改正）

第百三十六条 電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十二条から第九十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第百三十七条 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第九号八、第四十條第一項第十一号八、第六十二條の六第一項第十二号八、第六十三條の五第一項第十二号八、第六十三條の二十五第一項第五号八、第六十六條第一項第五号八及び第九十九條第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百七条から第百十三條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六節 消費者庁関係

（物価統制令等の一部改正）

第百三十八條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十三條から第三十八條まで

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六條及び第三十七條

第百三十八條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十三條から第三十八條まで

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六條及び第三十七條

三 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）第九条及び第十條

四 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十條、第七十一條及び第七十二條第二項

五 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一〇号）第五条及び第六條

六 前記等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十三條から第三十五條まで

七 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第五十一條から第五十三條まで

八 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十七條から第二十條まで

九 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和二年法律第三十一号）第十二條

（国民生活安定緊急措置法の一部改正）

第百三十九條 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三十四條中、「に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七條中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第百四十條 消費者契約法（平成十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第五項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第百四十一條 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百四十二條 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第四項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五章 デジタル庁関係
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正）

第百四十三條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成十五年法律第二十七号）第四十八條から第五十條まで、第五十一條第一項、第九十二條から第五十五條まで並びに附則第七條第五項及び第六項

三 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二十條

二 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和二年法律第三十九号）第二十條及び第三十一條

第六章 復興庁関係

（株式会社東日本震災事業者再生支援機構法及び福島復興再生特別措置法の一部改正）

第百四十四條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

株式会社東日本震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第六十六條第一項、第六十七條第一項及び第六十九條

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第百四十五條

第七章 総務省関係

（海底電線保護万国連合条約罰則の一部改正）

第百四十五條 海底電線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二條第一項中「一五万円」を「一十万円」に改める。

第三條中「一十万円」を「一十万円」に改める。

第四條第一項中「一十万円」を「一十万円」に改め、同條第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（恩給法の一部改正）

第百四十六条 恩給法（大正十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「懲役若しくは禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の五第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セス

第七十七条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セス

（地方自治法の一部改正）

第百四十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条の四第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「毀壞」を「毀壞」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「申立」を「申立て」に、「説明しなれば」を「疎明しなれば」に改め、同条第五項中「疎明」を「疎明」に改め、同条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第九項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第百五十条の九第八項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十二條の二十八第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十二條の三十一第四項及び第二百五十二條の三十二第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第百四十八条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正す

る。

第四十四条及び第四十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（郵便法の一部改正）

第百四十九条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「き損し」を「毀損し」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十条及び第八十四条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条第一項中「はり付ける」を「貼り付ける」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（当せん金付証券法等の一部改正）

第百五十条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第十八条

二 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第五十七条

三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第四十一条から第四十五条まで

四 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第三条

五 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五十号）第四十二条及び第四十八条第一項

六 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第四十九条及び第五十条

七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十九条及び第六十九条の二

八 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十四条

九 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十二年法律第百

十一号）第四十五条及び第四十六条

十 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第八
条

十一 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第百十六号）第三十二条及び第三
十四条

十二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五
十三号）第七十二条第一項、第七十四条及び第七十五条

十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第十八条

十四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十八条

十五 統計法（平成十九年法律第五十二号）第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条第一項及び第六
十条

十六 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）第十四条

十七 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十八号

十八 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十七条

十九 株式会社海外通信・放送・郵便事業支機機構法（平成二十七年法律第三十五号）第四十条第一項、
第四十一条第一項及び第四十二条

二十 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第十二条第一項、第二
十二條第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第一項、第二十五条の二並びに第
二十六条

二十一 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十二条第
一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第一項及び第
三項、第二十七条第一項、第二十七条の二並びに第二十八条

二十二 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十
四号）第二十五条

（消防法の一部改正）

第二百五十一条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条から第三十九条の二の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の二中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の三の二、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条から第四十二条までの規定中「懲
役」を「拘禁刑」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第五十一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「受付け又は」を「受け、又は」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の二に「を、いず
れかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の七中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条第二項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（簡易郵便局法の一部改正）

第五十一条 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（郵便物運送委託法及び地方公営企業法の一部改正）

第五十四条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

郵便物運送委託法（昭和十四年法律第百八十四号）第十九条

地方公営企業法（昭和二十七年法律第百九十二号）第七條の二第二項第三号

（公職選挙法の一部改正）

第五十五条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号及び第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「禁錮以上の刑」を
「拘禁刑」に改め、同条第三項中「囚り」を「より」に改める。

第二百一十、条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁
錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十二條第一項中「左の一を、次の二に、」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中
「申込」を「申込み」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一三条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一三条の二及び第二百二十四条の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十四条の二第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「毀棄し」を「没棄し」に改める。

第二百一十六条及び第二百一十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十八条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十九条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十一条第一項、第二百二十二条及び第二百二十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条の二中「一」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条の三第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条の四中「二」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条の五中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条の六の見出し中「あいつ」を「接接」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十七条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十七条の二第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十九条第一項中「二」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十九条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「あいつ」を「接接」するに改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十条第一項中「一」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十二条の中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十四条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十六条から第二百四十九条までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十九条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十条の見出し及び同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の二第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の三第一項及び第二百五十二条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(電波法の一部改正)
第二百五十六条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の二第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五条第一項中「第七十条の六」を「第七十条の六第一項」に、「取扱」を「取扱ひ」に、「右則懲役」を「右期拘禁刑」に改め、同条第二項中「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第一百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百七条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百八条、第一百八条の二第一項、第一百九条、第一百九条の二第一項及び第二項並びに第一百九条の三から第一百十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(放送法の一部改正)
第一百五十七条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七百十五條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中外、「一」を「ほか、一」に改める。
第七百二十四條第一項、第二項及び第四項中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百二十九條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中「免かれさせる」を「免れさせらる」に改め、同條第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第四項中外、「一」を「ほか、一」に改める。

第七百三十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中外、「一」を「ほか、一」に改める。

第七百三十條の二、第七百三十三條の五第一項、第七百三十三條の六第一項、第七百三十三條の七第一項、第二項及び第四項、第七百三十三條の八第一項、第七百三十三條の九第一項及び第二項、第七百三十三條の十第一項、第七百三十三條の十一第一項、第七百三十三條の十二第一項、第七百三十三條の十三第一項、第七百三十三條の十四第一項、第七百三十三條の十五第一項、第七百三十三條の十六第一項、第七百三十三條の十七第一項、第七百三十三條の十八第一項、第七百三十三條の十九第一項、第七百三十三條の二十第一項、第七百三十三條の二十一第一項、第七百三十三條の二十二第一項、第七百三十三條の二十三第一項、第七百三十三條の二十四第一項、第七百三十三條の二十五第一項、第七百三十三條の二十六の二、第七百三十九條の六第一項及び第二項から第九項までの規定、第八百一、附則第五條の四第十二項並びに附則第六十二條第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第百五十九條 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 何人たるを問はず、第三十七條第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくは

あおり、又はこれらの行為を企てた者

第六十二條の二を削る。

第六十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第百六十條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第五十九條中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円」を「二万円」に改める。

第六十一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十三條中「五千円」を「二万円」に改める。

第六十四條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「五千円」を「二万円」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第百六十一條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二條の二第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十條の二から第二十二條までの規定及び第三十二條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（有線電気通信法の一部改正）

第百六十二條 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十五條中「送り」を「送り、」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六條中「二」を「いずれかに二」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第百六十三條 地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百一十條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六條の二及び第百四十六條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公害紛争処理法の一部改正）

第百六十四條 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同條第五項中「二」を「いずれかに二」に改める。

第五十一條及び第五十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公害等調整委員会設置法の一部改正）

第百六十五條 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第百六十六條 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項及び第三項中「懲

役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

第六十七條 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 第三十五條第一項から第三項までの規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」をも、前項と同様とする」に改める。

第六十八條の二を削る。

第六十一條、第六十二條第一項、第六十四條及び第六十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十條第一号中、第七十九條、第八十條の二を、から第七十九條まで」に改める。

（政党助成法の一部改正）

第六十八條 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四十三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十四條第一項及び第四十五條中「二」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

第六十九條 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十二年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七條第三項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

改正する。

第八條第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「においては」を「には」に、「により」を「の規定により」に改める。

第四十四條第一項、第四十五條第一項及び第二項並びに第四十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第六十七條 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四條第六項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十條第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一條第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）

第七十條 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一條第三項中「第二項又は前項」を「前二項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條第一項、第二十四條、第二十五條及び附則第六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第七十三條 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條の三第一項中「第六十八條及び第六十九條第一項」を「第六十八條第一項及び第六十九條第一項」に改め、同項第一号、第二号及び第八号中「第六十八條」を「第六十八條第一項」に改め、同項第十号中「第八十五條第一項」を「第八十六條第一項」に改め、同項第十二

号中「第二百八十八条」を、「第二百八十八条第二項」に改める。

第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第七十四号 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九十九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百一十条及び第一百一十二条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百三十一条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百四十一条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百五十一条第一項及び第二項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百六十六条及び第一百八十一条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百八十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百九十一条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百一十条第一項及び第二項並びに第二百二十二条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正)

第七十五号 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第七十七号 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三号第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(外務公務員法の一部改正)

第七十七号 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「そのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「補助」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部改正)

第七十八号 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二十一条

二 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第二百二十六号)第四十五条

三 独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第二百二十七号)第十二条

(細筒兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等に関する法律の一部改正)

第七十九号 細筒兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「充てんされた」を「充填された」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律の一部改正)

第八十号 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(平成十六年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「あてた」を「宛てた」に改める。

第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九章 財務省関係

(通貨及証券模造取締法の一部改正)

第百八十一条 通告及証券模造取締法(明治十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「盗犯シタル者ハ一月以上」を「違反シタル者ハ一月以上」に、「重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

(外国において流通する貨幣紙幣銀行証券偽造及模造に関する法律の一部改正)

第百八十二条 外国において流通する貨幣紙幣銀行証券偽造及模造に関する法律(明治二十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「重懲役又ハ輕懲役」を「六年以上十一年以下ノ拘禁刑」に改め、同条第二項中「輕懲役又ハ」を削り、「五年以下ノ重禁錮」を「八年以下ノ拘禁刑」に改め、同条第三項中「輕懲役又ハ」を削り、「五年以下ノ重禁錮」を「八年以下ノ拘禁刑」に改め、同条第四項中「重禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条第一項中「重禁錮又ハ二百円」を「拘禁刑又ハ二百円」に改める。

第六条中「輕罪ヲ犯サムトシテ未ダ遂ガザル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ処斷ス」を「罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」に改める。

(紙幣類似証券取締法の一部改正)

第百八十二条 紙幣類似証券取締法(明治三十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「重禁錮又ハ千円」を「拘禁刑又ハ千円」に改める。

(印紙犯罪処罰法等の一部改正)

第百八十四条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第二十九号)第一条及び第二条第一項

二 相続税法(昭和十五年法律第七十三号)第六十八條第一項及び第三項、第六十九條並びに第七十條

三 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第九十六條及び第九十七條

四 輸入品に対する内河消費税の徴収等に関する法律(昭和二十年法律第二十七号)第十二條第一項及び第十四條

及び第二十條
七 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二條の三第一項、第三項及び第四項、第七十條の十二第一項及び第三項、第八十七條の六第十五項、第八十七條の八第六項及び第七項、第八十九條第二十五項、第二十七項及び第二十九項並びに第九十條の七第一項及び第三項
八 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第三十七條第一項及び第三項並びに第三十八條
九 国税徴収法(昭和三十三年法律第四十七号)第八十七條第一項及び第三項、第八十八條並びに第百八十九條
十 関稅暫定措置法(昭和二十五年法律第二十六号)第十六條及び第十七條
十一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得稅等の非課稅等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第四十七條第一項
十二 法人稅法(昭和四十年法律第三十四号)第百五十九條第一項及び第三項、第百六十條並びに第百六十一條
十三 石油方式稅法(昭和四十年法律第五十六号)第二十七條第一項及び第三項並びに第二十八條
十四 租稅條約等の實施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十八号)第十二條第一項、第三項及び第四項
十五 航空機燃料稅法(昭和四十七年法律第七号)第十九條第一項及び第三項並びに第二十條
十六 電源開發促進稅法(昭和四十九年法律第七十九号)第十二條第一項及び第三項並びに第十三條
十七 石油石炭稅法(昭和五十二年法律第二十五号)第十三條第一項及び第三項並びに第二十四條
十八 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第四十七條第一項
十九 たばこ稅法(昭和五十九年法律第七十二号)第二十七條第一項及び第三項並びに第二十八條
二十 消費稅法(昭和六十二年法律第八号)第六十四條第一項及び第五項、第六十五條並びに第六十六條
二十一 地價稅法(平成二年法律第六十九号)第三十九條第一項及び第三項並びに第四十條
二十二 漁業法(平成八年法律第二十九号)第三十六條
二十三 一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十七年法律第三十七号)第三十一條第一項及び第二項並びに第三十二條

二十四 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）第十六条

二十五 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十七条から第六十九条まで

二十六 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）附則第七條第一項及び第二項

二十七 東子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十八條第一項及び第二項

二十八 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第十二條第一項

二十九 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十四條

三十 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十一年法律第十七号）第三十四條第一項及び第三項、第三十五條第一項、第二十六條第一項、第二十七條、第二十八條、第六十四條第一項及び第三項、第六十五條並びに第六十七條

三十一 地方税法（平成二十六年法律第十号）第二十三條第一項及び第三項、第三十四條並びに第三十六條

三十二 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九條第三十八項、第三十九項、第四十項及び第四十二項

三十三 国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第二十四條第一項及び第二十五條

（会社経理事務措置法の一部改正）

第三十八條中「左の一を、次の一に改め、二を次のように改正する。

第一十八條中「左の一を、次の一に改め、二を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「とき」とき、「に改め、同条第七号中「従はなかつたとき」を「従わなかつたとき」、「に改め、同条第八号中「選任されてゐない」を「選任されていぬ」に、「処分したとき」を「処分したとき」に改める。

第三十九條中「これを削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十條第一項中「ときには、これを削り、「懲役又は三下門」を「拘禁刑又は二下門」に改め、同条第二項中「申込」を「申込み」に改める。

第三十一條中「左の一を「次の一」に改め、「これを削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条各号中「とき」とき、「に改める。

第三十二條中「これを削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

（企業再建整備法の一部改正）

第八十六條 企業再建整備法（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十六條中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、「これを削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「明かならしめる」を「明らかにする」に改める。

第五十七條中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、「これを削り、「懲役又は二万円」を「拘禁刑又は三万円」に改める。

第五十八條中「ときには、これを削り、「懲役又は二万円」を「拘禁刑又は三万円」に改める。

（閉鎖機関令の一部改正）

第八十七條 閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の二中「左の一を、次に一に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十九條から第三十條までの規定中「これを削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十條の二中「因り懲役」を「より拘禁刑」に改める。

第三十一條中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「これを六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（貨幣損傷等取締法及び印紙等模造取締法の一部改正）

第八十八條 次に掲げる法律の規定中「これを削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

貨幣損傷等取締法（昭和二十二年法律第一百四十八号）第三項

印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）第二條

（すき人紙製造取締法の一部改正）

第九十九條 すき人紙製造取締法（昭和二十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二項中「これを六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第九十條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政

とん税法（昭和三十一年法律第二十七号）第十二条第一項

特別とん税法（昭和二十二年法律第三十八号）第十条第一項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項から第三項までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十七條の二及び第九十七條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第二百条 国税通則法（昭和二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一百六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百七条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百五十七条第二項第二号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二百条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一百二十八条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百二十九条第一項中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百四十条第一項中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百四十一条及び第一百四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二百条 印紙税法（昭和四十二年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

（通関業法の一部改正）

第二百三条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第二百四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條第一項及び第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第二百五条 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第十五条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第二百六条 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二百七条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第九条中の各号を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第二百八条 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項並びに附則第四十五条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（学校教育法の一部改正）

第十章 文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第二百九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四四二条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第二百十条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第百十一条の二」を「第百十條第一項」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第百十一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第二百十二条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第百二十二条 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「左に」を「次に」に、「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は一万円」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第百十四条 文化財保護法（昭和十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第九十二条及び第九十四条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十五条及び第九十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宗教法人法等の一部改正）

第二百十五条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百十六号）第三十二条第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四条第三項第三号

二 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第一項第一号

三 著作権管理事業法（平成十二年法律第二百一十一号）第六条第一項第五号

（エネエコ活動に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第百十六條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 エネエコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第十一條第一項第二号

二 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第七十二條第一号

（私立学校教職員共済法等の一部改正）

第二百十七條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第五十一條及び第五十五條

二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五百七十七号）第四条

三 原子力損害の賠償に関する法律（昭和二十六年法律第四十七号）第二十四條

四 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九條第一項から第二項まで、第百二十條の二から第百二十一條の二まで及び第百二十二條の二第一項

五 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第十九條及び第二十条

六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十二号）第三十二條、第三十三條、第三十七條、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十一條及び第四十二條

七 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第十五條

八 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十七條

九 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十五條

十 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十四條

十一 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第十五條

十二 国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十八條

十三 国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第十八条

十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十二条

十五 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第十七条

十六 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第四十六号）第十六条から第十八条まで

十七 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）第四十一条

十八 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二十三条

十九 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第三十条

二十 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十九条

二十一 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第二十四条

二十二 国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）第三十八条

二十三 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三号）第十七条

二十四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四号）第二十六条

二十五 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五号）第二十二条並びに

附則第三十一条第一項及び第二項

二十六 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二十一条第一項

二十七 平成二十二年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十七条

二十八 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成二十三年法律第一百号）第九条第一項

（技術士法の一部改正）

第二百十八条 技術士法（昭和五十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項、第六十条及び第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（武力紛争の際の文化財の保護に関する法律の一部改正）

第二百十九条 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）の一部を次のよう

に改正する。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条及び第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十一章 厚生労働省関係

（健康保険法の一部改正）

第二百十條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改める。

第六十七条第三項第三号、第六十八条第八号及び第六十一条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条第四項第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第七号中「すべて」を「全て」に改める。

第九十五条第九号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百七条の二から第二百九条までの規定及び第二百十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二百一十一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の二から第百五十七条まで

二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条及び第五十二条

三 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第五十九号）第四条

四 あん摩マツサイジ指匠師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三条の四から第十三条の六まで

五 理容師法（昭和二十二年法律第百三十四号）第十四条の四及び第十四条の五

六 柔道七法（昭和二十二年法律第百四十五号）第七条の二

七 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十二年法律第百二十九号）第三十一条

八 医師法（昭和二十二年法律第二百号）第三十一条から第三十三条まで及び第三十二条の二第一項

九 歯科医師法（昭和二十二年法律第二百二号）第二十九条から第三十一条まで及び第三十一条の二第

項

- 十 保健師助産師看護師法（昭和二十二年法律第二百一十号）第四十二条から第四十四条の三まで及び第四十四条の四第一項
- 十一 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十四条から第十八条まで
- 十二 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第十二条
- 十三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十二号）第四十七号及び第四十八号
- 十四 クリ、ニング業法（昭和二十五五年法律第二百七号）第十四条の三及び第十四条の四
- 十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十四号から第二十四号の四まで及び第二十七号
- 十六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百一十六号）第三十一条から第三十四号まで
- 十七 と畜場法（昭和二十八年法律第十四号）第二十四号及び第二十五号
- 十八 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第一百零二条及び第一百零三条
- 十九 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第三十号から第三十八号まで
- 二十 美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第十七条の二及び第十七条の三
- 二十一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十一条及び第二十二号
- 二十二 調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第十号
- 二十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十一号）第二十号の二、第二十二号第一項及び第二百一十号の二
- 二十四 最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第三十九号
- 二十五 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百零二条、第一百零三条の二、第一百零三条の三第一項、第一百零二条及び第四十二号第一項
- 二十六 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第八十八号
- 二十七 業別法（昭和三十五年法律第四十六号）第二十九号から第三十二号まで
- 二十八 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百二十八号）第三十五号
- 二十九 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十八号及び第三十九号

- 三十 労働災害防止団休法（昭和三十九年法律第一百八号）第五十九号
- 三十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第四十八号
- 三十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第四十一号
- 三十三 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第二十号
- 三十四 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第五十五号）第十号の二
- 三十五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第三十九号
- 三十六 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十八号
- 三十七 乗道整備復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十六号から第二十八号まで
- 三十八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十四号の二及び第十四号の三
- 三十九 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十五号及び第三十六号
- 四十 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第二十一号及び第二十二号
- 四十一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）第十号
- 四十二 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五十二号及び第五十三号
- 四十三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十七号
- 四十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七号から第六十七号の二まで
- 四十五 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第三十三号）第二十号及び第二十一号
- 四十六 外国医師等が行う臨床研修等に係る医師法第十七号の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第三十九号）第二十三号、第二十四号並びに第二十五号第一項及び第二項
- 四十七 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第四十三号から第四十六号まで
- 四十八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第四十三号から第四十六号まで
- 四十九 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四十号
- 五十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第四十五号から第四十

七条まで

五十一 救急救命上法（平成二年法律第三十六号）第五十条から第五十二条まで

五十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条及び第二十条

五十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成二年法律第七十六号）第六十二条及び第六十三条

五十四 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第二十四条

五十五 原子爆弾被爆者に対する保護に関する法律（平成六年法律第十七号）第五十二条

五十六 機器の移植に関する法律（平成九年法律第四号）第二十条第一項、第二十一条及び第二十二條

五十七 言語聴覚士法（平成九年法律第三十三号）第四十七条から第四十九条まで

五十八 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条及び第十八条

五十九 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百八条第一項

六十 健康増進法（平成十四年法律第三十三号）第七十条第一項、第三項及び第四項並びに第七十一条

六十一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二十六条

六十二 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第三十条

六十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの開法（平成十四年法律第六十七号）第十六條

六十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十七条

六十五 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条

六十六 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第二十五条

六十七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四十二条

六十八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第二十四条及び第二十五条

六十九 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）第三十二条

七十 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三十五号）第二十一条

七十一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第三十條

五條

七十二 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十六条

七十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第四十四号）第十九条

七十四 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十四条第二項

七十五 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第五十七条及び附則第九条第三項

七十六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十九条

七十七 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十條

三條

七十八 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二十条及び第二十一条

七十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第四十五条

八十 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十二年法律第七十七号）第三十七條

八十一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第六十六号）第四十二条

八十二 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第九十五條から第九十七条まで

八十三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第一百号）第五十一条

八十四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十八条から第九十条まで

八十五 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第二十七条及び第二十八条

八十六 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）第五十一条から第五十六条まで

八十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第三十四条から第三十六条まで

八十八 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第十五条

（労働基準法の一部改正）

第百二十二条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百十七條及び第百十八條第一項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九條及び第百四十一條第五項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第百二十二條 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二條から第六十五條までの規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第百二十四條 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條の五第二号、第十九條の九第三項第一号、第二十二條の五の十五第二項第四号、第二十四條の十五第三項第四号、第二十四條の二十第一項第一号及び第二十五條第五項第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十條第一項から第三項までの規定、第六十條の二、第六十一條、第六十二條の二第一項及び第六十一條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一條の四中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第百二十五條 食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一條第一項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十三條中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第百十六條 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「これを六箇月以下の懲役又は五千円を」六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第十一條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「これを三万円」を「二万円」に改める。

（大麻取締法の一部改正）

第百二十七條 大麻取締法（昭和二十二年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四條第一項及び第二項並びに第二十四條の二第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四條の三第一項中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四條の四、第二十四條の六及び第二十四條の七中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五條第一項中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（興行場法の一部改正）

第百二十八條 興行場法（昭和二十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八條中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役又は五千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第九條中「これを千円」を「二万円」に改める。

（旅館業法の一部改正）

第百二十九條 旅館業法（昭和二十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「附した」を「付した」に改め、同条第六項中「附する」を「付する」に改める。

第十條中「これを六月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（公衆浴場法の一部改正）

第百三十條 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「二」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は一万円」に改める。

第九条中「これを二万円」を「一万円」に改める。

(化製場等に関する法律の一部改正)

第百一十條 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第十條中「二」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(母体保護法の一部改正)

第二百一十條 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條及び第二十四條中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第百一十二條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の二第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八條第一項及び第二項、第九十八條の三から第九十八條の四までの規定、第九十八條の六から第九十八條の九までの規定並びに第九十九條第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(医療法の一部改正)

第百一十四條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十六條の四第二項第四号及び第七十條の四第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七條、第七十八條、第八十條第一項、第八十二條第一項、第八十六條第一項及び第三項、第八十七條、第一百四十七條並びに第一百四十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第百一十五條 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條の四第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八條の二及び第二十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第二百一十六條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百一十号）の一部を次のように改正する。

のよう改正する。

第二十四條第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十一條、第五十二條第一項、第五十三條の二及び第五十四條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第百一十七條 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九條の二第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五條から第八十五條の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第百一十八條 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第四号及び第百一十八條第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百一十五條第一項、第百一十六條第一項及び第二項並びに第百一十九條から第百六十二條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(検疫法の一部改正)

第百一十九條 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「提示を」を「提示せず」を「提示せず」に、「提示した」を「提示した」に改める。

(覚醒剤取締法の一部改正)

第百四十條 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一條の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一條の三第一項中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一條の四第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の五第一項中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一までの規定及び第四十一条の十二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第二百四十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

5 刑の全部の執行猶予の期間内に又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされている者に係る前各項の規定の適用については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第二十八条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第二百四十二条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条の四中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十四条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十五条第一項中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の二第一項及び第二項、第六十六条の三第一項及び第二項、

第六十六条の四第一項及び第二項並びに第六十七条から第六十八条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条の二、第六十九条の四及び第六十九条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「処方せん」を「処方箋」に改める。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二百四十二条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（あへん法の一部改正）

第二百四十四条 あへん法（昭和十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項及び第二項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条の二並びに第五十四条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条及び第五十七条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商科技工法の一部改正）

第二百四十五条 商科技工法（昭和二十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条から第二十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二百四十六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十一条の中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(水道法の一部改正)

第百四十七条 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「あたる」を「当たる」に改める。

第五十二条から第五十三条の四までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第百四十八条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第八十五条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第百四十九条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条の六第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第八十二条の七第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条の九から第八十六条の二までの規定及び第八十六条の三第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第百五十条 戦傷病者特別援護法(昭和二十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十条中「三箇月以下の懲役又は五千円」を「三月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第二十一条中「三千円」を「二万円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第百五十一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成二十三年四月一日において戦傷病者等」を「令和三年四月一日において戦傷病者等」に改め、同項第二号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

附則第三項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第百五十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条及び第三十三条の二第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第百五十三条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条の十九第九項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条の二から第百条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第百五十四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に、「第五号又は第六号」を「第二号又は第四号」に改め、同条第一号中「ほらす」を「賄賂」に改め、同条第二号中「おかず」を「罰金」に改める。

第四十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「おかし」を「置かず」に改める。

附則第七条第一項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び雇用保険法の一部改正）

第二百五十五條 次に掲げる法律の規定中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十条第一項

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十二條から第八十五條まで

（家内労働法の一部改正）

第二百五十六條 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三條中「懲役又は五千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十四條中「二万円」を「三万円」に改める。

第三十五條中「二」を「いづれかに」に、「五千円」を「二万円」に改める。

（労働安全衛生法の一部改正）

第二百五十七條 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四條第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百五條の二第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、

同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第一百五條の四第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百六條から第十九條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二百五十八條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條第四号イ及び第三十二條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九條及び第五十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第二百五十九條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八條から第六十條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第六十條 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三條第二号及び第四十八條の四第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第三條第二号、第十一條第三項第一号及び第十四條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十八條第一項、第二十九條及び第三十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第六十一條 港湾労働法（昭和六十二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一号及び第二十八條第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八條及び第四十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第六十二條 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十九條の二第一項第二号、第七十條第二項第四号、第七十八條の二第四項第四号の二、第七十九條

第一項第三号の二、第八十六條第二項第七号イ、第九十四條第三項第四号、第九十七條第三項第四号、第百

十五條の二第二項第四号、第百十五條の十二第二項第四号の二及び第百十五條の二十二第二項第二号の二

中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五條から第二百六條までの規定及び附則第十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第六十二條 精神保健福祉士法（平成九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四條第一項、第四十五條及び第四十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第二百六十四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の
一部を次のように改正する。

第五十六条の七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十七条第一項及び第三項、第六十八条第一項、第二項及び第四項、第六十九条第一項及び第二項、
第七十条から第七十二条までの規定、第七十二条第一項並びに第七十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改め
る。

（確定拠出年金法の一部改正）

第二百六十五条 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第九十一条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第一百八条から第二十号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第二百六十六条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十二年法律第百十三号）の一部を次の
ように改正する。
第九条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二百六十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百十二
号）の一部を次のように改正する。
第三十六条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第二百六十八条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の一部を次の
ように改正する。

第三十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第五十九条から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正）

第二百六十九条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の一部を次のよう

に改正する。

第十四条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十二条及び第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（公認心理師法の一部改正）

第二百七十条 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正）

第二百七十一条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十
八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
第八条第三号及び第二十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（臨床研究法の一部改正）

第二百七十二条 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条及び第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者協同組合法の一部改正）

第二百七十三条 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第十五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（中小事業者が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正）

第二百七十四条 中小事業者が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三
年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ハロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十五条から第六十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農林水産省関係）

第二百七十五条 農林水産省関係
（鷹虎臨牝獣猟獲取締法等の一部改正）

第二百七十五条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 監外服刑監視監視法（明治四十五年法律第二十号）第五條

二 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四十七條及び第四十八條

三 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和十五年法律第七十七号）第三十六條及び第三十七條

四 植物防疫法（昭和十五年法律第五十一号）第三十九條から第四十一條まで

五 日本農林規格等に関する法律（昭和十五年法律第七十五号）第七十八條から第八十條まで

六 漁船法（昭和十五年法律第七十八号）第五十二條及び第五十四條

七 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第三十八條及び第三十九條

八 国有林野の管理經營に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二十六條

九 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十四條及び第六十五條

十 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十七條から第六十九條まで

十一 輸出水産物の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十二條第一項及び第三項

十二 畜産經營の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第三十一條

十三 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第八條の二、第九條及び第九條の三

十四 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第二十六條

十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十二号）第十五條

十六 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第十六條

十七 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第四十一條

一 條

十八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第七十三号）第五十五條から第五十八條まで及び第六十一條

十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一八号）第四十五條

二十 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七條から第六十九條まで及び第七十條第一項

二十一 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第十七條及び第十八條

二十二 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）第十四條

二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第二十二條

一 條

二十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）第十四條

二十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）第二十六條

二十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）第十八條

二十七 独立行政法人農業青年基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第六十九條

二十八 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第二十六條

二十九 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）附則第十八條第二項及び第二項

三十 愛が丸動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十八條

三十一 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第四十二條第一項、第四十三條第一項及び第四十五條

三十二 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三十九條から第四十一條まで

三十三 内水漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第九十三号）第三十六條第一項及び第二項並びに第三十七條

三十四 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第二十六條

三十五 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十七條

三十六 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第四十四條から第四十六條まで

三十七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第六十二條及び第六十三條

一 條

三十八 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第七十一号）第十八條第一項及び第二項

三十九 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十五條

四十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二十六條及び第二十七條

条第一項

〔農村負債整理組合法の一部改正〕

第二百七十八條 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「懲役若しくは禁錮又は八千円」を「拘禁刑又は八千円」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

〔農業動産信用法の一部改正〕

第二百七十七條 農業動産信用法（昭和八年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十八條中「懲役又は八千円」を「拘禁刑又は八千円」に改め、同条ただし書中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第十九條第一項中「懲役又は八千円」を「拘禁刑又は八千円」に改め、同条第三項中「前項ノ行為」を「同項ノ行為」に改める。

〔農業協同組合法の一部改正〕

第二百七十八條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十條の四第一項第四号及び第九十二條の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第九十九條の二から第九十九條の九までの規定及び第九十九條の十から第一百條の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔競馬法の一部改正〕

第二百七十九條 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の二十一第一項第ニ号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一條中「一」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「たかめ」を「高め」に改める。

第三十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三條の二及び第三十三條の四第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め

る。

第二十二條の五から第二十二條の七までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔水産業協同組合法の一部改正〕

第二百八十条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の四第一項第四号及び第百十八條第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第百二十八條の二から第百二十九條の二までの規定、第百二十九條の五から第百二十九條の七までの規定及び第百三十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔獣医師法の一部改正〕

第二百八十一條 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「一」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔土地改良法の一部改正〕

第二百八十二條 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十七條及び第百三十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十條第一項中「本条」を「この条」に、「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「うけて」を「受けて」に、「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百四十條第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

〔家畜商法の一部改正〕

第二百八十三條 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四條第ニ号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十一條中「一」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「基つて」を「基つて」に改める。

第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(漁業法の一部改正)

第二百八十四条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百九条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百三十八条第四項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百八十九条から第一百九十一条までの規定、第九十三号及び第九十四号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(森林病虫害等防除法の一部改正)

第一百八十五条 森林病虫害等防除法(昭和十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条中「」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第一百八十六条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「各号」を削る。

第五十六條及び第五十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第一百八十七条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の六第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三條から第六十五條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(森林法の一部改正)

第一百八十八條 森林法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一百九十七條及び第九十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「牙保」を「牙保」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二條第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第一百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一一条中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第一百八十九條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「漏せつ」を「漏せつ」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一條から第四十三條までの規定、第四十五條及び第四十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第一百九十条 日本中央競馬会法(昭和十九年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第八條の七第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七條第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第二十八條中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(家畜取引法の一部改正)

第一百九十一條 家畜取引法(昭和二十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第四号中「」を「いずれかに」に改める。

第二十二條中「」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「基いて」を「基ついて」に改める。

(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正)

第一百九十二條 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法に」を「同法に」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第一百九十三條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十二條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十二條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十二條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第九十二條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

る。

第十九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十三条の三第一項及び第二項、第二百三十四条、第二百三十四条の三、第二百三十五条第一項、第二百三十六条並びに第二百三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第二百九十四条 森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四百一十條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

(流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十五条 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「に」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第二百九十六条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八條及び第二十九條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)

第二百九十七条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二條中「に」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二百九十八条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の四第五号及び第九十五條の六第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八條第一項、第九十八條の二から第九十九條の二の二までの規定、第九十九條の二の四及び第九十九條の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

第二百九十九条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法に」を「同法に」に改める。

第十一章 経済産業省関係

(自転車競技法の一部改正)

第二條 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第五号口及び第三十八條第一項第五号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六條及び第五十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十條中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第六十二條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四條から第六十七條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鉱山保安法等の一部改正)

第二百一十條 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第六十條及び第六十一條

二 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第七十八條

三 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第百一十八号)第六十九條の六第一項及び第二項、第六十九條の七第一項、第七十條第一項、第七十條の二並びに第七十一條

四 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第七十九條

五 鉱業法(昭和二十五年法律第百八十九号)第四百四十七條第一項、第四百四十八條及び第四百四十九條

- 六 信用保証協合法（昭和二十八年法律第九十六号）第五十四条及び第五十五条
- 七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第九十九條第一項及び第二項並びに第九十四條から第九十八條まで
- 八 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二十七条
- 九 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第九十号）第二十九條第一項及び第三十條
- 十 特許法（昭和三十四年法律第一〇二号）第九十六條から第九十八條まで、第九十九條第一項、第二項、第三項及び第三十條の三第二項
- 十一 実用新案法（昭和三十四年法律第一〇二号）第五十六條から第五十八條まで、第五十九條第一項、第六十條及び第六十條の二第二項
- 十二 意匠法（昭和三十四年法律第一〇五号）第六十九條から第七十一條まで、第七十二條第二項、第七十三條及び第七十三條の二第一項
- 十三 商標法（昭和三十四年法律第一〇七号）第七十八條から第八十條まで、第八十一條第一項及び第八十二條の二第一項
- 十四 電気工事法（昭和三十五年法律第三十九号）第十三條から第十四條まで
- 十五 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四十七号）第二十條及び第二十一條
- 十六 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）第四十條
- 十七 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第十五條の二及び第十五條の三
- 十八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十八條
- 十九 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八八号）附則第四条第一項
- 二十 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第五十七條から第五十九條まで
- 二十一 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四十五條及び第四十六條
- 二十二 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十四條及び第二十五条

- 二十三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十二條及び第七十三條
- 二十四 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七條及び第三十一條
- 二十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條まで
- 二十六 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十二年法律第五十二号）第二十六條
- 二十七 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十二條及び第四十三條
- 二十八 計量法（平成四年法律第五十一号）第七十條から第七十二條まで
- 二十九 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二十一條第一項から第三項まで
- 三十 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二〇二号）第十四條
- 三十一 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二〇三号）第十四條
- 三十二 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）第八十七條及び第八十八條
- 三十三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第三十四條
- 三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第三十五條
- 三十五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第三十三條
- 三十六 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第十八條
- 三十七 工業標準化法の二部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）附則第七條第七項
- 三十八 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四十三号）第三十四條
- 三十九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第二十四條第二項及び第三項並びに第二十八條第三項及び第三項

四十一 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二十一條第一項、第二十二條、第二十四條及び附則第三條第一項

四十二 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第三十七條

四十三 株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第三十九條第一項、第四十條第一項及び第四十二條

四十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百五十一條第一項、第一百五十二條第一項及び第一百五十四條

四十五 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十八條

四十六 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第三十一條及び第三十二條

（中小企業等協同組合法の一部改正）
第二十二條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九條の四第一項第四号及び第六十九條の第二項第四号ハ中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第一百十一條第一項及び第二項、第一百十二條の二から第一百十二條の三までの規定、第一百十三條の四の二、第一百十四條の九、第一百十四條並びに第一百十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（火薬類取締法の一部改正）
第二百二條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第五十八條及び第五十九條中「一」に「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十九條の二及び第五十九條の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（小型自動車競走法の一部改正）
第二百四條 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第五号ロ及び第四十二條第一項第五号イ中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第六十六條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第六十八條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九條から第七十二條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）
第九十九條 商品先物取引法（昭和二十五年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第一号ハ中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「隠へいした」を「隠蔽した」に改める。

第三百五十八條及び第三百五十八條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百六十條から第三百六十八條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（探石法の一部改正）
第六十六條 探石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三條中「一」に「を、いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第二号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）
第七十七條 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第八十條及び第八十條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十條の三、中「一」に「を、いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空機製造事業法の一部改正）
第八十八條 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條の四「一」の各号の二を、次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「懲役の刑」を「拘禁

刑に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三号中「取酒」を「取酒し」に改め、同条第三号中「に」を「いずれかに」に改める。

第二十一条の二から第二十三条までの規定中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(輸出入取引法の一部改正)

第九九条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の二第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の三第一項中「口込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条から第四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商工会議所法の一部改正)

第一百十條 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「六箇月」を「六月」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第三項第三号中「禁煙」を「拘禁刑」に改める。

第十五条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第八項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第三号中「禁こ」を「拘禁刑」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第二百十條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の二第一項及び第二項並びに第三十一条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(工業用水法等の一部改正)

第二百十二條 次に掲げる法律の規定中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

工業用水法(昭和三十一年法律第四百六十六号)第三十八條

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百二十四号)第五十七條

三 電気工業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第三十六条及び第三十七條
四 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)第三十二条
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二百十三條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二百十三條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百一条中「隠へいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百一条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百一条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

第二百十四條 水洗炭業に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「雇いて」を「基づいて」に改める。

(工場立地法の一部改正)

第一百十五條 工場立地法(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一百十五條 工場立地法(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商工法及び中小企業等経営強化法の一部改正)

第二百十六條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

商工法(昭和十五年法律第八十九号)第三十二条第一項第四号

中小企業等経営強化法(平成十七年法律第十八号)第三十二条第一号

(技術研究組合法の一部改正)

第二百十七條 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百八十四条中「隠へいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百八十五条及び第一百八十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第百十八条 割賦販売法（昭和二十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第八号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条の二第二項第七号口、第三十五条の三の十一第一項第六号口、第三十五条の三の二十六第一項第五号口、第三十五条の三の二十六第一項第四号ハ、第三十五条の五第七号ハ及び第三十五条の十七の五第一項第五号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条、第四十九条の二第二項及び第五十条から第五十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三十条九条 商店街振興組合法（昭和二十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）

第百一十条 中小企業投資育成株式会社法（昭和二十八年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第百三十一条 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号及び第九十七条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百一十五条第一項及び第二項並びに第百一十六条から第百一十七条の六までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第二百一十二条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条及び第九十六条の二中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条の三及び第九十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「充てんした」を「充填した」に改める。

第九十八条の二中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「充てん」を「充填」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第百一十二条 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第二号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第二百一十四条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項及び第六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熱供給事業法の一部改正）

第二百一十五条 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百一十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正）

第百一十六条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（石油需給適正化法の一部改正）

第二百一十七条 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二十、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一、条中「一」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第二百十八、条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十二年法律第八十一号)の二部を次のように改正する。

第五十一、条第一項中「二」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十三、条中「一」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第二百十九、条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の二部を次のように改正する。

第四十四、条第一項中「一」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六、条中「一」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百二十、条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の二部を次のように改正する。

第六、条第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六、条から第四十八、条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第二百二十一、条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の二部を次のように改正する。

第三十八、条第一項中「充てんされ」を「充填され」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九、条第一項中「右期懲役」を「右期拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十、条及び第四十一、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十三、条及び第四十四、条中「一」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第九、条第一項中「二」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「二」に「を」を「いすれかに」に改める。

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)

第二百二十二、条 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)の二部を次のように改正する。

第二十二、条第一項及び第二十三、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五、条中「一」に「を」を「いすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第三、条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(アルコール事業法の一部改正)

第二百二十三、条 アルコール事業法(平成十二年法律第二十六号)の二部を次のように改正する。

第五、条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六、条第一項及び第四十七、条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第二百二十四、条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の二部を次のように改正する。

第八、条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十八、条、第七十九、条、第八十、条第一項及び第八十、条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第二百二十五、条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の二部を次のように改正する。

第六十二、条第一項第三号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第七十七、条及び第七十八、条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(日本アルコール産業株式会社法の一部改正)

第二百二十六条 日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正）

第二百七条 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第二百二十八条 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条の六第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八条第一項、第七十条から第七十二条までの規定、第七十三条第一項、第七十三條の二、第七十四条並びに附則第九十一条第三項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二百二十九条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条及び第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二百四十条 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第六十五条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四章 海上交通者関係

（砂防法の一部改正）

第二百四十一条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「二百以内」を「二百以下」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（船舶法等の一部改正）

第二百四十二条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十一条第一項、第二十二條ノ二、第二十三條及び第二十四条第一項

四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十九条及び第三十条ノ二

三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十八条第一項、第十九条、第十九条ノ二、第二十五条の六十

二、第二十五条の七十、第一項及び第二十五条の七十二第一項

四 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第五十一条及び第五十二条

五 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第四十一条

六 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第三十条及び第三十一条

七 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第五十二条及び第五十三条

八 国際觀光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第五十一条

九 水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十八条

十 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二十五条

十一 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四十九号）第二十條から第二十条の二まで

十二 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第三十五条及び第三十六条

十三 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律（昭和二十七年法律第三十五号）第二条

十四 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第三十三條及び第三十四條

十五 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第四十四條及び第四十五條

十六 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第六十四條

十七 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第八十六条の二から第八十七条まで

- 十八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十七条及び第五十八条
- 十九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十七条、第二十八条第一項、第二十九条及び第四十条
- 二十 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第三十七条
- 二十一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第五十五条第一項及び第二項並びに第九十六条から第九十八条まで
- 二十二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第五十四条及び第五十五条
- 二十三 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第六十六条及び第六十七条
- 二十四 上砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第十九条
- 二十五 海上交通安全法（昭和四十七年法律百十五号）第五十一条
- 二十六 都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）第七十六条及び第七十七条
- 二十七 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条
- 二十八 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）第八条
- 二十九 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十二年法律第四十二号）第九条第一項
- 三十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第十七条第一項及び第十八条第一項
- 三十一 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第七条
- 三十二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第五十条
- 三十三 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十七条
- 三十四 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）第十六条及び第十七条

- 三十五 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第二十九条
- 三十六 国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第百五十九号）第十九条
- 三十七 国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第百六十六号）第十六条
- 三十八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第百八号）第十六条
- 三十九 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第百四十四号）第十五条
- 四十 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第百五十五号）第十五条
- 四十一 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第百十八号）第十九条
- 四十二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三十八条及び第三十九条
- 四十三 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第五十二条
- 四十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第四十八条
- 四十五 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三十四条から第三十六条まで
- 四十六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百二十三条第一項から第三項まで及び第二百二十四条第一項
- 四十七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十九条
- 四十八 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第二十五条
- 四十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八十四条及び第八十五条
- 五十 景観法（平成十六年法律第百十号）第一百一条
- 五十一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第九条
- 五十二 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十三号）第三十二条並びに附則第十五条第一項及び第二項
- 五十三 モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第十一条第二項及び第三項
- 五十四 海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第七系第一項
- 五十五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第四十三条
- 五十六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第四十条及び

第四十一条

五十七 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）第十二条及び第十三条

五十八 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別

措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二十條の二

五十九 国際連合安全保障理事会決議第八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する

特別措置法（平成二十二年法律第四十二号）第十三条及び第十四条

六十 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十二年法

律第五十四号）第三十六条第一項及び第三十七条第一項

六十一 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十号）第九十九条及び第一百条

六十二 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第六十三條

六十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第四十条第一項、

第四十一条第一項及び第四十三條

六十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六十條

（水難救護法の一部改正）

第二百四十二條 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する、

第三十條中「五十円」を「一万円」に改める。

第三十二條中「一月以上」を削り、「懲禁禁二処シ、十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

第三十三條中「五十円以上五十万円」を「一万円」に改める。

第三十四條中「重禁刑」を「拘禁刑」に、「二十円以上二百円」を「一万円」に改める。

第三十五條ノ二中、附記押捺シタル者ハ二十四以上二百円を付記押捺シタル者ハ二万円に改める。

（鉄道営業法の一部改正）

第百四十四條 鉄道営業法（明治三十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條中「三十円」を「二万円」に改める。

第二十五條中「懲役又ハ五百円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

第百六條及び第百十八條中「二十円」を「一万円」に改める。

第百十九條、第百二十條、第百二十一條及び第百二十二條中「五十円」を「二万円」に改める。

第百二十三條中「二十円」を「一万円」に改める。

第百二十四條中「十円以下ノ」を削る。

第百二十六條第二項中「五十円」を「二万円」に改め、同條第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七條中「十円以下ノ」を削る。

第百二十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十九條中「三十円」を「二万円」に改める。

第百四十一條第二項中「百円」を「二万円」に改める。

（航海の制限等に関する件の一部改正）

第百四十五條 航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第五條中「懲役若ハ禁錮又ハ五千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

（船員法の一部改正）

第百四十六條 船員法（昭和二十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百二十條から第百二十四條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十五條中「」に「をいすれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條に次の一号を加える。

四 外国において遊蕩したとき。

第百二十八條の二を削り、第百二十八條の三を第百二十八條の二とする。

第百二十九條、第百三十條、第百三十一條の二及び第百三十二條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海上保安庁法の一部改正）

第百四十七條 海上保安庁法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同項第

二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、「払拭する」を「払拭する」に改める。

（船員職業安定法の一部改正）

第二百四十八条 船員職業安定法（昭和二十二年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号及び第五十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百十一条から第百十三号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設業法の一部改正）

第二百四十九条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号及び第十五条の四第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水先法の一部改正）

第二百五十条 水先法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海上運送法の一部改正）

第二百五十条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第四十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（測量法の一部改正）

第二百五十二条 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「同条同項各号の二」を「同項各号のいずれか」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条から第六十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（通訳案内士法の一部改正）

第百五十二条 通訳案内士法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第五十六条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第二百五十四条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の十九第二号、第七十七条の二十五の三第三号、第七十七条の三十七第二号、第七十七条の五十九第二号及び第八十条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第百条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築士法の一部改正）

第二百五十五条 建築士法（昭和二十五年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号、第八條第一号及び第十條の二十三第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七條から第三十九條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港湾法の一部改正）

第二百五十六条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三條の十一、第七條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項から第五項まで及び第十項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海事代理士法の一部改正）

第二百五十七条 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

第十八条中「五千円」を「一万円」に改める。

第十九条第一項中「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は一万円」に改める。

第二十条中「五千円」を「二万円」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第二百五十八条 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条、第十五条及び第三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第二百五十九条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条の十一 第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第二項第一号及び第七十九条の四第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条及び第九十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七条の二中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七条の三並びに第百条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第百六十条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号イ中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第百六条、第百六条の二、第百六条の三第一項及び第百六条の四から第百八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第百六十一條 土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条及び第百四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(モーターボート競走法の一部改正)

第百六十二條 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四條第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条から第六十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十一条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第百六十三條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号、第十八條第一項第六号及び第九十二条第七号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(道路法の一部改正)

第百六十四條 道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の四十七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九條、第百條第一項及び第百二條から第百三條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第百六十五條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(航空法の一部改正)

第百六十六條 航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百一条第一項第五号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十三條から第百四十四條までの規定、第百四十八條の三から第百四十九條の二までの規定、第百五十一條、第百五十二條、第百五十五條、第百五十六條、第百五十七條の二、第百五十七條の四から第百五十七條の八までの規定並びに附則第七條及び第八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(旅行業法の一部改正)

第二百六十七条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条から第七十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第二百六十八条 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第二百六十九条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「き損した」を「毀損した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十条中「免かれる」を「免れる」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第二百七十条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七條第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十八條第一項及び第二百七十八條の二から第四百四十條までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(寄港法及び船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二百七十一條 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

寄港法(昭和三十一年法律第八十号)第十五條第二項第二号

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第七條第一項第四号

(海岸法の一部改正)

第二百七十二條 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第四十一條中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一

号中「に」を「いずれかに」に改める。

第四十二條中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一

号中「に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「立入り」を「立入り」に改め、同条第六号及び第七

号中「に」を「いずれかに」に改める。

(倉庫業法の一部改正)

第二百七十三條 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第十五條の二第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十八條及び第二十八條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第二百七十四條 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十七條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に

「の懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十八條中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二百七十五條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十三條中「に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「立入り」を

「立入り」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二百七十六條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四條及び第四十五條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七條及び第四十七條の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第二百七十七條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改める。

（自動車ターミナル法の一部改正）

第二百七十八條 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第二百七十九條 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六條第三号及び第二十五條第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五條及び第五十六條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の一部改正）

第二百八十條 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和二十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「そのなご」を「扨なご」に改める。

第二條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第二百八十一條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和二十九年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十九條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改める。

（河川法の一部改正）

第二百八十二條 河川法（昭和二十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二條及び第二百三條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四條中「次の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号中「二」を「いずれかに」に改める。

第二百九條第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第二百八十三條 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第二百八十四條 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十九條中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第二百八十五條 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十八條第三項中「すくれた」を「優れた」に改め、同条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九條第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第九十條第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第二百八十六條 都市再開発法（昭和四十四年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二百四十一條第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百四十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条の二から第百四十二条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地価公示法の一部改正）

第百八十七条 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第七項中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「行つた」を「行つた」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第百八十八条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（タクシー業務適正化特別措置法の一部改正）

第百八十九条 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条から第五十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第百九十条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第三項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条の二第二項、第五十四条の三第一項、第五十四条の四及び第五十四条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第百九十一条 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第百九十二条 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「附された」を「付された」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び国会等の移転に関する法律の一部改正）

第百九十三条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十一条第四項

国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第十五条第六項

（運輸安全委員会設置法の一部改正）

第百九十四条 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（生産緑地法の一部改正）

第百九十五条 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第百九十六条 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「火災びん」を「火災瓶」に改める。

第六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第二百九十七条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第六項及び第七項中「一」を「いずれかに」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十八条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百十条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第一百十一条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百十二条及び第一百十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第二百九十九条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部改正)

第四百条 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条から第十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鉄道事業法の一部改正)

第四百一条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条から第六十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(貨物利用運送事業法の一部改正)

第四百二条 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項第一号及び第三十八条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十条から第六十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第四百三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七十条から第七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第四百四條 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六十条第五号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七條から第八十条までの規定及び第八十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第四百五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百十二条第一項、第一百十四条第一項及び第二項並びに第一百十五条から第一百十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第四百六条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第四百七条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第一百条第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百三条及び第一百四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第四百八条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号、第四十七条第五号及び第九十九条第一項第二号中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第一百六条、第一百七条第一項及び第一百八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第四百九条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号及び第二十九条第三号中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正)

第四百十条 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京地下鉄株式会社法の一部改正)

第四百一条 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)

第四百十二条 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正)

第四百十三条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条第一項、第五十七条及び第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高速道路株式会社法の一部改正)

第四百十四条 高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第四百十五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号及び第二十六条第三号中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)

第四百十六条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条、第十八条並びに附則第九条及び第一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第十六条第二項第四号中「禁罰」を「拘禁刑」に改める。

(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正)

第四百十七条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号下中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号又及び其中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正)

第四百十八条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(住宅宿泊事業法の一部改正)

第四百十九条 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号、第十五条第一項第四号及び第四十九条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条から第七十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部改正)

第四十条 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項第三号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条並びに附則第七条第二項、第二項、第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部改正)

第四百二十一条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十五章 環境省関係

(温泉法の一部改正)

第四百一十一条 温泉法(昭和二十三年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「ゆう出路」を「湧出路」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第四百一十二条 自然公園法(昭和二十二年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十条から第八十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正)

第四百一十四条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)第四十一条の四第三項、第七十六条の二第一項及び第七十七条から第七十八条の四まで

二 放射線同位元素等の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)第五十一条から第五十三条まで

三 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十九条

四 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第二十四条から第二十七条まで

五 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十三条及び第五十四條

六 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百一十号)第二十四條

七 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二十四條

八 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十九條から第六十二条まで

九 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四十四條

十 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二十八條

- 十一 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第二十九条及び第三十条
- 十二 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条
- 十三 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第三十七条
- 十四 国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第百十六号）第十五条
- 十五 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第一百三条
- 十六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二十一条及び第二十四条
- 十七 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六十五条及び第六十六条
- 十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十二条第一項及び第八十四条第一項
- 十九 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第二十一条
- 二十 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二十一条第一項及び第二十四条第一項
- 二十一 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十八条から第四十一条まで
- 二十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条及び第三十三条
- 二十三 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第三十七条から第三十九条まで
- 二十四 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十七条から第八十九条まで
- 二十五 水災病被害者の救済及び水保問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第三十八条及び第三十九条
- 二十六 平成二十二年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第六十

- 条第二項及び第六十一条
- 二十七 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第六十二条及び第六十一条
- （建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正）
- 第四百二十五条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。
- 第十七条中「一」を「一及び二」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- （大気汚染防止法の一部改正）
- 第四百二十六条 大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
- 第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第三十三条の「第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- （廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）
- 第四百十七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
- 第七条第九項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第二十五条第一項及び第二十六条から第二十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- （水質汚濁防止法の一部改正）
- 第四百二十八条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- （動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）
- 第四百二十九条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
- 第十二条第一項第五号の「中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項から第三項までの規定、第四十四条の二及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第四百三十条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の二部を次のように改正する。

第百十六條第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第四百二十二条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の二部を次のように改正する。

第三十二条の六第六項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十七条の二から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正)

第四百三十二条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)の二部を次のように改正する。

第二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「二」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正)

第四百三十三条 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第四百三十四条 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第百八号)の二部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「有期懲役」を「右期拘禁刑」に改める。

第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第四百三十五条 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条第一項中「第四條第一項第十号」を「第四條第一項第十一号」に改める。

第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六章 防衛省関係

(防衛省の職員給与等に関する法律の一部改正)

第四百三十六条 防衛省の職員給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の七第一項、第十七条の八第一項第一号及び第四項第二号、第十七条の九の見出し及び同条第一項各号、第十七条の十の見出し及び同条第一項第一号並びに第二十七条の十三第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条及び第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第四百三十七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条中「一、第百三十八条の二」を削る。

第百十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「ほう助」を「幫助」に改める。

第百十八条の二及び第百十八条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第六十一条の規定に違反した者

第百十九条第一項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第百十九条の二を削る。

第百二十条第一項中「二」を「いづれかに」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幫助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第百二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十二条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の二部改正）

第四百三十八条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和十九年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第四百二十九条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項、第七十四条及び第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第四百四十条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三編 経過措置

第一章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第一二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第三十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第三十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）
第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
（人の資格に関する経過措置）
第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は有期禁錮に処せられた者とみなす。

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置

(新旧の刑の軽重)

第四百四十四条 懲役、禁錮、旧拘留及び旧禁錮等(以下「新刑法」という。)第九条に規定する主刑の軽重は、死刑、懲役、拘禁刑、禁錮、罰金、拘留、旧拘留及び旧禁錮の順序による。ただし、無期の拘禁刑又は禁錮と有期懲役とでは拘禁刑又は禁錮を重い刑とし、無期禁錮と有期拘禁刑とでは禁錮を重い刑とし、有期拘禁刑の長期が有期懲役の長期を超えるときは拘禁刑を重い刑とし、有期懲役の長期が有期の懲役又は拘禁刑の長期の二倍を超えるときは禁錮を重い刑とし、旧拘留の長期が拘留の長期の二倍を超えるときは旧拘留を重い刑とする。

(有期刑の加減の限度に関する経過措置)

第四百四十五条 新刑法第十四条の規定は、次に掲げる場合において、無期の懲役若しくは禁錮を減輕するときは、又は有期の懲役若しくは禁錮を加重し若しくは減輕するときに、適用する。この場合において、同条第一項中「無期拘禁刑」とあるのは、「無期の刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第○号)第二条の規定による改正前の第十四条に規定する懲役(以下「懲役」という。)」若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)」と、同条中「有期拘禁刑」とあるのは、「有期の懲役又は禁錮」とする。

併合罪として処断すべき罪に刑法等一部改正法の施行前に犯したものと施行後に犯したものがあるとき。

一 個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為に刑法等一部改正法の施行前のものと施行後のものがあるとき。

(拘留に関する経過措置)

第四百四十六条 新刑法第十六条第二項の規定は、刑法等一部改正法の施行後に犯した罪に係る拘留について、適用する。

(刑の執行猶予に関する経過措置)

第四百四十七条 新刑法第十五条、第二十六条から第二十六条の三まで、第二十七条の二、第二十七条の

四及び第二十七条の六並びに刑法第十五条の二、第二十七条の二及び第二十七条の五(業務使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十五年法律第五十七号)第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定は、懲役又は禁錮の全部の執行猶予の言渡し又は一部の執行猶予の言渡し及びこれらの取消し、当該取消しの場合における他の刑の執行猶予の言渡しの取消し並びに懲役又は禁錮の全部の執行猶予の言渡し又は一部の執行猶予の言渡しに係る猶予の期間中の保護観察についても、適用する。

2 当分の間、新刑法第二十五条、第二十六条、第二十六条の二(第三号に係る部分に限る。)、第二十六条の三、第二十七条の二第一項及び第三項、第二十七条の四並びに第二十七条の六(これらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。)(の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定(同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)

第二十五条第一項	拘禁刑又は	拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第○号)第二条の規定による改正前の第十四条に規定する懲役(以下「懲役」という。)
第二十五条第二項	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十六条各号	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十六条の二	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十六条の三	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十六条の四	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七条の二	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七条の三	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七条の四	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七条の五	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七条の六	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮

第二十七條の二第二項第一号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七條の二第二項第二号	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七條の二第二項第三号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七條の二第二項	拘禁刑が	拘禁刑、懲役又は禁錮が
第二十七條の四各号	刑に	拘禁刑、懲役若しくは禁錮の 刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七條の六	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮

(刑の執行猶予の猶予期間経過の効果に関する経過措置)

第四百四十八条 新刑法第二十七條第二項から第六項まで及び第二十七條の七第二項から第六項までの規定は、新刑法第二十五條又は第二十七條の(これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による刑の全部の執行猶予の言渡し又は刑の一部の執行猶予の言渡しが刑法等二部改正法の施行の日(以下「刑法等二部改正法施行日」という。)以後にされた場合について、適用する。

2 新刑法第二十七條第四項若しくは第五項の規定により同条第二項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消した場合又は新刑法第二十七條の七第四項若しくは第五項の規定により同条第二項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消した場合において、執行猶予中の他の懲役又は禁錮があるときにおける新刑法第二十七條第六項又は第二十七條の七第六項の規定の適用については、新刑法第二十七條第六項中、「についても」とあるのは「又は刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第二條の規定による改正前の第十二條に規定する懲役(以下「懲役」という。)若しくは同法第二條の規定による改正前の第十三條に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(いずれも第二項後段又は第二十七條の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。)(についても)」と、新刑法第二十七條の七第六項中「についても」とあるのは「又は懲役若しくは禁錮(いずれも第二十七條第二項後段又はこの条第三項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。)(についても)」とする。

(仮釈放の取消しに関する経過措置)

第四百四十九条 刑法第二十九條の規定は、懲役又は禁錮に係る仮釈放の処分の取消しについても、適用する。

2 当分の間、刑法第二十九條第一項(第四号を除き、前項の規定により適用する場合を含む。)の規定の

適用については、同条第一項第一号中「刑に」とあるのは「刑(刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第二條の規定による改正前の第十三條に規定する懲役(以下「懲役」という。)(及び同法第二條の規定による改正前の第十三條に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(を含む。)(二)と、同項第二号及び第三号中「刑に」とあるのは「刑(懲役及び禁錮を含む。)(二)」とする。

(刑の消滅に関する経過措置)

第四百五十条 新刑法第二十四條の二第一項の規定は、懲役、禁錮及び旧拘留に係る刑の消滅についても、適用する。

2 当分の間、新刑法第二十四條の二第二項(前項の規定により適用する場合を含む。)(及び刑法第二十四條の二第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法又は刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新刑法第二十四條の二第二項	以上の刑の	以上の刑若しくは刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第二條の規定による改正前の第十三條に規定する懲役(以下「懲役」という。)(若しくは同法第二條の規定による改正前の第十三條に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(
刑に	刑に	刑(懲役及び禁錮を含む。)(に
以下の刑	以下の刑	以下の刑(同法第二條の規定による改正前の第十六條に規定する拘留を含む。)(
刑法第二十四條の二第二項	刑に	刑(懲役及び禁錮を含む。)(に

(併合罪に係る規定の適用に関する経過措置)

第四百五十一條 新刑法第四十五條の規定は、確定裁判を経していない二個以上の罪がある場合において、そ

これらの罪に刑法等一部改正法の施行前に犯したものと施行後に犯したものとがあるときにも、適用する。この場合において、懲役又は禁錮に処する確定裁判があったときにおける同条後段の規定の適用については、同条後段中「刑に」とあるのは、「刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇号）」の規定による改正前の第十二条に規定する懲役若しくは旧法第三十一条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮に」とする。

2 刑法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条並びに第五十二条第一項及び第二項（科料に係る部分を除く。）並びに新刑法第四十六条第二項及び第四十七条の規定は、第四百四十一条第一号に掲げる場合にも、適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる刑法又は新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

刑法第四十六条第一項	刑を
刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇号））	刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇号））
第十二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）	第十二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）
第十三条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）及び旧法第三十一条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留（以下、旧拘留」という。）を含む。）を	第十三条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）及び旧法第三十一条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留（以下、旧拘留」という。）を含む。）を
無期の拘禁刑、懲役又は禁錮	無期の拘禁刑、懲役又は禁錮
刑を	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）を
新刑法第四十七條	有期の拘禁刑、懲役又は禁錮
刑法第四十八條第一項	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）

刑法第五十一条第一項

拘留

拘留、旧拘留

刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）

（併合罪に係る二個以上の刑の執行に関する経過措置）

第四百五十二条 新刑法第五十一条の規定は、併合罪について二個以上の裁判があった場合において、それらのうちに懲役、禁錮又は旧拘留を言い渡したものがあつたときにおける刑の執行についても、適用する。この場合において、同条第一項ただし書中「刑を執行せず」とあるのは、「刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇号））第二十条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）」及び同法第三十一条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）及び同法第三十一条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）を含む。）を執行せず」と、「無期の拘禁刑」とあるのは「無期の拘禁刑、懲役又は禁錮」と、「刑を執行しない」とあるのは「刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）を執行しない」と、同条第二項中「有期の拘禁刑」とあるのは「有期の拘禁刑、懲役又は禁錮」とする。

（再犯に関する経過措置）

第四百五十二条 新刑法第五十六条及び第五十七条の規定は、第四百四十五条第二号に掲げる場合において、同号に規定する行為について有期懲役に処するときに於ける再犯加重についても、適用する。

2 当分の間、新刑法第五十六条及び第五十七条（これらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十六条第一項	拘禁刑に処せられた者	拘禁刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇号）
刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）
（以下「懲役」という。）に処せられた者（併合罪について処断された者であつて、その併合	（以下「懲役」という。）に処せられた者（併合罪について処断された者であつて、その併合	（以下「懲役」という。）に処せられた者（併合罪について処断された者であつて、その併合

<p>第九十八条第二項</p> <p>有期拘禁刑</p> <p>拘禁刑に減軽されて</p>	<p>「罪のうちに懲役に処すべき罪があったのに、その罪が最も重い罪でなかったため懲役に処せられなかったものを含む。」</p> <p>有期の拘禁刑又は懲役</p> <p>拘禁刑若しくは懲役に減軽されて</p>
<p>第五十七條</p> <p>有期拘禁刑</p> <p>拘禁刑</p>	<p>有期の拘禁刑又は懲役</p> <p>拘禁刑又は懲役</p>
<p>第四百五十四條</p> <p>新刑法第六十八條（第四号及び第六号を除く。）及び第七十條の規定は、第四百四十五條第二号に掲げる場合において、死刑（刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪により処せられるものに限る。）、懲役、禁錮又は旧拘留を減軽すべき一箇又は二箇以上の事由があるときにおける法律上の減軽についても、適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>無期の懲役又は禁錮</p> <p>有期の懲役又は禁錮</p>
<p>第六十八條第一号</p> <p>無期又は十年以上の拘禁刑</p>	<p>無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第...号）</p> <p>第二條の規定による改正前の第十一條に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第三條の規定による改正前の第十一條に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は十年以上の懲役若しくは禁錮</p>
<p>第六十八條第二号</p> <p>無期拘禁刑</p> <p>有期拘禁刑</p>	<p>無期の懲役又は禁錮</p> <p>有期の懲役又は禁錮</p>
	<p>有期の懲役又は禁錮</p>

第六十八條第二号 有期拘禁刑 有期の懲役又は禁錮

第六十八條第五号 拘留 刑法等の一部を改正する法律第二條の規定による改正前の第十六條に規定する拘留（第七十條において、旧拘留」という。）

第七十條 拘禁刑又は拘留 懲役、禁錮又は旧拘留

（酌量減軽の方法に関する経過措置）

第四百五十五條 第四百四十五條各号に掲げる場合において、死刑（刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪により処せられるものに限る。）、懲役、禁錮又は旧拘留の酌量減軽をするときは、前條の規定により読み替えて適用する新刑法第六十八條（第四号及び第六号を除く。）及び第七十條の例による。

（犯人検査等に関する経過措置）

第四百五十六條 懲役又は禁錮に当たる罪を犯した者を減軽し、又は隠蔽させた者に係る新刑法第一百三條の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪を犯した者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪を犯した者とみなす。

（平成十六年一部改正法の施行前にした行為等に係る併合罪の処理に関する経過措置）

第四百五十七條 併合罪として処断すべき罪に刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号。以下この項及び第三項において「平成十六年一部改正法」という。）の施行前に犯したものと刑法等一部改正法の施行後に犯したものとがある場合において、第四百五十一條第三項の規定により読み替えて適用する新刑法第四十七條の規定により併合罪として有期の拘禁刑、懲役又は禁錮の加重をするときは、平成十六年一部改正法附則第四條の規定及び第四百四十五條の規定にかかわらず、平成十六年一部改正法第三條の規定による改正前の刑法（次項において、平成十六年旧刑法」という。）第十四條の規定を適用する。ただし、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四條第三項の規定を適用して処断することとした場合の刑が、この項本文の場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもって処断する。

2 前項本文の場合において、有期拘禁刑を加重するときにおける平成十六年旧刑法第十四條の規定の適用については、同条中「有期の懲役又は禁錮」とあるのは、有期の刑法等の一部を改正する法律（令和四

準法律第 号) 第二條の規定による改正後の第十二條に規定する「拘禁刑」とする。

3 第一項ただし書の場合において、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四條第二項の規定を適用して処断することとするときにおける同項の規定の適用については、同項中「有期拘禁刑」とあるのは、「有期の拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 第二條の規定による改正前の第十二條に規定する懲役又は同法第三條の規定による改正前の第十三條に規定する禁錮」とする。

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置

第四百五十八條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る罪の事件に関しては、刑法等一部改正法第三條の規定による改正後の刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百二十一号) 以下「新刑事訴訟法」という。) 第三十七條の五の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件とみなし、刑事訴訟法第六十條第三項及び新刑事訴訟法第二百八十五條第一項の規定の適用については、旧拘留に当たる事件は拘留に当たる事件とみなし、同條第三項の規定の適用については、有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなし、新刑事訴訟法第二百八十九條第一項、第二百九十一條の二ただし書及び第二百五十條の十六第一項ただし書の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件と、有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなす。

2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る罪に関しては、新刑事訴訟法第八十九條(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百十條第一項及び第二百一十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、同條第三項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなし、刑事訴訟法第九十九條第一項及び第二百十七條の規定の適用については、旧拘留に当たる罪は拘留に当たる罪とみなし、新刑事訴訟法第二百一十條第一項(第三号に係る部分を除く。)、及び第二項(第一号に係る部分を除く。)) の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪と、旧拘留

に当たる罪は拘留に当たる罪とみなす。

3 懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者に係る新刑事訴訟法第八十九條(第一号に係る部分に限る。)) の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者はそれぞれ有期拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者とみなす。

4 懲役又は禁錮に処する判決に関しては、新刑事訴訟法第二百四十二條及び第二百四十四條の規定の適用については、懲役又は禁錮に処する判決はそれぞれ拘禁刑に処する判決とみなし、新刑事訴訟法第二百六十條の二の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処する判決はそれぞれ無期拘禁刑に処する判決とみなす。

5 当分の間、新刑事訴訟法第二百五十條の二第二項に規定する特定犯罪に係る新刑事訴訟法の規定の適用については、同項中「無期拘禁刑」とあるのは、「無期の拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 第二條の規定による改正前の刑法(以下この項において「旧刑法」という。)) 第十三條に規定する懲役若しくは旧刑法第十三條に規定する禁錮」とする。

6 判決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合における新刑事訴訟法第二百五十條の二十九の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しは、それぞれ拘禁刑の言渡しとみなす。

7 懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る新刑事訴訟法第四十條、第四百八十二條、第四百八十四條、第四百八十五條及び第四百八十六條第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の言渡しは拘留の言渡しとみなす。

第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置
(受刑者に関する経過措置)

第四百五十九條 当分の間、刑法等一部改正法第五條の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号) 以下この節において「新刑事収容施設法」という。)) 第一條第四号の受刑者には、懲役の刑(第五十二條の規定による改正前の国際受刑者移送法(以下「国際受刑者移送法」という。)) 第十六條第一項第一号の共助刑を含む。) の執行のため拘留されている者(以下「懲役受刑者」という。))、禁錮の刑(同項第二号の共助刑を含む。)) の執行のため拘留されている者

(以下「禁錮受刑者」という。)及び旧拘留の刑の執行のため拘留されている者(以下この節において「旧拘留受刑者」という。)を含むものとする。

(懲役受刑者の作業に関する経過措置)

第四百六十条 懲役受刑者の作業については、新刑事収容施設法第九十二条及び第九十五条第一項の規定は適用せず、刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下この節において「旧刑事収容施設法」という。)第九十二条及び第九十五条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(禁錮受刑者及び旧拘留受刑者の作業に関する経過措置)

第四百六十一条 禁錮受刑者及び旧拘留受刑者の作業については、新刑事収容施設法第九十二条の規定は適用せず、旧刑事収容施設法第九十二条の規定は、なおその効力を有する。

(懲罰に関する経過措置)

第四百六十二条 禁錮受刑者及び旧拘留受刑者に科する懲罰については、新刑事収容施設法第五百十一条第一項及び第二項の規定は適用せず、旧刑事収容施設法第五百十一条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

(新刑事収容施設法の適用関係)

第四百六十三条 当分の間、次の表の上欄に掲げる新刑事収容施設法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一号	拘禁刑又は拘留
拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号、以下「刑法等一部改正法」という。)	拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号、以下「刑法等一部改正法」という。)
正法」という。)	正法」という。)
による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号、以下「旧刑法」という。)	による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号、以下「旧刑法」という。)
する懲役(以下「懲役」という。)	する懲役(以下「懲役」という。)
う。)	う。)

第四十条第三号

拘禁刑受刑者及び拘留受刑者

する禁錮(以下「禁錮」という。)

拘禁刑受刑者、拘留受刑者、懲役受刑者(懲役の刑(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第一号、以下「整理法」という。)

第九十二条又は整理法第四百六十一条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第

第四十条第一項

第九十二条

第九十二条又は整理法第四百六十一条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第

第九十二条又は整理法第四百六十一条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第

第十五条第一項第一号

拘禁刑又は拘留

五条の規定による改正前の第九十二條若しくは第九十三條

旧拘留

第七十四條第一項第九号

第九十三條

第九十三條若しくは整理法第四百六十條若しくは第四百六十一條の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正

法第五條の規定による改正前の第九十一條若しくは第九十二條

第八十四條第一項及び第二項

第九十二條

第九十二條又は整理法第四百六十條若しくは第四百六十一條の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第五條の規定による改正前の第九十二條若しくは第九十三條

少年法第五十八條若しくは

第九十六條第一項及び第九十六條

少年法第五十八條又は

拘禁刑受刑者

拘禁刑受刑者又は整理法第四百四十一條の規定によりなお従前の例によることとされる旧刑法

第二十八條、整理法第四百九十一條第八項の規定により読み替えて適用される刑法第二十八條、整理法第四百七十七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整理法第十四

條、整理法第四百七十七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整理法第十四

條の規定による改正前の少年法第五十八條若しくは整理法第四百九十一條第七項の規定により

適用される凶器受刑者移送法第二十二條の規定により仮釈放を

許すことができる期間を経過し

た懲役受刑者若しくは禁錮受刑者

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過措置

(遵守事項及び指導監督に関する経過措置)

第四百六十四條 刑法等一部改正法第六條の規定による改正後の更生保護法(平成十九年法律第八十八号、以下、第○号改正後更生保護法、という。)第五十條第一項(第二号ハに係る部分に限る。)、第五十

條第二項(第七号に係る部分に限る。)、及び第五十七條第一項(第四号に係る部分に限る。)、の規定は、次に掲げる者に対する保護観察については、適用しない。

一 刑法等一部改正法第六條の規定の施行前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者

イ 少年法第二十四條第一項第一号又は第六十四條第一項第一号若しくは第二号の保護処分決定

ロ 少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ 仮釈放を許す旨の決定

二 刑法第十九條の第一項若しくは第二十七條の第三項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

一 刑法等一部改正法第六條の規定の施行前に刑法第二十七條の第三項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた後、刑法等一部改正法附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日(以下、刑法等一部改正法第二号施行日、という。)から新刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始の時までに前号ハの決定を受け、同決定により保護観察に付されている者

2 刑法等一部改正法第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項第一号中「新刑法第二十七条の二」とあるのは、「刑法第二十七条の二」とする。

(仮解除及び仮解除の取消しに関する経過措置)

第四百六十五条 刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第二項若しくは第二十七条の二第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四十四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた保護観察付執行猶予者に対する刑法第二十五条の二第三項又は第二十七条の二第三項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による保護観察を仮に解除する処分については、刑法等一部改正法第六条の規定による改正前の更生保護法(以下この条において「第二号改正前更生保護法」という。)第八十一条第一項の規定により保護観察所の長がした申出であつて地方更生保護委員会が同項の規定をしていないものは、刑法等一部改正法第六条の規定の施行後は、当該申出がされていないものとみなして、第二号改正後更生保護法第八十一条第一項の規定を適用する。

2 刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の二第三項の規定による保護観察を仮に解除する処分を受けた保護観察付執行猶予者の当該処分の取消しについては、第二号改正前更生保護法第八十一条第五項の規定により保護観察所の長がした申出であつて地方更生保護委員会が同項の規定をしていないものは、刑法等一部改正法第六条の規定の施行後は、当該申出がされていないものとみなして、第二号改正後更生保護法第八十一条第五項の規定を適用する。

3 刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の二第二項の規定による保護観察を仮に解除する処分を受けた保護観察付執行猶予者に対する第二号改正前更生保護法第八十一条第五項の規定による当該処分の取消しに係る審査請求については、なお従前の例による。

(再保護観察付執行猶予者に関する特則に関する経過措置)

第四百六十六条 刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付され、その期間中であつて刑法等一部改正法の施行後に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者について、更生保護法第五十二条第五項又は第六項の規定により、第二号改正後更生保護法第五十一条第二号第七号に規定する援助を受けることを特別遵守事項として定める場合においては、刑法等一部改正法第七条の規定による改正後の更生保護法(以下「新更生保護法」という。)第八十

条の四第二項の規定は、適用しない。

(刑事施設の長又は少年院の長の通告、申出又は遵守事項の通知に関する経過措置)

第四百六十七条 懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のために刑事施設又は少年院に収容されている者に係る新更生保護法第三十二条、第三十四条、第五十四条第二項及び第五十五条第二項の規定の適用については、新更生保護法第三十二条中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二十号)第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する懲役(以下「懲役」という。))又は同法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。))の刑」と、新更生保護法第三十四条第一項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」と、同条第二項中「拘留」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律第二十条の規定による改正前の刑法第十六条に規定する拘留」と、新更生保護法第五十四条第二項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役若しくは禁錮の刑」と、「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」と、新更生保護法第五十五条第二項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役若しくは禁錮の刑」とする。

(更生緊急保護等に関する経過措置)

第四百六十八条 新更生保護法第五章及び第八十八条の二の規定の適用については、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行を終わった者は新更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者と、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行の免除を得た者は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者(その裁判が確定するまでの者を除く。)は同項第四号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わったものは同項第五号に掲げる者とみなす。

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置

(更生保護事業を行う者の認可等に関する経過措置)

第四百六十九条 刑法等一部改正法第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の更生保護事業法(平成七年法律第八十六号。以下この条において「第二号改正前更生保護事業法」という。)第四十五条の継続保護事業の認可を受けている者は、刑法等一部改正法第八条の規定による改正後の更生保護事業法(以下この条において「第二号改正後更生保護事業法」という。)第四十五条の宿泊型保護事業の認可を

受けたものとみなす。

2 刑法等一部改正法第八条の規定の施行の際現に第二号改正前更生保護事業法第四十七条の二の一時保護事業又は連絡助成事業の届出をしている者は、それぞれ第二号改正後更生保護事業法第四十七条の二の通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業の届出をしたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、刑法等一部改正法第八条の規定の施行前に第二号改正前更生保護事業法の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続で第二号改正後更生保護事業法に相当の規定があるものは、第二号改正後更生保護事業法の相当の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四百七十条 刑法等一部改正法第八条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(更生保護事業の対象者に関する経過措置)

第四百七十一条 更生保護事業の対象者については、懲役、禁錮又は旧拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者は刑法等一部改正法第九条の規定による改正後の更生保護事業法(以下この条において「新更生保護事業法」という。)第二条第二項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者(保護観察に付されている者を除く。)(は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者(保護観察に付されている者を除く。)(は同項第四号に掲げる者と、旧国際受刑者移送法第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは旧国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は旧国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される刑法等一部改正法第三条の規定による改正前の刑事訴訟法第四百八十条若しくは第四百八十一条の規定によりその執行を停止されている者は新更生保護事業法第二条第一項第十号に掲げる者とみなす。

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十一条 当分の間、刑法等一部改正法第十条の規定による改正後の少年院法(平成二十六年法律第五十八号、次項において「新少年院法」という。)第二条第三号の受刑在院者には、第四百七十七条第四

項の規定によりなお従前の例によることとされる第十四条の規定による改正前の少年法(以下「旧少年法」という。)(第五十六条第三項の規定による懲役又は禁錮の刑の執行を受けるため少年院に收容されている者及び第四百九十一条第八項の規定によりみなして適用される第十四条の規定による改正後の少年法(以下「新少年法」という。)(第五十六条第三項の規定により旧国際受刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑の執行を受けるため少年院に收容されている者を含むものとする。

2 当分の間、次の表の上欄に掲げる新少年院法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号第一号 次条第一項第四号及び第四百四十(又は刑法等の)部を改正する(一条第一項ただし書において同法律(令和四年法律第

号)第一条の規定による改正前

の刑法(明治四十年法律第四十

五号、以下「旧刑法」とい

う。)(第十二条に規定する懲役

若しくは旧刑法第十三条に規定

する禁錮の刑(刑法等の)一部を

改正する法律の施行に伴う関係

法律の整理等に関する法律(令

和四年法律第 号、以下

「整理法」という。)(第五十二

条の規定による改正前の国際受

刑者移送法第十六条第一項各号

第四号第一項第四号及び第四百四

拘留禁刑

等、という。)

拘留禁刑等

十一、条第一項

第四十条第一項及び第四十五条 又は国際受刑者移送法第三十二
第一項 条 若しくは国際受刑者移送法第二
十、条又は整理法第四百十一
条の規定によりなお従前の例に
よることとされる旧刑法第二十
八条、整理法第四百九十一、条第
八項の規定により読み替えて適
用される刑法第三十八、条、整理
法第四百七十七、条第四項の規定
によりなお従前の例によること
とされる整理法第十四、条の規定
による改正前の少年法第五十八
条若しくは整理法第四百九十、
条第七項の規定により適用され
る国際受刑者移送法第二十二、条

法第十一、条二規定スル懲役以下ノ刑ノ」とする。
〔裁判所法の一部改正に伴う経過措置〕
第四百七十五、条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る裁判所法第十四、条（第二、号に係る部分に
限る。）及び第三十三、条第一、項（第二、号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧拘留に当たる
罪は、拘留に当たる罪とみなす。
2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九、条の規定による改正後の裁判所法第二十六、条第二、項
（第二、号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期
拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期
を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。
3 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る刑をもって処断すべき事件における簡易裁判所が科する
ことのできる刑については、なお従前の例による。
〔検察審査会法の一部改正に伴う経過措置〕
第四百七十六、条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第十三、条の規定による改正後の検察審査会
法第十七、条第一、項（第二、号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪につ
き起訴された者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪につき起訴された者とみなす。
〔少年法の一部改正に伴う経過措置〕
第四百七十七、条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新少年法第六、条の六第一、項（第一、号に係
る部分に限る。）第十七、条第四、項ただし書、第二十、条第一、項、第二十二、条の二第一、項及び第六十二、条第
二、項（第二、号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ
無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び
短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。
2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る少年法第四十一、条及び第六十四、条第一、項ただし書の規定
の適用については、旧拘留に当たる犯罪は、拘留に当たる犯罪とみなす。
3 刑法等一部改正法等の施行前に罪を犯した少年（少年法第二、条第一、項に規定する少年をいう。次項にお
いて同じ。）に対して死刑、懲役又は禁錮をもって処断すべき場合における刑の適用については、なお従
前の例による。

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十三、条 当分の間、刑法等一部改正法第十二、条の規定による改正後の少年鑑別所法（平成二十六年
法律第五十九、号。次項において「新少年鑑別所法」という。）第十七、条第一、項第二、号に掲げる者には、懲
役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

2 当分の間、新少年鑑別所法第十七、条第一、項第四、号に掲げる者には、第四百九十一、条第八、項の規定により
みなして適用される更生保護法第四十、条の規定により保護観察に付されている者を含むものとする。

第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置

（盗犯等の防止及び処分に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十四、条 懲役の執行を受け又はその執行の免除を得た者に対し刑を科すべき場合における第七、条の
規定による改正後の盗犯等の防止及び処分に關する法律第三、条の規定の適用については、同条中「刑ノ」
とあるのは、一刑若ハ六月ノ刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 一 号）二依ル改正前ノ刑

4 懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた少年に対する刑の執行又は少年のとき懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた者に係る仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、なお従前の例による。

5 旧少年法第五十六條第一項（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により刑の執行を受けた者に対する刑の執行の継続については、なお従前の例による。

6 保護処分の継続中、懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑が確定したとき又は懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときにおける刑の執行については、なお従前の例による。

（刑事補償法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十八條 懲役、禁錮又は旧拘留の執行を受けた者であつて、この法律の施行前に上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手續において無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けたものに係る補償については、なお従前の例による。

2 懲役、禁錮又は旧拘留の執行を受けた者（前項に規定する者を除く。）に係る補償については、第十八條の規定による改正前の刑事補償法第四條第一項及び第二十七條の規定は、なおその効力を有する。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十九條 懲役又は禁錮に処せられた者に係る第二十一條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下この条において「新入管法」という。）第五條第一項（第四号に係る部分に限る。）、第十四條（第四号へ、ト及びリ、第四号の二並びに第四号の四に係る部分に限る。）、第二十四條の三（第二号に係る部分に限る。）、第二十五條の二第一項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一條の二の二第一項（第四号に係る部分に限る。）、第六十一條の二の四第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

2 新入管法第五條第一項（第九号の二に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者は、それぞれ拘禁刑に処する判決の宣告を受けた者とみなす。

3 懲役又は禁錮に当たる罪につき許追されている者又は逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者に係る新入管法第二十五條の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる

罪はそれぞれの罪について定められた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十一條 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十二條の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第二十二條の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定められた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十二條 引渡犯罪（逃亡犯罪人引渡法第一條第三項に規定する引渡犯罪をいう。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるときは、第六十六條の規定による改正後の逃亡犯罪人引渡法第二條（第四号に係る部分に限り、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第七十四條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれ無期拘禁刑に処すべき罪に当たるものと、有期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれその罪について定められた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に処すべき罪に当たるものとみなす。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の表施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十三條 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十七條の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第二條第二項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定められた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十三条 刑法等の一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十八
条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第一
条第三項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、
有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁
刑に当たる罪とみなす。

〔完春防止法の一部改正に伴う経過措置〕

第四百八十四条 第二十九条の規定による改正後の完春防止法第二十六条第三項において準用する第二号改
正後更生保護法第五十条第一項（第二号ハに係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第七号に係る部分
に限る。）及び第五十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、第二十九条の規定の施行前に
婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護
観察については、適用しない。

2 第二十条の規定による改正前の完春防止法（以下この項において「旧完春防止法」という。）第五十五条の
罪を犯した者に係る旧完春防止法第十六条の規定による刑の執行猶予の特例及び旧完春防止法第三章に規
定する補導処分に関する事項については、なお従前の例による。

3 第一項の規定は、第二十条の規定による改正後の完春防止法第二十六条第二項において準用する新更生
保護法第五十条第一項（第一号ハに係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第七号に係る部分に限
る。）及び第五十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定について準用する。

〔国際捜査共助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第四百八十五条 当分の間、第二十八条の規定による改正後の国際捜査共助等に関する法律第十九条第一項
に規定する国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとす
る。

〔刑事確定訴訟記録法の一部改正に伴う経過措置〕

第四百八十六条 懲役、禁錮又は旧拘留に処する確定裁判及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る無
罪、免許、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書並びに懲役、禁錮又は旧拘留に処する裁判により終
結した被告事件及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る刑の免除、無罪、免許、公訴棄却又は管轄違
いの裁判により終結した被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間に係る第四十条の規定による改正後

の刑事確定訴訟記録法別表の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ無期拘
禁刑に処する裁判と、有期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処する
裁判と、旧拘留に処する裁判は拘留に処する裁判と、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁
刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ有期拘禁刑に当たる罪と、旧拘留に当たる罪
は拘留に当たる罪とみなす。

〔日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴う
経過措置〕

第四百八十七条 懲役又は禁錮に処せられた者に対する退去強制に係る第四十一条の規定による改正後の日
本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十一条第一項の規
定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期
の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

〔法務省設置法の一部改正に伴う経過措置〕

第四百八十八条 当分の間、第四十四条の規定による改正後の法務省設置法（次項において「新設置法」と
いう。）第九条第一項第二号に規定する拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘留される者には、懲役、禁錮
又は旧拘留の刑の執行のため拘留される者を含むものとする。

2 当分の間、新設置法第十条第一号に規定する少年院において拘禁刑の執行を受ける者には、旧少
年法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとす
る。

〔組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第四百八十九条 当分の間、第四十五条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律（以下この条において「新組織的犯罪処罰法」という。）第一条第三項第二号イ中「拘禁刑」
とあるのは、拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 一 号）第二条の規定によ
る改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号、以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下
「懲役」という。）若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑一と、新組織
的犯罪処罰法第二条第一号中「刑法（明治四十年法律第四十五号）」とあるのは、刑法」と、新組
織的犯罪処罰法別表第一第十号イ中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑若しくは懲役若しくは禁錮の刑」とす

る。

2 刑法等一部改正法等の施行前に計画をした犯罪を執行するための準備行為が刑法等一部改正法等の施行後に行われた場合における新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、その計画の時に無期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれ無期拘禁刑が定められている罪に当たる行為と、その計画の時に有期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

3 刑法等一部改正法等の施行前に懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為が行われた場合において、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的犯罪処罰法第七條第一項各号に掲げる行為が行われたときにおける同条の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為は、それぞれ拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した懲役又は禁錮の刑が定められている罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的犯罪処罰法第七條の二第一項に規定する行為が行われた場合における同条第一項及び第二項（いずれも第一項第一号及び第二号（別表第一第十号）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪はそれぞれ無期拘禁刑が定められている罪と、有期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪とみなす。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四十六條の規定による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三條第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十五條の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十一条 国際受刑者移送法第二條第九号の受入受刑者（以下この条において「受入受刑者」という。）であつて、第五十二條の規定の施行前に仮釈放を許されて保護観察に付されているもの（第八項において「第二号施行前仮釈放者」という。）に係る同条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一

條の規定の適用については、同条中「第五十條第一項、第五十一條」とあるのは「第五十條第一項（第二号）に係る部分を除く。」、第五十一條（第二項第七号に係る部分を除く。）」と、から第五十八條まで」とあるのは「第五十六條、第五十七條（第一項第四号に係る部分を除く。）」、第五十八條」とする。

2 受入受刑者であつて、この法律の施行前に国際受刑者移送法第十三條の命令がされたもの（以下この条において「旧受入受刑者」という。）に係る同法第三條第一号の執行については、第五十三條の規定による改正後の国際受刑者移送法（以下この条において「新国際受刑者移送法」という。）第十六條の規定は適用せず、旧国際受刑者移送法第十六條の規定は、なお効力を有する。

3 旧受入受刑者に係る国際受刑者移送法第三十九條の適用については、同条第一項中「第二十一條の規定による適用される刑法第二十八條」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第一号）第四百九十一条第八項の規定により適用される刑法第二十八條」とする。

4 旧受入受刑者であつて、この法律の施行後に刑事施設に拘留されているものについては、裁判の執行により拘禁された既決の者とみなして、新刑法第九十七條若しくは第九十八條又は第九十二條（第九十七條又は第九十八條の未遂罪に係る部分に限る。）の規定を適用する。

5 この法律の施行後に国際受刑者移送法第十三條の命令を発するため必要な受入受刑者の同意については、同法第六條の規定による確認として当該受入受刑者に行わせる新国際受刑者移送法第十六條の規定に関する事項を記載した書面への署名押印は、この法律の施行前においても行わせることができる。

6 当分の間、新国際受刑者移送法第五條第二号及び第四号の規定の適用については、同条第三号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一條の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二條に規定する懲役若しくは旧刑法第十三條に規定する禁錮の刑」と、同条第四号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑以上の刑若しくは旧刑法第十二條に規定する懲役若しくは旧刑法第十三條に規定する禁錮の刑」とする。

7 新国際受刑者移送法第一章及び第二章の規定（第十六條及び第二十一條の規定を除く。）は、旧受入受刑者についても適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新国際受刑者移送法の規定中同表の

中間に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二号

第二十一号の規定により適用される法律の一部分を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第...号、以下「整理法」とい

う。）第四百九十一条第八項の規定により適用される法律第...十八号

事由により当該外国刑の整理法第四百九十一条第二項の規定によりお効力を有することとされる整理法第五十二号の規定による改正前の第十六号第一項各号に掲げる区分又は

第二十六号第三項

事由により

事由により当該外国刑の整理法第四百九十一条第二項の規定によりお効力を有することとされる整理法第五十二号の規定による改正前の第十六号第一項各号に掲げる区分又は

事由により当該外国刑の整理法第四百九十一条第二項の規定によりお効力を有することとされる整理法第五十二号の規定による改正前の第十六号第一項各号に掲げる区分又は

第十七号

共助刑の期間

同条及び第十七号

当該区分に応じた共助刑の種類及び共助刑の期間

8 旧受人受刑者については拘禁刑に処せられた者と、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧国際受刑者移送法第十六号第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいすれも拘禁刑とみなして、刑法第二十二号、第二十四号、第二十九号、第三十一号及び第三十三号、新刑法第二十八号、第三十二号及び第三十四号第一項、刑事訴訟法第四百七十四号、第四百八十一号、第四百八十七号から第四百八十九号まで、第五百二条から第五百四号まで及び第五百七条、新刑事訴訟法第四百八号、第四百八十二号及び第四百八十四号から第四百八十六号まで、少年法第二十二号第一項、第二十七号第一項、第六十一号、第六十七号第四項（第五十六号第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八号本文、新少年法第五十六号及び第五十七号、第二号改正更生保護法第三号、第十四号、第十六号、第二十号、第二十八号、第四十八号、第四十九号第一項及び第三項、第五十号第一項（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第二号八に係る部分を除く。）、第五十一号（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第一項第七号に係る部分を除く。）、第五十七号（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第一項第四号に係る部分を除く。）、第六十一号、第六十三号、第六十五号、第六十六号の二、第六十八号、第八十四号、第八十六号、第八十八号並びに第八十八号の二、更生保護法第四号第二項、第十号から第十三号まで、第二十二号から第二十九号まで、第三十五号から第三十七号まで、第三十九号、第四十号、第五十二号第二項及び第三項、第五十三号第二項及び第三項、第五十六号、第五十八号、第六十条、第六十二号、第六十四号、第六十五号の二、第六十五号の四、第六十七号から第六十七号まで、第六十七号並びに第九十一号から第九十八号まで並びに新更生保護法第三十二号、第三十四号第一項、第五十四号第二項、第五十五号及び第八十五号の規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

ては、第二号八に係る部分を除く。）、第五十一号（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第一項第七号に係る部分を除く。）、第五十七号（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあつては、第一項第四号に係る部分を除く。）、第六十一号、第六十三号、第六十五号、第六十六号の二、第六十八号、第八十四号、第八十六号、第八十八号並びに第八十八号の二、更生保護法第四号第二項、第十号から第十三号まで、第二十二号から第二十九号まで、第三十五号から第三十七号まで、第三十九号、第四十号、第五十二号第二項及び第三項、第五十三号第二項及び第三項、第五十六号、第五十八号、第六十条、第六十二号、第六十四号、第六十五号の二、第六十五号の四、第六十七号から第六十七号まで、第六十七号並びに第九十一号から第九十八号まで並びに新更生保護法第三十二号、第三十四号第一項、第五十四号第二項、第五十五号及び第八十五号の規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

新刑法

第二十八号

三分の一

三分の一（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二号第七号の裁判官（以下「裁判官」という。）において同条第十一号の受人移送犯罪（以下「受人移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行として

の拘禁をしたとされる日数を含む。）

十年（裁判官において受人移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行

十年

十年（裁判官において受人移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行

第十二条

刑の言渡しが確定した後

としての拘禁をしたとされる日数を含む。）
国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後
国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と

刑事訴訟法

第四百七十四條

二以上の

国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と

その重いもの

共助刑

重い刑

他の刑

主刑

第四百八十七條

刑名

共助刑の種類

第五百二條

裁判の執行を受ける者

共助刑の執行を受ける者

新刑事訴訟法

第四百八十条及び

刑の言渡しをした裁判所

東京地方裁判所

第四百八十二条

する検察庁

東京地方検察庁

少年法

第二十七條第一項

保護処分が継続中、本人に対して有罪判決が確定した

国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号の共助刑の執行を受ける者

新少年法

第五十七條

保護処分の継続中、拘禁刑又は拘留の刑が確定した

国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である

9 新国際受刑者移送法第一節、第三章及び第四章の規定は、懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている国際受刑者移送法第一条第四号に規定する締約国の国民等（以下「この項において、締約

国の国民等」という。）及び旧国際受刑者移送法第二条第六号に規定する送付移送により引き渡した締約国の国民等についても適用する。この場合において、新国際受刑者移送法第三条第六号中「拘禁刑」とあるのは「一罰法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は同法第十二条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、新国際受刑者移送法第十条第十号及び第十二号、第二十八号第五号、第二十九号、第三十七号（見出しを含む。）並びに第四十号中「拘禁刑」とあるのは「懲役又は禁錮」と、新国際受刑者移送法第二十八号第四号並びに第三十八号第一号及び第二号中「拘禁刑」とあるのは「懲役若しくは禁錮」と、同条第一号中「又は」とあるのは「又は刑の種類若しくは」とする。
（公社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十一条 租税等の請求権（公社更生法第二十五条に規定する租税等の請求権をいい、同法第八十条第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を免れ、若しくは免れようとす、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続（同法第二条第一項に規定する更生手続をいう。以下この条において同じ。）開始後懲役に処せられた場合における第五十四条の規定による改正後の同法第二百四十二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとす、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとす、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権とみなす。
（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十二条 当分の間、第五十五条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下この条において、新医療観察法」という。）第二条第二項（第一号に係る部分に限る。）に規定する対象者に係る新医療観察法の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「拘禁刑、一罰法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役又は旧刑法第十三条に規定する禁錮」とする。

② 懲役又は禁錮を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期がある有罪の裁判が確定した場合における新医療観察法第七十四条第二項及び第七十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑を言い渡した裁判は、それぞれ拘禁刑を言い渡した裁判とみなす。

〔裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第四百九十四条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第五十七条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（次項において「新裁判員法」という。）第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件は、それぞれ無期拘禁刑に当たる罪に係る事件とみなす。

② 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新裁判員法第十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪につき起訴された者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪につき起訴された者とみなす。

〔国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第四百九十五条 当分の間、第六十四条の規定による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（次項において「新国際刑事裁判所協力法」という。）第二条第七号の国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとする。

② 引渡犯罪（新国際刑事裁判所協力法第十二条に規定する引渡犯罪をいう。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるときは、新国際刑事裁判所協力法第十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるとはそれぞれ無期拘禁刑に処すべき罪に当たると、有期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるとはそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に処すべき罪に当たるとみなす。

〔出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置〕

第四百九十六条 懲役又は禁錮に処せられた者に係る第六十五条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第四条、第二十二條及び第二十四条第一項の適用については、懲役又は禁錮に処せ

られた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

〔一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第四百九十七条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七十条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の六第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

〔国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置〕

第四百九十八条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七十二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに国家公務員退職手当法第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

〔警察官職務執行法の一部改正に伴う経過措置〕

第四百九十九条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九十七条の規定による改正後の警察官職務執行法第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

〔暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第五百条 第五百条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条第一号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定に当たつては、懲役又は禁錮の刑に処せられた者はそれぞれ拘禁刑に処せられた者と、旧拘留の刑に処せられた者は拘留の刑に処せられた者と、懲役又は禁錮の刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者はそれぞれ拘禁刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者と、懲役又は禁錮の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者はそれぞれ拘禁刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者は拘留の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪につ

いて同法第二條の大赦又は同法第四條の特赦を受けた者とみなす。

(金融機關等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百二條 租税等の請求権(金融機關等の更生手続の特例等に関する法律第四條第十五項に規定する租税等の請求権又は同法第六十九條第十五項に規定する租税等の請求権をい、同法第五十八條第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。)を免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続(同法第四條第一項に規定する更生手続又は同法第六十九條第一項に規定する更生手続をいう。以下この条において同じ。)開始後懲役に処せられた場合における第五百十七條の規定による改正後の同法第二百二十五條第一項(第四百号に係る部分に限る。)及び第二百九十五條第一項(第四百号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権とみなす。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五百二條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第五百十八條の規定による改正後の地方税法第二百二十二條の二十八第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 〇 号)第一條の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十二條に規定する懲役の刑」とする。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第五百三條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九十六條の規定による改正後の関税法第四百四十六條第二項(第一号に係る部分に限る)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第十一條第三項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和十九年法律第四百四十九号)第四條において準用する場合を含む。)、とん税法第十四條、特別とん税法第十二條及び関税暫定措置法第十九條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第九十六條の規定による改正

後の関税法第四百四十六條第一項第一号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 〇 号)第一條(刑法の一部改正)の規定による改正前の刑法第十二條(懲役)に規定する懲役の刑」とする。

(関税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第五百四條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第一百零一條の規定による改正後の関税通則法第五十七條第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 〇 号)第一條(刑法の一部改正)の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十二條(懲役)に規定する懲役の刑」とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百五條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百三十六條の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十四條第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置)

第五百六條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第二百四十二條の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第五十八條の四の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の刑の言渡しは拘留の刑の言渡しとみなす。

(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五百七條 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四百十七條の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第七條(第二号及び五号に係る部分に限る。)の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五百八條 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第四百二十六條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條の八第一項及び第四項、第二十七條の九第一項並びに第二十七條の十三第四項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七條の十三第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起

訴をされた者とみなす。

第四章 その他

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定 公布の日

第二十九條、第五十二條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百八十四條第一項並びに第四百九十一條第一項及び第五項の規定 刑法等一部改正法第一号施行日

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定

2 この法律の施行の日が核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日前である場合には、第四百二十四條第一号中「、第七十六條の二第

一項及び」とあるのは、「及び」とする。

3 前項の場合において、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章中第七十七條の前に一條を加える

改正規定中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」とする。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二五二号)(第一二五三号)(第一二五四号)(第一二五五号)(第一二五六号)(第一二五七号)

一、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願(第一二七二号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二七二号)(第一二七三号)(第一二七四号)(第一二七五号)(第一二七六号)(第一二七七号)(第一二七八号)(第一二七九号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願(第一二八〇号)(第一二八一号)(第一二八二号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一三〇九号)

第一二五二号 令和四年五月十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 滋賀県彦根市 徳永桂子 外九百三十九名

紹介議員 嘉田由紀子君

戦前、天皇制政治の下で主権在民を主張し侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲を被った。治安維持法が制定された一九二五年から廃止されるまでの二十年間に、逮捕者数十万人、送検された人六万八千二百七十四人(起訴六千五百五十人)、警察署で虐殺された人九十三人、刑務所・拘留所での虐待・暴行・発病などによる死者は四百人余(治安維持法国賠同盟調べ)に上っている。治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていない。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいる。日本弁護士連合会主催の人権擁護大会(一九九三年)は「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者としてその行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めている。再び戦争と暗黒政治を許さないために、国が治安維持法犠牲者の名誉回復を図り、謝罪と賠償をすることを求める。

一、国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。

二、国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。

三、国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

第一二五三号 令和四年五月十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区 荘司肇 外二百九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二五四号 令和四年五月十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 若山明夫 外四百九十九名

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二五五号 令和四年五月十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 長野県上田市 金井忠一 外千二百八十八名

紹介議員 羽田 次郎君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二五六号 令和四年五月十一日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 秋田県大仙市 最上健造 外二百九十九名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二五七号 令和四年五月十一日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 沖縄県那覇市 當眞玲子 外五百四十七名

紹介議員 高良 鉄美君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七一号 令和四年五月十二日受理
選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願
請願者 三重県津市 青山友紀 外九百九十九名

紹介議員 宮沢 由佳君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第一二七二号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 東京都八王子市 瀧嶋みね子 外二百六十三名

紹介議員 有田 芳生君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七三号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 茨城県水戸市 久保田俊雄 外三百六十八名

紹介議員 小沼 巧君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七四号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市 石丸あきし 外四百九十九名

紹介議員 宮沢 由佳君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七五号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 新潟市 渡辺淳二 外二百五十名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七六号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 京都府宇治市 藤原元幸 外四百八十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七七号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 東京都板橋区 小曾納友子 外二百九十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七八号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 東京都国分寺市 倉又孝夫 外四百九十九名

紹介議員 木村 英子君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二七九号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 島根県雲南市 門脇幸美 外四百九十五名

紹介議員 ながえ孝子君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二八〇号 令和四年五月十二日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 さいたま市 桜井豊子 外四十九名

紹介議員 福島みずほ君
夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。婚姻の際、九六％が夫の姓になっているのは間接的な女性差別である。通称使用の拡大では根本的な女性差別ではない。女性だけに適用される再婚禁止期間の廃止も緊急の課題である。民法の婚外子相続差別は廃止されたが、戸籍法には出生届に婚姻による子供かどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきである。国連女性差別撤廃委員会は、二〇〇九年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告し、その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めている。国連人権理事会などの国際機関も同様の勧告を繰り返ししており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を問われていると言え

る。一九九六年に法制審議会が選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申してから四半世紀が経過した。第五次男女共同参画基本計画は、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し

「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。最高裁は二〇一五年及び二〇二一年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしたが、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとした。最近の世論調査では約七割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々提出されている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を行うこと。

第一二八一号 令和四年五月十二日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 岡山県高梁市 土屋篤典 外四十九名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。

第一二八二号 令和四年五月十二日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 大阪市 小澤力 外四十九名

紹介議員 嘉田由紀子君
この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。

第一三〇九号 令和四年五月十二日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 山形県米沢市 須貝健一 外九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。